

林、商工省令第一號)第六十四條第二項の規定により金融機関に無記名式の債券を提出した者は、第一項第三號の規定の適用については、これを當該債券に係る権利につき確定損を負擔した債権者とみなす。

金融機関再建整備法施行規則第六十四條第二項の規定により金融機関に無記名式の債券を提出しなければならぬ者が、同項の提出期限を經過した後第三十七條の三の規定による調整勘定の閉鎖の日までに、當該債券を當該金融機関に提出したときは、當該債券を提出した者は、同條の規定による利益金の残額があるときに限り、その残額の範囲内において、その確定損の整理負擔額に應じ均等の割合で、且つ、その確定損の整理負擔額の限度において、その残額の分配を受けることができる。

第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三十七條の三 金融機関は、前に舊勘定に屬した資産及び負債の整理が完了したとき又は前條の規定により調整勘定の利益金を確定損を負擔した整理債務の債権者にその整理負擔額の全額まで分配したときは、主務大臣の認可を受け、その認可に當り主務大臣の指定する日において、調整勘定を閉鎖しなければならない。

損を負擔した債権者のために、善良な管理者の注意を以て、これを管理又は處分しなければならない。調整勘定に生じた利益金についてもまた同じ。

第三十七條の六 第三十七條の規定により調整勘定を設けなければならない金融機関は、債権者審査會を置かなければならない。

債権者審査會は、七人の審査人を以て、これを組織する。

前項の審査人は、金融機関の確定損を負擔した整理債務の債権者であつて當該金融機関に對し債務を負擔していない者(當該金融機関の役員、職員その他の従業者、國、地方公共團體、持株會社整理委員會及び昭和二十年ボツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令(昭和二十二年勅令第一號)第三條第二項に規定する覺書該當者を除く。)のうちで確定損負擔額の最も多額な者から順次に、當該金融機関の理事機關がこれを選任し、その任期は一年とする。

金融機関の理事機關は、審査人がその就職の後當該金融機関から債務を負擔するに至つたとき、又は當該金融機関の役員、職員その他の従業者となつたときは、當該審査人の役員、職員その他の従業者となつたときは、當該審査人

金融機関再建整備法の一部を改正する法律

調整勘定閉鎖の際、調整勘定に利益金の残額がある場合において、當該金融機関に商法第二百八十八條第一項の準備金(その他の法令によるこれに準ずる準備金を含む。以下法定準備金といふ。)があるときは、當該利益金の残額は法定準備金に併せられ、又、法定準備金がないときは、當該利益金の残額がそのまま法定準備金となるものとする。

第三十七條の四 金融機関は、新勘定及び舊勘定の區分の消滅後、前條の規定により調整勘定を閉鎖する時までの間に、前條の規定に屬した資産(その資産が債権である場合において、前に舊勘定に屬した資産)として交付を受けたものを含む。以下第三十七條の五において同じ。)を處分しようとするときは、豫め、第三十七條の六の規定による債権者審査會の同意を得、且つ、主務大臣の許可を受けなければならない。但し、貸付金その他の債権を回収する場合(擔保の解除又は和解を伴ふことに因り第三十七條第一項第二號乃至第五號の規定による債権者の利益を害する場合を除く。)については、この限りでない。

第三十七條の五 金融機関は、第三十七條の三の規定により調整勘定を閉鎖するまでの間は、前に舊勘定に屬した資産について、これを他の資産と區分し、當該金融機関の確定を解任しなければならない。

審査人が心身の故障その他の理由に因りその職務をとることができない場合には、金融機関の理事機關は當該審査人を解任することができる。

金融機関の理事機關は、前三項の規定により審査人を選任し又は解任したときは、遅滞なく、その者の氏名又は名稱及び住所並びに整理債務の金額を、主務大臣に届出でなければならぬ。

審査人は、その職務の執行のために要した費用についてその實費の支拂を受ける外、報酬を受けることができない。

債権者審査會の職務の執行は、審査人の過半数を以て、これを決する。

第三十七條の七 調整勘定に繰り入れる金額又は調整勘定から支出する金額は、法人税法(昭和二十二年法律第二十八號)による各事業年度の普通所得及び地方税法(昭和二十三年法律第十號)により事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上、これを益金又は損金に算入しない。

第三十七條の八 前七條の規定は、第二十五條第三項若しく

は第四項又は第三十六條第二項若しくは第三項の規定によりその債権の全部又は一部が消滅した譲渡金融機關からその事業の全部の譲渡又は保険契約の全部の移轉を受けた金融機關に、これを準用する。

前項において譲渡金融機關とは、第二十六條第二項、第四十條第一項、第四十一條第一項若しくは第二項の規定により、又は第三十九條第一項の規定による整備計畫書の定めるところにより他の金融機關に事業の全部の譲渡又は保険契約の全部の移轉をなした金融機關をいふ。

第三十七條の九 第三十七條の二（前條の規定により準用する場合を含む。以下第三十七條の十及び第六十三條第九號において同じ。）の規定により調整勘定の利益金の分配を受ける権利は、これを譲渡し又は擔保に供することができない。

第三十七條の十 金融機關又は金融機關の役員、職員その他の従業者は、第三十七條の二の規定により調整勘定の利益金の分配を受ける権利を有する者から、その権利を譲り受け又はその権利の譲渡を要求し若しくは約束してはならない。

金融機關又は金融機關の役員、職員その他の従業者は、

積立

二 基金の總額までの償却
前項の規定により、特別準備金を處分するもなほ殘額がある場合においては、保険業法第六十六條の定めるところによる。

第六十三條中第八號及び第九號を次のように改める。
八 第三十七條（第三十七條の八の規定により準用する場合を含む。）の規定による經理を怠り又は同條に違反してその經理をなしたとき。

九 第三十七條の二の規定による利益金の處分を怠り又は同條の規定に違反してその處分をなしたとき
十 第三十七條の四（第三十七條の八の規定により準用する場合を含む。）の規定に違反して資産を處分したとき。

第六十三條の二 第三十七條の十の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。
第六十四條中「監査委員」の下に「及び債權者審査會の審査人」を加える。

第六十九條中「第六十三條、」の下に「第六十三條の二、」を加える。

附則
金融機關再建整備法の一部を改正する法律

當該金融機關又は他の金融機關の調整勘定に生じた利益金の分配に關して、第三十七條の二の規定により調整勘定の利益金の分配を受ける権利を有する者から、手数料その他の報酬を收受し又はこれを要求し若しくは約束してはならない。

金融機關又は金融機關の役員、職員その他の従業者は、何等の信義によつても、前二項の禁止を免れる行爲をしてはならない。

第三十九條第一項中「第二十四條第一項第三號又は第八號の規定により株主において確定損を負擔する金融機關の理事機關は」を「金融機關の理事機關は」に改める。

第四十六條第二項中「商法第二百八十八條第一項の準備金（その他の法令によるこれに準ずる準備金を含む。以下法定準備金といふ。）を「法定準備金」に改め、同條に次の二項を加える。

前項の規定にかゝらず相互會社の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の際、特別準備金がある場合においては、當該相互會社は、左の各號の順序により、これを處分しなければならない。

一 保険業法第六十三條の規定による準備金の總額までの

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、

金融機關再建整備法第二十五條の三、第三十三條、第三十四條、第三十七條、第三十七條の七から第三十七條の九まで及び第四十六條の改正規定は、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

第二條 この法律施行前になした行爲に對する罰則の適用については、なお、従前の例による。

第三條 昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く金融機關經理應急措置法の一部を改正する政令（昭和二十三年政令第六十四號）の一部を次のように改正する。

附則第七條に次の一項を加える。
金融機關再建整備法第三十三條第二項乃至第四項の規定は、前項の規定による損失の補償の場合に、これを準用する。

第四條 大藏省預金部等損失特別処理法（昭和二十一年法律第五十六號）の一部を次のように改正する。

第四條に次の四項を加える。
指定時における預金部資金に屬する運用資産につき、前項の規定により一般會計から大藏省預金部に補償金を繰り

入れたのちにおいて、第一條の規定による評價額に比し價額の増加又は減少があつた場合において、當該價額の増加額が減少額を超へるときは政府は、その差額に相當する金額を、當該補償金の額まで大藏省預金部から一般會計に繰り入れる。

金融機關再建整備法第三十三條第二項乃至第四項の規定は、第一項の規定により一般會計から大藏省預金部に補償金を繰り入れる場合に、これを準用する。

金融機關再建整備法第三十三條第七項の規定は、第三項の規定により大藏省預金部から一般會計に同項の差額に相當する金額を繰り入れる場合にこれを準用する。

政府は、第三項の規定による差額に相當する金額を同項の規定により、大藏省預金部から一般會計に繰り入れた後なほその残額があるときは命令の定めるところにより、これを処分するものとする。

第五條 金融緊急措置令(昭和二十一年勅令第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四條 削除

第七條第一項を削る。

第十一條中「若ハ第四條ノ規定、」を削る。

2 この法律施行前になした行爲に對する罰則の適用については、従前の金融緊急措置令第四條及び第十一條の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

3 この法律施行の際現に存する金融緊急措置令施行規則(昭和二十一年大藏省令第十二號)に定める第一封鎖預金等は、その時において同規則に定める自由預金等となるものとする。この法律施行後同規則第一條の十の規定により第一封鎖預金等となつたものについてもそのなつた時においてまた同じ。

農薬取締法

(昭和二十三年七月一日法律第八十二号)

(定義)

1 第一條 この法律において、「農薬」とは、農作物(樹木を含む。以下同じ。)又は農林産物を害する菌、線虫、たに、昆虫、れづみその他の動植物(以下病害虫と総稱する。)の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤をいう。

2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

3 この法律において「製造業者」とは、農薬を製造し、又は加工することを業とする者をいい、「輸入業者」とは、農薬を輸入することを業とする者をいい、「販賣業者」とは、農薬を販賣することを業とする者をいい、「防除業者」とは、農薬を使用して第一項の防除を行うことを業とする者をいう。

(製造業者及び輸入業者の農薬の登録)

第二條 製造業者又は輸入業者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬について、農林大臣の登録を受けなければ、これを販賣してはならない。

2 前項の登録の申請は、左の事項を記載した書面及び農薬の見本を提出して、これをしなければならぬ。

一 氏名(法人の場合にあつてはその名称及び代表者の氏名。以下同じ。)及び住所

二 農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量

三 適用病害虫、使用方法並びに薬効及び薬害に関する試験成績

四 製造場の名称及び所在地

五 製造業者の製造し又は加工した農薬については、製造

方法及び製造責任者の氏名

3 農林大臣は、前項の申請を受けたときは、農薬検査所の官吏(以下検査官吏という。)に農薬の見本について検査をさせ、その申請を受けた日から二箇月以内に、農薬審議会の議決を経て当該農薬を登録し、且つ、左の事項を記載した登録票を交付しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日

二 農薬の種類及び名称

三 製造業者又は輸入業者の氏名

四 製造場の名称及び所在地

4 農林大臣は、前項の検査につき、省令で定めるところにより、申請者から手数料を徴収することができる。

(記載事項の訂正又は品質改良の指示)

第三條 農林大臣は、前條第三項の検査の結果、同條第二項の書面の記載事項に虚偽の事実があると認めるとき又はその書面に記載する使用法により当該農薬を使用する場合に農作物、農林産物若しくは使用者に害があると認めるときは、同條第三項の規定にかかわらず登録を保留して、申請者に對してその書面の記載事項を訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる。

2 前項の指示を受けた者が、その指示を受けた日から一箇月以内にその指示に基き書面の記載事項の訂正又は品質の改良をしないときは、農林大臣は、その者の登録の申請を却下する。

3 農林大臣は前二項の処分をするには、農薬審議会の議決を経なければならない。

(異議の申立)

4 農林大臣は前二項の処分をするには、農薬審議会の議決を経なければならない。

2 農林大臣は、前項の申立を受けたときは、その申立を受けた日から二箇月以内に、農薬審議会の議決を経てこれについて決定をし、その申立を正当と認めるときは速かに当該申請者に登録票を交付し、その申立を正当でない認めるときは当該申請者にその旨を通知しなければならない。

3 異議の申立をした者が、前項後段の通知を受けた日から一箇月以内に前条第一項の指示に基いて書面の記載事項の訂正又は品質の改良をしないときは、農林大臣は、その者の登録の申請を却下する。

(登録の有効期間)

5 農林大臣は前二項の処分をするには、農薬審議会の議決を経なければならない。

(記載事項の変更)

6 農林大臣は前二項の処分をするには、農薬審議会の議決を経なければならない。

(製造業者及び輸入業者の農薬の表示)

7 農林大臣は前二項の処分をするには、農薬審議会の議決を経なければならない。

(登録番号)

8 農林大臣は前二項の処分をするには、農薬審議会の議決を経なければならない。

9 農林大臣は前二項の処分をするには、農薬審議会の議決を経なければならない。

称(解毒剤のない場合)は、その旨

5 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

6 貯蔵上又は使用上における注意事項

7 製造場の名称

8 製造業者の製造し、又は加工した農薬については、製造年月及び包装年月

(販賣業者の届出)

8 販賣業者は、その営業所ごとに、左の事項を当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 当該営業所
- 三 卸賣業及び小賣業の別

2 販賣業者は、前項の届出事項中に変更を生じたときもまた同項と同様に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出は、あらたに営業を開始した場合にあつてはその開始後二週間以内に、営業所を増設した場合にあつてはその増設後二週間以内に、第一項の事項中に変更を生じた場合にあつてはその変更を生じた後二週間

以内に、これをしなければならない。

(販賣業者と農薬の表示)

9 農林大臣は前二項の処分をするには、農薬審議会の議決を経なければならない。

(帳簿)

10 農林大臣は前二項の処分をするには、農薬審議会の議決を経なければならない。

(防除業者の届出)

11 農林大臣は前二項の処分をするには、農薬審議会の議決を経なければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 事業の内容
- 三 営業所
- 四 防除の方法及び防除に使用する農薬の種類

2 前項の規定による届出については、第八條第二項及び第三項の規定を準用する。

(防除業者に対する監督)

第十二條 前條の規定により届出のあつた方法による防除又は農薬の使用が農作物又は農林産物に害を及ぼすと認められるときは、農林大臣は、農薬審議会の議決を経て、防除業者に対し防除の方法の変更を命じ、又は当該農薬の使用を禁止するものとする。

2 前項の処分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から二週間以内に、農林大臣に書面をもつて異議の申立をすることができる。

3 農林大臣は、前項の申立を受けたときは、その申立を受けた日から二箇月以内に、農薬審議会の議決を経てこれについて決定をし、その申立を正当と認めるときは速かに第一項の処分を取り消し、その申立を正当でないとして認めるときは当該申立者にその旨を通知しなければならない。

(登録農薬に関する取締)

第十三條 農林大臣は、製造業者、輸入業者、販賣業者又は防除業者に対し、その業務に関し報告を命じ、又は検査官吏にこれらの者から第十四條の検査のため必要な数量の農

き、本所の事務を分掌させることができる。
3 農薬検査所の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

(農薬審議会)

第十六條 農薬審議会は、十五人から二十人までの委員をもつてこれを組織する。

2 委員は、学識経験のある者の中から、農林大臣が、これを命ずる。

3 農林大臣は議案の整理に従事させるため、農薬審議会に幹事を置くことができる。

4 この法律に規定するものの外、農薬審議会に対し必要な事項は、省令でこれを定める。

(罰則)

第十七條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。但し、違反行為に因つて得た対價の額が一万円を超える場合には、罰金は、その対價の額以下とする。

一 第二條第一項、第七條又は第九條の規定に違反した者

二 第十二條第一項の規定による処分に違反した者

三 第十四條第一項の規定による販賣の禁止若しくは停止

薬若しくはその原料を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、農薬又はその原料を集取させるときは、時價によつてその対價を支拂わなければならない。

2 前項の場合において、同項に掲げる者から要求があつたときは、検査官吏は、その身分を示す証票を示さなければならぬ。

第十四條 農林大臣は、その定める検査方法に従い、検査官吏に農薬を検査させ、その結果第七條又は第九條の規定による表示に虚偽の事実があることを発見したときは、農薬審議会の議決を経て当該農薬の販賣の禁止若しくは停止を命じ、又は第二條の規定による登録を取り消すものとする。

2 前項の処分があつた場合には第十二條第二項及び第三項の規定を準用する。

(農薬検査所)

第十五條 農薬の検査に関する事務を掌らせるため、農林省に農薬検査所を置く。

第十八條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第六條、第八條第一項若しくは第二項(第十一條第二項において準用する場合を含む)第十條又は第十一條第一項の規定に違反した者

二 第十三條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第二十條 第十七條の犯罪に係る農薬で犯人の所有し、又は所持するものは、その全部又は一部を没収することができる。犯罪の後犯人以外の者が情を知つてその農薬を取得した場合においても同様とする。

2 前項の場合において、その農薬の全部又は一部を没収することができないときは、その價額を追徴することができる。

附則

- 1 この法律は、その公布の後一箇月を経過した日から、これを施行する。
- 2 この法律施行前から製造され、加工され、又は輸入されていた農産物については、この法律施行後三箇月を限り、第二條第一項及び第七條の規定はこれを適用しない。
- 3 販賣業者が第七條第二號から第七號までに規定する事項を店頭の見易い場所に掲示したときは、この法律施行後六箇月を限り、第九條の規定はこれを適用しない。
- 4 この法律施行の際現に販賣業者又は防除業者である者はこの法律施行の日から二週間以内に、第八條第一項又は第十一條第一項の規定による届出をしなければならない。

種畜法

(昭和三十三年七月十二日法律第百五十五號)

(法律の目的)

第一條 この法律は、畜産の振興を図るため、種畜を確保し、その利用を増強し、もつて家畜の改良増殖を促進することを目的とする。

を種付に供用してはならない。但し、省令で定める場合はこの限りでない。

- 2 種畜は、疾患にかかっていることを知りながら、これを種付に供用してはならない。但し、省令で定める場合はこの限りでない。

(疾患の検査)

第五條 主務大臣又は都道府県知事は、必要があると認められた場合には、省令で定めるところにより、種畜検査委員をして種畜について疾患に関する検査を行わせることができらる。

- 2 前項の規定により、種畜検査委員が検査する場合には、その身分を示す証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

(証明の効力の取消又は停止)

第六條 主務大臣は、前條第一項の規定による検査の結果疾患にかかっていると認められた種畜について、省令の定めるところにより、第三條の証明書の証明の効力を取り消し又は停止することができる。

(種畜の飼養者の義務)

第七條 種畜の飼養者は、当該官吏若しくは吏員又は種付を

(定義)

第二條 この法律において「種畜」とは、牛、馬その他政令で定める家畜の種雄であつて、その飼養者がこれを種付(人工授精を含む。以下同じ。)に供用する目的で主務大臣から証明書の交付を受けているものをいう。

(証明書の交付)

第三條 主務大臣は、前條第一項の証明書の交付の申請があつた場合には、その家畜について検査を行い、傳染性の疾患(以下疾患という。)を有しないものにつき、その飼養者に対して証明書を交付する。

(種付の禁止)

第四條 種畜でない牛、馬その他政令で定める種畜の雄又は第六條の規定により証明の効力を停止された種畜は、これ

を受けようとする種畜の飼養者その他省令で定める者から要求された場合には、その種畜の証明書を呈示しなければならない。

- 2 種畜の飼養者は、種付した家畜の雌の飼養者から種付証明書の交付を要求された場合には、正当の事由がなければ、その交付を拒むことができない。

3 前項の種付証明書に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

(家畜登録協会)

第八條 家畜の所有者又は飼養者は、家畜登録協会を設立することができる。

第九條 家畜登録協会は、家畜の改良を図るため、種畜又は家畜の血統、能力又は体型について、登録審査委員の行う審査に合格したものを登録し、その他必要な事業を行うことを目的とする。

- 2 前項の登録審査委員、審査、登録その他に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十條 家畜登録協会は、その名称の中に、家畜登録なる文字又は家畜の種類の名称を冠する登録協会という文字を用

いなければならぬ。

2 家畜登録協会でないものは、その名称の中に前項に掲げる文字又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第11條 家畜登録協会には、この法律に定めるものの外、民法(明治二十九年法律第八十九号)の社團法人に関する規定を準用する。

(家畜の移動又は殺の制限)

第12條 主務大臣は、種畜の確保に關し特に必要があると認めたる場合には、家畜の飼養者に対し、地域並びに家畜の種類及び年齢を指定し、移動又は殺の制限に關し必要な命令を発することができる。

2 主務大臣は、政令の定めるところにより、前項の権限の一部を都道府縣知事に委任することができる。

(罰則)

第13條 第12條の規定による命令に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第14條 第4條第一項又は第二項の規定に違反した者は、これを三千円以下の罰金に処する。

第15條 第5條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者はこれを千円以下の罰金に処する。

し、同法第二條の規定による証明書は、これをこの法律の規定による証明書とみなす。

6 この法律施行の際、現に種馬統制法の規定による種牡馬であるものは、これをこの法律の規定による種畜とみなす。

7 馬匹去勢法(明治三十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「種牡馬又は候補種牡馬」を「種畜法ニ依ル種畜」に、同法第四條中「種牡馬又ハ候補種牡馬ニシテ其ノ指定ヲ取消サレ又ハ指定ノ効力ヲ失ヒタルモノ」を「種畜法ニ依ル種畜ニシテ其ノ証明書ノ証明ノ効力ヲ取消サレタルモノ」に、同法第九條中「種馬統制法中種牡馬又ハ候補種牡馬ニ關スル規定」を「種畜法中種畜ニ關スル規定」に改める。

農業改良助長法

(昭和二十三年七月十五日)
法律第百六十五号

第一章 総則

(法律の目的)

第一條 この法律は、能率的農法の發達、農業生産の増大及

農業改良助長法

第十六條 第七條第一項の規定による証明書の呈示を拒み若しくは忌避した者又は同條第二項の規定による種付証明書の交付を拒み若しくは忌避した者は、これを五百円以下の罰金に処する。

第十七條 第十條第二項の規定に違反した者は、これを三百円以下の過料に処する。

附則

1 この法律の施行の期日は、その公布の日から起算して九十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。

2 政府は、当分のうち、政令の定めるところにより、島を指定してこの法律の全部又は一部を施行しないことができる。

3 第十二條の規定は、この法律の施行の期日から二箇年を限り有効とする。但し、同條の規定の有効期間内にした行為に對する罰則の適用については、第十三條の規定は、その期間經過後も、その効力を有する。

4 種牡牛検査法(明治四十年法律第四十二号)及び種馬統制法(昭和十四年法律第七十五号)は、これを廃止する。

5 この法律施行の際、現に種牡牛検査法の規定による種牡牛であるものは、これをこの法律の規定による種畜とみなす。

2 この法律は、蚕糸業に關する試験研究及び普及事業には、これを適用しない。

第二章 農業に關する試験研究の助長助成の基準

(助成の基準)

第二條 政府は、農業に關する諸原理及びその應用に關する科学的試験研究を助長するため、本章の規定に従い、都道府縣及びその他の試験研究機關に對し補助金又は委託金(以下本章中資金という。)を交付する。

2 前項の資金は、農業に關する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して適當と考へられる特定の試験研究で、農業及び農民生活に直接關係し、國の農業事情からみて緊要と認められ、且つ不必要に重複していないものを助長するため交付されなければならない。

3 本章の規定により資金の交付を受ける試験研究機關の数はいずれの年度においても、全國を通じて七十五を超えることはできない。

4 農業に關する都道府縣の試験場以外の試験研究機關にお

ける試験研究を助長するために交付される資金は、第一項の資金の総額の二割を超えてはならない。

(農林大臣の任務)

第三條 農林大臣は、農事試験場その他の試験研究機関における試験研究につき、その重複反復を避け、成果を高め、結果報告の形式を統一するために、結果報告の具体的方法を示すとともに、随時、最も重要と考えられる検討方向を示し、その他この法律の目的を最善に達成するため必要な忠告及び助力を興えなければならない。

(助成の申請)

第四條 本章の規定により資金の交付を受け、又は受けようとする都道府縣又はその他の試験研究機関は、毎年一月三十一日までに、農林大臣の定める様式により、資金の交付申請書を、次年度において施行しようとする事業の計画書及び経費見積書並びに過去一箇年間に於ける農業に関する試験研究の実績報告書とともに、農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、いずれの年度においても、都道府縣又はその他の試験研究機関が本章の規定により次年度の資金の割当の決定を受ける以前において、農林大臣の承認

出した後、前條各号の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。

(資金の流用禁止)

第八條 本章の規定により交付される資金は、直接と間接とを問わず、これを諸建物の購入、建造、保全若しくは修理若しくは土地の購入若しくは借入に使用し、又は指定された事業以外に、若しくは指定された事業の間に流用してはならない。

(資金の還付)

第九條 農林大臣は、本章の規定により資金の交付を受けた都道府縣又はその他の試験研究機関が左の各号の一に該当するときは、資金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

- 一 前二條の規定に違反したとき。
- 二 支出額が予算額に比し減少したとき。

2 農林大臣は、都道府縣又はその他の試験研究機関が前項の規定により還付を命ぜられた場合正当な理由がないのに還付しないときは、当該都道府縣又はその他の試験研究機関に対する資金の割当又は交付をしない。

を受けなければならない。その承認を受けないものは、次年度の資金の割当の決定を受けることができない。

(資金の割当)

第五條 農林大臣は、前條の提出書類を審査の上、都道府縣又はその他の試験研究機関別に、毎年三月末日までに、本章の目的のために定められた予算の範囲内において、事業を指定し事業別に資金の割当を決定しなければならない。但し、予算成立の遅延のため三月三十一日までにその決定ができない場合には、予算成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。

(助成の承諾)

第六條 都道府縣又はその他の試験研究機関は、前條の規定により割当の決定を受けこれを承諾するときは、その割当決定に基いて実施する旨の承諾書を、遅滞なく農林大臣に提出しなければならない。承諾書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業実施計画書
- 二 收支予算書(委託の場合には経費見積書)

(計画の変更)
第七條 都道府縣又はその他の試験研究機関が、承諾書を提

(收支決算書)

第十條 本章の規定により資金の交付を受けた都道府縣又はその他の試験研究機関は、農林大臣の定める様式により、收支決算書を、次年度六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。

(年次報告書)

第十一條 農林大臣は、毎年度都道府縣又はその他の試験研究機関が本章の規定により資金の交付を受けて実施した事業と農業に関する國立の試験研究機関の試験研究事業とを検討整理しなければならない。

2 農林大臣は、前項の検討整理の結果及び本章の目的のために定められた予算の支出額の年次報告書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の年次報告書を、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十條の規定による歳入歳出決算の添附書類として、国会に提出するものとする。

(異議の申立)

第十二條 農林大臣は、二年以上継続して資金を交付することを承認した試験研究事業につき、その継続に必要な予算が成立している場合において、都道府縣又はその他の試験

研究機関が左の各号の一に該当することを事由として当該資金の割当又は交付をしないときは、その事実及び事由を遅滞なく内閣総理大臣に報告するとともに当該都道府県又はその他の試験研究機関に通知しなければならない。

一 第四條第二項の承認がないこと

二 第九條第一項の規定により命ぜられた資金の還付をしないことにつき正当な理由がないこと。

三 提出した事業計画の内容が不適當であること。

2 前項の通知を受けた都道府県又はその他の試験研究機関は、その通知に係る事由に不服があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に、内閣総理大臣に対し異議の申立をすることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその当否を決定しなければならぬ。異議の申立を正当と認める決定があつたときは、農林大臣は、当該資金の割当又は交付をしなければならない。

4 農林大臣は、第二項の期間に異議の申立がない場合又は異議の申立を不当と認める決定があつた場合には、当該資金を他の都道府県又はその他の試験研究機関に割り当てる。

(助成の申請)

第十五條 本章の規定により補助金の交付を受け又は受けようとする都道府県は、毎年一月三十一日までに、農林大臣の定める様式により、補助金の交付申請書を、次年度において施行しようとする事業の計画書及び経費見積書並びに過去一箇年間に於ける普及事業の実績報告書とともに、農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、いづれの年度においても、都道府県が本章の規定により次年度の補助金の割当の決定を受ける以前において、農林大臣の承認を受けなければならない。その承認を受けないものは、次年度の補助金の割当の決定を受けることができない。

(補助金の割当)

第十六條 農林大臣は、前條の提出書類を審査の上、毎年三月三十一日までに、本章の目的のために定められた予算の範囲内において、左の各号の規定に従い、都道府県別に補助金の割当を決定しなければならない。但し、予算成立の遅延のため三月三十一日までにその決定ができない場合には、予算成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。

一 当該予算総額の四割五分は、各都道府県の農業人口に

ことができる。

第三章 農業に関する普及事業の助長

(助成の目的)

第十三條 政府は、農民が農業及び農民生活に関する有益且つ実用的な知識を取得交換し、それを有効に應用することができるように、都道府県が農林省と協同して行う農業に関する普及事業を助長するため、本章の規定に従い、都道府県に対し補助金を交付する。

2 この法律は、個人的寄附又は農業協同組合その他政府若しくは都道府県以外の団体によつて支持されている普及事業を打ち切り、又は退歩させる意図があると解すべきでない。

(協同農業普及事業)

第十四條 本章の規定により補助金を交付される「協同農業普及事業」とは、専門指導員の巡回指導、農場展示、出版物の配付その他の手段により、農民に対し農業及び農民生活の改善に関する教示及び実地展示をすることをいう。

2 前項の普及事業は、農林大臣と本章の規定により補助金の交付を受ける都道府県とが協議して定める方針に従つて、これを実施するものとする。

應じて各都道府県に配分する。

二 当該予算総額の四割五分は、各都道府県の耕地面積に應じて各都道府県に配分する。

三 当該予算総額の一割は、天災又は農業資源の開発不十分のため農業改良に必要な協同農業普及事業を施行することが困難である都道府県及び農業の発展のため緊要な協同農業普及事業の施行を必要とする都道府県に配分する。

2 前項第一号及び第二号の規定により都道府県に配分される補助金の額が、当該都道府県において協同農業普及事業を維持するためその年度に支出する都道府県の倍額を超えるときは、その超える部分については、当該都道府県は、これを受領することができない。

(助成の承諾)

第十七條 都道府県は、前條の規定により割当の決定を受けこれを承諾するときは、その割当決定に基いて実施する旨の承諾書を、遅滞なく農林大臣に提出しなければならない。承諾書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業実施計画書
- 二 收支予算書

(計画の変更)

第十八條 都道府縣が、承諾書を提出した後、前條各号の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ農林大臣の承諾を受けなければならない。

(補助金の流用禁止)

第十九條 本章の規定により交付される補助金は、直接と間接とを問わず、これを諸建物の購入、建造、保全若しくは修理、土地の購入若しくは借入、研究若しくは普及のための農場の経営、取締事務その他本章に規定する目的以外の目的に使用してはならない。

(補助金の還付)

第二十條 農林大臣は、本章の規定により補助金の交付を受けた都道府縣が左の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

- 一 前二條の規定に違反したとき。
- 二 支出額が予算額に比し減少したとき。
- 2 農林大臣は、都道府縣が前項の規定により還付を命ぜられた場合正当な理由がないのに還付しないときは、当該都道府縣に対する補助金の割当又は交付をしない。

(收支決算書)

2 前項の通知を受けた都道府縣は、その通知に係る事由に不服があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に、内閣総理大臣に対し異議の申立をすることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその可否を決定しなければならぬ。異議の申立を正当と認める決定があつたときは、農林大臣は、当該補助金の割当又は交付をしなければならない。

4 農林大臣は第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不当と認める決定があつた場合には、当該補助金を不要額とする。

附則

第二十四條 この法律施行の期日は、その公布の日から三箇月を超えない期間内において、政令でこれを定める。

第二十五條 第四條第一項及び第十五條第一項に規定する書類の提出に関しては、昭和二十三年度に限り、同條の規定にかかわらず、農林大臣の指示するところによるものとする。

2 第四條第二項及び第十五條第二項の規定は、昭和二十三年年度に限り、これを適用しない。

指定農林物資検査法

第二十一條 本章の規定により補助金の交付を受けた都道府

縣は、農林大臣の定める様式により、收支決算書を、次年度六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。

(年次報告書)

第二十二條 農林大臣は、毎年度、本章の目的のために定められた予算の支出額及び本章の規定により補助金の交付を受けて実施した事業の結果の年次報告書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の年次報告書を、財政法第四十條の規定による歳入歳出決算の添附書類として、國會に提出するものとする。

(異議の申立)

第二十三條 農林大臣は、都道府縣が左の各号の一に該当することを事由として第十六條第一項第一号及び第二号の規定による補助金の割当又は交付をしないときは、その事実及び事由を遅滞なく内閣総理大臣に報告するとともに当該都道府縣に通知しなければならない。

- 一 第十五條第二項の承認がないこと。
- 二 第二十條第一項の規定により命ぜられた補助金の還付をしないことにつき正当な理由がないこと。

第二十六條 第五條及び第十六條第一項中前項の期日に關する規定は、昭和二十三年年度に限り、これを適用しない。

第二十七條 第十六條第二項の規定は、昭和二十三年年度に限り、これを適用しない。

第二十八條 産業試験費講習費國庫補助法(明治三十九年法律第九号)は、これを廃止する。

指定農林物資検査法

(昭和二十三年八月二日法律第二百十号)

(法律の目的)

第一條 この法律は、重要な農林畜水産物の取引の迅速及び安全を期するため、適正且つ公平な検査を行い、あわせて当該物資の品質の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「指定農林物資」とは、國內において生産された重要な農産物、林産物、畜産物及水産物並びにこれらを原料として製造(加工を含む。以下同じ。)された物資であつて別表第一及び第二に掲げるものをいう。

指定農林物資検査法

(指定農林物資の規格)

第三條 農林大臣は、指定農林物資の合格又は不合格を判定し、且つ品質を識別するため、規格審議会の議を経て、各種類ごとに規格及びその施行期日を定め、その期日の少くとも三十日前までにこれを公示しなければならない。

2 前項の規格は、適正且つ公平であつて類似の条件にある指定農林物資の生産者間に不均衡を生ずるものであつてはならない。

3 第一項の規定に基いて定められた規格が前項の条件を欠くと認める場合には、指定農林物資の生産者は、その施行期日の十日前までに、農林大臣に対しその旨を申し出るこゝとができる。

4 前項の規定による申出を受けた場合には、農林大臣は、これを規格審議会の議に附し、その理由があるを認めるときは、すみやかに規格を訂正し、施行期日の少くとも五日前までにこれを公示しなければならない。その理由がないと認めるときは、当該請求者に対し、理由を附してその旨を通知しなければならない。

5 規格が施行された後事情が変更したため第二項に規定する条件を欠くに至つたと認める場合には、指定農林物資の

生産者は、農林大臣に対し、その改訂を請求することができる。

(検査機関)

第四條 別表第一に掲げる國の機関又は都道府県知事は、命令の定めるところに従い、前條の規定によつて定められた規格に基いて別表第一に掲げる指定農林物資であつて、その管轄区域内において生産され、又は当該区域内に搬入されたものの検査を行わなければならない。

2 都道府県知事は、別表第二に掲げる指定農林物資又は前項の規定による検査が行われない別表第一に掲げる指定農林物資であつて、その管轄区域内において生産され、又は当該区域内に搬入されたものについて、前條の規定によつて定められた規格に従つて、検査を行うことができる。

3 前二項の規定により検査を行う國の機関又は都道府県知事(以下検査機関という。)の検査を受けた指定農林物資が当該指定農林物資について検査を行う他の検査機関の管轄区域内に搬入された場合には、前二項の規定は、第八條の規定により検査を受けないものとみなされる場合を除き、これを適用しない。

4 第一項若しくは第二項の規定によつて検査を行った場合

又は第七條の規定によつて検査を免除した場合には、検査機関は、これを証明するため、省令の定めるところにより、当該指定農林物資又はその包装に証票、印章又は記号(以下証票等という。)を附さなければならない。

5 前四項の外検査の手續に関する事項は、省令でこれを定める。

(生産者の義務)

第五條 指定農林物資の生産者は、前條の規定に基いて検査が行われる場合には、その検査を受けて合格したものでなければ、当該指定農林物資を販賣(交換する場合を含む。以下同じ。)し、若しくは販賣の委託をし、又は当該検査機関の管轄区域外に搬出してはならない。但し、農林大臣の定める一定数量以下のものを当該区域外に搬出する場合は、この限りでない。

(販賣業者の義務)

第六條 指定農林物資の販賣業者は、証票等の附されたものでなければ、これを購入し、若しくは販賣し、又は購入若しくは販賣の委託をしてはならない。但し、当該指定農林物資について第四條の規定に基く検査を行わない検査機関の管轄区域内で生産されたものを、当該区域又は当該指定

農林物資について同條の規定に基く検査を行わない他の検査機関の管轄区域内において購入し、若しくは販賣し、又は購入若しくは販賣の委託をする場合は、この限りでない。

2 前條の規定は、検査を行わない検査機関の管轄区域内で購入した指定農林物資を、検査を行う他の検査機関の管轄区域内に搬入した販賣業者に、これを準用する。

(検査の免除)

第七條 指定農林物資であつて輸出品の検査に関する他の法律の適用を受けるものについては、生産者又は販賣業者は、省令の定めるところにより、検査機関に対し第四條の規定による検査の免除を申請することができる。

2 前項の申請があつた場合には、検査機関は、第四條の規定にかかわらず、検査を免除することができる。

(再検査を受けなければならない場合)

第八條 検査済の指定農林物資であつても左の各号の一に該当するものは、検査を受けないものとみなす。

- 一 荷造又は結束を改め、又は損じたもの
- 二 証票等の明かでないもの又は証票等を偽造し、若しくは変造したもの

- 三 容量若しくは重量に著しい増減のあつたもの又は形状に著しい変化のあつたもの
- 四 虫、れずみ等の害を受け、又は変質したもの
- 五 証票等の有効期間が経過したもの
- 六 農林大臣が検査機関の検査を不当と認めて特に再検査を指定したもの

2 前項第五号の有効期間は、農林大臣がこれを定める。
(証票等類似物の使用禁止)

第九條 何人も第四條第四項の規定によつて附される証票等に類似したものを指定農林物資に附してはならない。

第十條 證票等の附してある包装材料は、これを消したものでなければ、再び指定農林物資の包装材料として使用してはならない。

(再検査の請求)

第十一條 検査機関の検査に不服のある者は、農林大臣に対し当該農林物資の再検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、農林大臣は、検査機関に対し、再検査に關して必要な指示をしなければならぬ。
(検査手数料)

第十五條 (罰則) 第五條(第六條第二項)において準用する場合を含む。又は第六條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第十六條 第九條若しくは第十條の規定に違反した者又は第十三條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第十五條又は前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても同條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日及び有効期間)

第十八條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

2 この法律は、臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)又は物價統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)のいづれかが存続する限り、その効力を有する。
(経過規定)

第十九條 この法律施行前臨時物資需給調整法に基く農林省令又は品質の検査に關する條例の規定に基いてした指定農

指定農林物資検査法

第十二條 國の機関である検査機関は、検査を行つたときは、省令の定めるところにより、検査手数料を徴収することができる。但し、再検査によつて上位の等級に変更された場合及び第八條第一項第六号の適用を受けたため再検査を受けた場合は、この限りでない。

(報告の徴収)

第十三條 検査機関は、その検査を行う指定農林物資の生産者又は販賣業者に対し、その生産し、又は販賣する指定農林物資の品名、数量、生産場所等に關して必要な報告を求めることができる。

(規格審議会)

第十四條 指定農林物資の規格を審査させるため、農林省に農産物、林産物、水産物及び工業食品の四規格審議会を置く。

2 各規格審議会の委員は、五人から十人までとし、學識経験のある者であつて指定農林物資の生産業又は販賣業に利害關係のないものの中から、農林大臣がこれを委嘱する。

3 この法律に定めるものの外、規格審議会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

林物資の検査は、これを第四條の規定に基いてした検査とみなし、それを証する証票等は、これを同條の規定に基いて附されたものとみなす。

2 この法律施行の際現に前項の省令又は條令に基いて定められてゐる指定農林物資の規格は、農林大臣の定める日までは、第三條の規定に基いて定められたものとみなす。

3 指定農林物資であつてこの法律施行の際現に第一項の省令又は條例の規定に基いて検査が行われていないものについては、第三條の規定により農林大臣の定める当該指定農林物資の規格の施行期日までは、第五條及び第六條の規定は、これを適用しない。

4 この法律施行の際現に都道府縣知事が検査を行つてゐる別表第一に掲げる指定農林物資であつて、この法律施行後は國の機関が検査を行うべきものについては、第四條第一項の規定及び別表第一にかかわらず、農林大臣の定める日までは、政令の定めるところにより、当該都道府縣知事が検査を行わなければならない。但し、この法律施行の際國の機関に事務を委託して検査を行つてゐるものについては、この限りでない。

5 前項の規定による検査は、これを第四條第一項の規定に

よる検査とみなす。

別表 第一

食糧事務所

わら工品、いぐさ製品、大麻、ちよ麻、亞麻、マオラン麻、除虫菊、みつまた、こうぞ、なたね

都道府縣知事

一般用材、弁甲材、坑木、杭丸太、電柱、造船用材、バルブ用材、押角、耳付板、仕組板、枕木、腕木、たる丸材、木炭、普通薪、ガス用薪、れん炭、豆炭、たどん、木ろう、はごの実、魚類乾製品、魚類塩蔵品、魚卵製品、水産物つけ物類、水産物つくだに、ねり製品、塩辛製品、節類、削節類、食料魚粉、いか製品、たこ製品、貝類製品、乾えび(あみを含む)、乾なまこ(ふじこを含む)、海藻製品、鯨製品、冷凍水産物、種かき、寒天、水産動物油、水産肥飼料、眞綿及び眞綿製品

別表 第二

都道府縣知事

ソリス、カラメル、食酢、種こうじ、育兒菓子、食料びん詰、亞麻種、桐実、牛乳、バター、しいたけ、あべまき樹

害虫が附着して、ないことを確め又は信ずる旨を記載した検査証明書のあるものでなければ、これを輸入してはならない。但し、植物検疫につき官設の機関を有しない國から輸入する場合は、この限りでない。

(輸入の禁止)

第四條 病菌又は害虫の侵入防止のため、左の各号の一に該当する物(以下禁止品という。)は、これを輸入することができない。但し、試験研究の用に供するため農林大臣の許可を得て輸入する場合は、この限りでない。

一 命令で定める地域から発送し、又はこれを經由した植物で命令で定めるもの

二 病菌又は害虫

三 土じよう又は土じようの附着する植物

(輸入場所の制限)

第五條 第三條又は前條但書の規定に従つて指定植物又は禁止品を輸入しようとする者は、第六條第三項の海港及び飛行場以外の場所で、これを輸入してはならない。

(輸入検査)

第六條 第三條又は第四條の但書規定に従つて指定植物又は禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その物及びその容器包

輸出入植物検疫法

皮。

輸出入植物検疫法

(昭和二十三年七月五日 法律第八十六号)

第一章 総則

(病菌又は害虫)

第一條 この法律において「病菌」とは、真菌、細菌その他の有害植物及びバイラスであつて植物を害するものをいい、「害虫」とは、昆虫、だに等の節足動物、線虫その他の虫類であつて植物を害するものをいう。

(輸出又は輸入)

第二條 本州、北海道、四國、九州及びこれらの附属の島(命令で定める地域を除く。)とこれらの地域以外との間に行われる取引その他による物の移動は、この法律の適用については、これを輸出又は輸入とする。

第二章 輸入植物の検疫

(輸入の制限)

第三條 命令で定める植物(以下指定植物という。)は、輸出國の官憲により発行され、且つ、その検査の結果病菌又は

装に就いて、植物検疫官の検査を受けなければならない。但し、輸入前において植物検疫官の検査を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受ける場合には、第三條の検査証明書又は第四條但書の規定による農林大臣の許可を証する書面を提示しなければならない。

3 第一項の検査は、命令で定める海港、飛行場その他の場所、これを行う。

第七條 植物検疫官は、前條の検査をする場合において、病菌又は害虫の附着している虞があると認めるときは、前條に掲げる物以外の輸入品についても検査をすることができ

(郵便物としての輸入)

第八條 第六條第一項の規定により検査を受けなければならない物を郵便物として輸入する場合は、これを小形包装物、商品見本又は小包郵便物以外の郵便物として輸入してはならない。

2 前項の規定に違反して輸入された郵便物の配達を受けた者は、その郵便物を添え、遅滞なく、その旨を動植物検疫所に届け出なければならない。

第九條 通関手続をなすべき郵便局は、指定植物又は禁止品を包装し、又は包装している疑のある小形包装物、商品見本又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動植物檢疫所に通知しなければならない。

2 前項の場合には、植物檢疫官は、郵便局員の立会の上、同項の小形包装物、商品見本又は小包郵便物の検査を行う。

3 前項の検査をする場合には、植物檢疫官は、受取人に対して、第三條の検査証明書又は第四條但書の規定による農林大臣の許可を証する書面の提示を求めることができる。

(立入検査)

第十條 植物檢疫官は、指定植物、禁止品その他病菌若しくは害虫の附着している虞のある輸入品を積載し、藏置し、若しくは所持し、又は積載し、藏置し、若しくは所持している疑があると認めるときは、その船車、航空機、倉庫その他の場所に立ち立つて、積載し、若しくは藏置している物を検査し、又は関係者に対し質問し、若しくは関係者の所持する物を検査することができる。

(検査に基づく処分)

第十一條 植物檢疫官は、本章の規定に基づく検査の結果、病

包装について、植物檢疫官の検査を受けなければならない。植物檢疫官は、病菌又は害虫の取締上必要と認めるときは、前項の検査を受けた物について再検査をすることができる。

3 第六條第三項の規定は、第一項の検査につき、これを準用する。

(栽培地検査)

第十五條 前條第一項の植物のうち農林大臣の指定するものについては、あらかじめその栽培地で植物檢疫官の検査を受けて合格したものでなければ、前條の検査を受けることができない。

2 植物檢疫官は、前項の検査のため必要があるときは、その栽培地の周囲の土地に立ち入ることができる。

3 植物檢疫官は、第一項の検査の結果、栽培者又は栽培を委託した者に対し、病菌又は害虫の取締上必要と認める事項を指示することができる。

(検査に基づく処分)

第十六條 植物檢疫官は、第十四條の規定による検査の結果、病菌若しくは害虫が附着していると認められた植物その他の物又は病菌若しくは害虫の取締上容器包装に使用することを

菌又は害虫が附着していると認められた植物その他の物を消毒し、廃棄し、その收受を禁止し、その他必要な処分をすることができる。

2 植物檢疫官は、前項の規定により收受を禁止し、その他必要な処分をした場合において、検査を受けた物の所有者、管理者又は受取人が病菌又は害虫のひろがる虞のないように処置したときは、その收受禁止その他の処分を取り消すことができる。

(違法輸入植物等の收受禁止)

第十二條 第三條、第四條又は第五條の規定に違反して輸入された物又は第六條第一項の規定による検査を受けない物は、これを收受してはならない。

(検査の方法等)

第十三條 検査の方法、検査の結果行う処分の基準、その他検査に關し必要な事項は、農林大臣がこれを定める。

第三章 輸出植物の検査

(輸出検査)

第十四條 輸入國政府がその輸入につき輸出國の検査証明を必要としている植物を輸出(輸出のための政府への賣渡を含む。以下同じ。)しようとする者は、その植物及びその容器

不適當と認められた物を消毒し、その輸出を禁止し、その他必要な処分をすることができる。

(検査の方法等)

第十七條 第十三條の規定は、第十四條及び第十五條の規定による検査につき、これを準用する。

第四章 雜則

(証票の携帯)

第十八條 植物檢疫官は、この法律による職務を執行する場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の要求があつたときは、これを示さなければならない。

(輸出入植物檢疫審議會)

第十九條 農林大臣の諮問に應じて左に掲げる事項を調査審議させるため、農林省に輸出入植物檢疫審議會(以下審議會という。)を置く。

一 第四條第一号の地域及び植物の範圍

二 第十三條(第十七條で準用する場合を含む。)の検査の方法及び検査の結果行ふ処分の基準

三 その他この法律の施行に關する重要事項

2 審議會は、前項各号に掲げる事項について、農林大臣に建議することができる。

輸出入植物檢疫法

- 3 審議会は、農林大臣の監督に属し、委員十人以内でこれを組織する。
- 4 審議会の委員は、関係行政廳の官吏若しくは吏員又は学識経験のある者のうちから、農林大臣がこれを命ずる。
- 5 審議会に委員の互選による委員長を置く。
- 6 審議会の委員は、予算に定める金額の範囲内において、手当及び旅費を受けるものとする。但し、官吏又は吏員である委員に対しては、手当は支給しない。
- 7 前六項に定めるものの外、審議会に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

(服制)

第二十條 植物檢疫官の服制は、農林大臣が、これを定める。

第五章 罰則

- 第二十一條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
 - 一 第三條、第四條又は第五條の規定に違反した者
 - 二 第四條但書の規定による許可の條件に違反した者
- 第二十二條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

附則

- 第二十五條 この法律施行の期日は、その公布から三箇月をこえない期間内において、政令でこれを定める。但し、第十九條の規定は、公布の日から、これを施行する。
- 第二十六條 指定植物は、その法律施行後六箇月間は、第三條の規定にかかわらず、同條の検査証明書がなくても、これを輸入することができる。
- 第二十七條 輸出入植物取締法(大正三年法律第十一号)は、これを廃止する。但し、同法廃止前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

森林資源造成法の一部を改正する法律

(昭和二十三年七月十六日 法律第七十七号)

森林資源造成法(昭和二十年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則

第一條中「額面三億円」を「額面を十五億円」に改める。

森林資源造成法の一部を改正する法律 温泉法

- 一 第六條第一項又は第十四條第一項の規定に違反した者
- 二 第六條第一項又は第十四條第一項の規定による検査を受けるに際して不正行爲をした者
- 三 第十二條の規定に違反した者

第二十三條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

- 一 第七條、第十條又は第十四條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 第八條第二項の規定に違反した者
- 三 第十條の規定による質問に対し答弁をせず、又は虚偽の陳述をした者
- 四 第十一條第一項又は第十六條の規定による禁止その他の処分に違反した者
- 五 第十五條第二項の規定による立入を拒み、又は妨げた者

第二十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十一條、第二十二條又は第二十三條第二号若しくは第四号の違反行爲をしたときは、行爲者を罰するの外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

この法律、は昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

温泉法

(昭和二十三年七月十日 法律第七十五号)

第一章 総則

- 第一條 この法律は、温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄與することを目的とする。
- 第二條 この法律で「温泉」とは、地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く)で別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。
- 2 この法律で「温泉源」とは、未だ採取されない温泉をいう。
- 第二章 温泉の保護
- 第三條 温泉を湧出させる目的で土地を掘さくしよとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事に申請してその許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、掘さくに必要な土地を掘さくために使用する権利を有する者でなければならない。

3 都道府県知事は、温泉を工業用に利用する目的で第一項の申請をした者に対して許可を與えるときは、あらかじめ商工局長に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、温泉のゆう、出量、温度若しくは成分、に影響を及ぼし、その他公益を害する虞があると認めるときは、前條第一項の許可を與えなければならぬ。不許可の処分は、理由を附した書面をもつて行わなければならない。

5 第三條第一項の許可を受けた者が、許可の日から一年以内に工事に着手せず、又は着手後一年以上その工事を中止したときは、都道府県知事は、その許可を取り消すことができる。但し、已むを得ない事由がある場合はこの限りでない。

6 都道府県知事は、第三條第一項の許可を與えた後第四條に規定する事由があると認めるときは、その許可を取り消し、又はその許可を受けた者に対して、公益上必要な措置を命ずることができる。

7 第三條第一項の許可が取り消されたとき、又は許可を受けて掘さくした場所に温泉がゆう、出しないときは、都

道府県知事は、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができる。同項の許可を受けずに土地を掘さくした者に対しても、また同様とする。

8 温泉のゆう、出路を増掘し、又は温泉のゆう、出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

9 前四條の規定は、前項の増掘又は動力の装置について、これを準用する。

10 都道府県知事は、温泉源保護のため必要があると認めるときは、温泉源より温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。

11 都道府県知事は、工業用に利用する目的で温泉を採用する者に対して、前項の命令をするときは、あらかじめ商工局長に協議しなければならない。

12 都道府県知事が、第三條第一項又は第八條第一項の規定による処分をする場合において、隣接都府縣における温泉のゆう、出量、温度又は成分に影響を及ぼす虞があるときは、あらかじめ厚生大臣の承認を得なければならぬ。

13 温泉をゆう、出させる目的以外の目的で土地を掘さく

いしたため温泉のゆう、出量、温度又は成分に著しい影響を及ぼす場合において公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、土地を掘さくした者に対してその影響を阻止するに必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事が、法令の規定に基く他の行政廳の許可又は認可を受けて土地を掘さくした者に対して前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ当該行政廳と協議しなければならない。

第三章 温泉の利用

12 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、政令の定める手数料を納めなければならない。

3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

13 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見易い場所に、省令の定めるところにより、温泉の成分、

禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を標示しなければならない。

14 厚生大臣は、温泉の公共的利用増進のため、施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。

15 厚生大臣又は都道府県知事は、前條の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利用増進のため特に必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、温泉利用施設の管理者に対して、温泉利用施設又はその管理方法の改善に關し必要な指示をすることができる。

16 都道府県知事は、温泉源より温泉を採取する者、又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉のゆう、出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告させることができる。

2 商工局長は、工業用に利用する目的で温泉を採用する者又はその利用施設の管理者に対して、前項の報告をさせることができる。

17 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該吏員に温泉の利用施設に立ち入り、温泉のゆう、出量、温度、成分及び利用状況を検査させることができる。

2 商工局長は、必要があると認めるときは、当該官吏に温泉を工業用に利用する施設に対して、前項の立入検査をさせることができる。

3 当該官吏又は吏員が前二項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならぬ。

第十八條 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、第十二條第一項の許可を取り消し、又は温泉の利用の制限若しくは危害予防の措置を命ずることができる。

第四章 諮問及び聴聞

第十九條 厚生大臣又は都道府県知事の諮問に應じ、温泉及びこれに関する行政に關し調査審議させるため、温泉審議會を置く。

2 温泉審議會は、中央温泉審議會及び都道府県温泉審議會とし、中央温泉審議會は厚生省に、都道府県温泉審議會は都道府県に、これを置く。

第二十條 厚生大臣は、第十條の規定による承認を與え、又

は第十四條の規定による地域を指定しようとするときは、中央温泉審議會の意見を聞かなければならない。

2 都道府県知事は、第三條第一項、第四條（第八條第二項において準用する場合を含む。）、第六條（第八條第二項において準用する場合を含む。）、第九條又は第十八條の規定による処分をしようとするときは、その処分を受くべき者にその処分の理由を通知し、本人又はその代理人の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

第二十二條 第三條第一項又は第八條第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 前項の刑は、情狀により、これを併科することができる。

第二十三條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下

の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第六條（第八條第二項において準用する場合を含む。）、第七條（第八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第九條又は第十八條の規定による都道府県知事の命令に従わぬ者。

二 第十二條第一項の規定に違反した者

三 第十三條の規定に違反した者

四 第十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十七條第一項又は第二項の規定による当該官吏又は吏員の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は業務に關し、前三條の規定に違反したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

第二十六條 この法律は、公布の日から起算して三十日を経

第三十條 法律施行の際、現に温泉を公共の浴用又は飲用に供している者は、この法律施行の日から三月間は、第十二條第一項の規定に拘わらず、引き続き温泉を公共の浴用又は飲用に供することができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後三月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

3 前項の届出をして者は、第十二條第一項の許可を受けたものとみなす。

別表

一 温度(温泉源から採取されるとき温度とする。)攝氏二十五度以上

二 物質(左に掲げるものうち、いづれか一)

物質中

含有量(一キログラム名)

溶存物質(ガス性のものを除く。)

遊離炭酸(CO₂) 総量一、〇〇〇ミリグラム以上

リチウムイオン(Li⁺) 二五〇ミリグラム以上

ストロンチウムイオン(Sr⁺⁺) 一ミリグラム以上

バリウムイオン(Ba⁺⁺) 一〇ミリグラム以上

五ミリグラム以上

馬匹組合の整理等に関する法律

法律

(昭和二十三年七月十五日 法律第百六十六号)

(馬匹組合の解散)

第一條 馬匹組合法(大正四年法律第一号)は、これを廃止する。

2 この法律施行の際現に存する馬匹組合(縣を区域とするものを除く。以下同じ。)については、前項の法律は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

3 前項の馬匹組合でこの法律施行の日から五箇月を経過したときに現存するもの(清算中のものを除く。)は、その時に解散する。

4 都道府県知事は、必要があると認めるときは、何時でも、第二項の馬匹組合に対し、解散を命ずることができる。この場合には、当該馬匹組合は、当該命令に因つて解散する。

5 馬匹組合が解散したときは、政令で定める者がその清算人となる。

6 農林大臣は、第三項又は第四項の規定による解散に因る

馬匹組合の整理等に関する法律

フェロ又はフェリイオン(Fe⁺, Fe⁺⁺)

第一マンガンイオン(Mn⁺⁺) 一〇ミリグラム以上

水素イオン(H⁺) 一ミリグラム以上

臭素イオン(Br⁻) 五ミリグラム以上

沃素イオン(I⁻) 一ミリグラム以上

ふっ素イオン(F⁻) 二ミリグラム以上

ヒドロソルホン酸イオン(HSO₃⁻) 一・三ミリグラム以上

メタ亜硫酸イオン(HSO₃⁻) 一ミリグラム以上

総硫黄(S⁺[HS⁻ + S₂O₃⁻ + H₂S]に對應するもの) 一ミリグラム以上

メタほう酸(HBO₂) 五ミリグラム以上

メタけい酸(H₂SiO₃) 五〇ミリグラム以上

重炭酸ナトリウム(NaHCO₃) 三四〇ミリグラム以上

ラドン(Rn) 二〇(百億分の一キュリー單位)以上

ラザウム塩(PaとTh) 一億分の一ミリグラム以上

清算の終了を馬匹組合に通知させ、遅くともこの法律施行の日から一箇年以内に清算を結了させることに関する責任があるものとする。

(資産処分の制限)

第二條 馬匹組合は、都道府県知事の認可を受けなければ、その資産を処分してはならない。但し、通常の業務として行う処分は、この限りでない。

2 前項の規定施行前に馬匹組合のした資金の処分に関する契約で同項の規定施行の日までに当該契約に係る資産の引渡又は代金の受領のいずれかが完了しているものについては、同項の規定を適用しない。

3 第一項の規定に違反する処分は、これを無効とする。

4 第一項の規定施行前に馬匹組合のした資産の処分に関する契約に係る資産の引渡又は代金の受領につき、同項の規定施行の日から二箇月以内に同項の認可がなかつたときは、当該契約は、解除されたものとみなす。

5 馬匹組合が第一項の規定に違反してその資産を処分したときは、その行爲をした馬匹組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

6 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

(施設の利用)

第三條 馬匹組合は、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会に、その施設を利用させることができる。

(資産の譲渡)

第四條 馬匹組合の組合員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、都道府県知事の認可を受けて、当該馬匹組合に対し、その資産の譲渡又は債務の引受に関する協議を求めることができる。

2 前項の場合において協議が調わないとき又は協議することができなかつたときは、都道府県知事は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聴き、当該馬匹組合に対し、譲渡の条件を定めてその資産の譲渡を命ずることができる。

3 第一項の規定による認可又は前項の規定による命令の取消又は変更を求めた訴は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

4 前二項に規定するものの外、第一項の規定の施行に関し

必要な事項は政令でこれを定める。

(解散準備総会)

第五條 この法律施行の際現に存する馬匹組合は、この法律施行後二箇月以内に総会を招集しなければならない。

2 前項の総会の招集は、少くとも会日から十日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもつて、これを各組合員に通知しなければならない。

3 第一項の総会は、組合員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

4 都道府県知事は、第一項の馬匹組合の組合長又は清算人に対し、前項に規定する組合員の出席を得るため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

5 第一項の総会の招集があつた場合において、第三項に規定する組合員の出席がないときは、馬匹組合は、第一項の期間経過後でも、第三項に規定する組合員の出席があるまで総会を招集しなければならない。この場合には、第二項から前項までの規定を準用する。

6 前項の規定は、第一條第三項及び第四項の規定の適用を妨げない。

第六條 前條第一項の馬匹組合の組合長又は清算人は、同項

又は同條第五項の会日から一週間前までに事業報告書及び財産目録を評議員に提出し、且つ、その総会に評議員の意見書とともにこれらの書類を提出して承認を求めなければならぬ。

2 前項の組合長又は清算人は、同項の総会において、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十三号)及びこの法律

3 第一項の総会においては、資産処理委員会の委員を選任しなければならない。

4 前項の委員の定数は、五人から九人までの人数とし、少くともその四分の三は、みづから家畜を飼養する者でなければならぬ。

5 第一項の馬匹組合の組合長又は清算人は、第四條の規定による資産の譲渡(第四條第二項の場合にあつては、都道府県知事に述べるべき意見)及び債務の引受については、資産処理委員会の意見を聴き、これに従わなければならない。但し、総会の決議に違反することができない。

(登録税法の特例)

第七條 農業協同組合が、第四條の規定により馬匹組合から不動産又は船舶に関する権利を承継する場合において、そ

馬匹組合の整理等に関する法律

の取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は不動産又は船舶の価格の千分の四とする。但し、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)により算出した登録税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

(関係法律の改正)

第八條 家畜市場法(明治四十三年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項及び第四條中「馬匹組合、馬匹組合連合会、」を削る。

第九條 獣医師法等の臨時特例に関する法律(昭和十五年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二條中「馬匹組合、馬匹組合連合会、」を削る。

第十條 牧野法(昭和六年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二條の二、第九條、第二十五條及び第二十條中「馬匹組合、馬匹組合連合会、」を削る。

第十一條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「馬匹組合連合会、馬匹組合、」を削る。

第十二條 この法律施行の際現に存する馬匹組合については

保険募集の取締に関する法律

第八條から前條までの規定にかかわらず、この法律施行後でも、なお従前の例による。

(罰則の適用)

第十三條 この法律施行前(第一條第二項の馬匹組合については、同項の規定により効力を有する馬匹組合法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後(同項の馬匹組合については、同項の規定により効力を有する馬匹組合法の失効後)でも、なお従前の例による。

附則

この法律施行の期日に、その公布の日から起算して三十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。

保険募集の取締に関する法律

(目的)

(昭和二十三年七月十五日法律第百七十一号)

（登録）
（登録簿）

第三條 生命保険募集人又は損害保険代理店は、この法律の定めるところにより、登録を受けなければならない。

2 前項の規定により登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出し、且つ、政令の定めるところにより登録手数料を納めなければならない。

- 一 氏名、商号又は名称
- 二 住所又は事務所の所在地
- 三 委託保険会社の商号又は名称
- 四 他に業務を行っている場合はその業務の種類

3 前項の登録の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 委託契約書
- 二 申請者及び法定代理人の履歴書及び戸籍謄本
- 三 申請者が法人又は法人でない社団若しくは財團であるときは、前項第二号に掲げる書類に代えて、左に掲げる書類を添附しなければならない。
- 四 一定款

保険募集の取締に関する法律

第一條 この法律は、生命保険募集人及び損害保険代理店並びに募集を行う生命保険会社の役員及び使用人の登録をなし、それらの者の行う募集を取り締り、もつて保険契約者の利益を保護し、あわせて保険事業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「生命保険募集人」とは、生命保険会社の委託を受けて、その保険会社のために生命保険契約の締結の媒介をなす者で、その保険会社の役員又は使用人でないものをいう。

2 この法律において「損害保険代理店」とは、損害保険会社の委託を受けて、その保険会社のために損害保険契約の締結の代理をなす者で、その保険会社の役員又は使用人でないものをいう。

3 この法律において「募集」とは、保険契約の締結の代理又は媒介をなすことをいう。

4 この法律において「委託保険会社」とは、募集を委託した保険会社をいう。

5 この法律において「募集文書図画」とは、新聞廣告、印刷物、看板その他募集のため又は募集を容易ならしめるため

に用いられる一切の文書図画をいう。

(登録簿)

第四條 生命保険募集人登録簿及び損害保険代理店登録簿は、大蔵省に、これを備えなければならない。

2 大蔵大臣は、前條の規定による登録の申請があつた場合において、第五條の規定に該当する場合を除く外、直ちに、前項の生命保険募集人登録簿又は損害保険代理店登録簿に、左に掲げる事項を登録しなければならない。

- 一 氏名、商号又は名称
- 二 住所又は事務所の所在地
- 三 委託保険会社の商号又は名称
- 四 登録年月日
- 五 その他登録に関し必要な事項

(登録の拒否)

第五條 大蔵大臣は、第三條の規定による登録の申請があつた場合において、申請者が左の各号の一に該当するとき又

保険募集の取締に関する法律

は登録申請書若しくはその添附書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは申請書につき事実を調査した後、その登録を拒否しなければならない。

- 一 破産者で復権を得ないもの
 - 二 禁こ以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられその執行の終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者
 - 三 この法律の規定により登録を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者
 - 四 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの
 - 五 法人又は法人でない社團若しくは財團でその役員又は代表者若しくは管理人のうち第一号から第三号までの規定の一に該当するもののあるもの
 - 六 募集に關して收受した保険料を他に流用し、又はこれに準ずる行爲をなし、その他募集に關して著しく不適当な行爲をなしたるもの
- 前項の規定による登録の拒否は、その理由を記載した文

書をもつて、これをなさなければならない。

(登録の拒否の通知)

第六條 大藏大臣は、前條の規定によりその登録を拒否した場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更届出)

第七條 生命保険募集人又は損害保険代理店は、第三條第二項に掲げる事項又は同條第三項第一号若しくは第四項第一号に掲げる書類に記載せられた事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大藏大臣に届け出なければならない。

(生命保険募集人又は損害保険代理店の役員又は使用人の届出)

第八條 生命保険募集人又は損害保険代理店が役員(代表権を有しない役員をいう。第十條及び第十六條の場合を除き、以下同じ。)及び使用人に募集を行わせる場合においては、その者の氏名及び住所を大藏大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更を生じたときも、同様である。

(募集を行うことができる者)

第九條 保険会社の役員、使用人又は第四條第二項の規定により登録された生命保険募集人若しくは損害保険代理店でないものは、募集を行うことができない。

(生命保険募集人の行爲の制限)

第十條 生命保険会社は、他の生命保険会社の委託を受けている生命保険募集人に対して、募集を委託してはならない。

2 生命保険募集人は、他の生命保険会社の役員又は使用人を兼ね、又は他の生命保険会社の委託を受けて募集を行うことができない。

(委託保険会社の賠償責任)

第十一條 委託保険会社は、生命保険募集人又は損害保険代理店が、募集につき保険契約者に加えた損害を賠償する責に任ずる。但し、会社が生命保険募集人の委託をなすにつき相当の注意をなし、且つ、損害の防止にとめたときはこの限りでない。

2 前項の規定は、会社から生命保険募集人又は損害保険代理店に対する求償権の行使を妨げない。

3 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十四條の規定は、第一項の請求権について、これを準用する。

保険募集の取締に関する法律

(損害保険代理店の保険料保管方法)

第十二條 損害保険代理店は、委託保険会社のために收受した保険料を保管する場合には、自己の財産と明確に区分しなければならない。

2 前項の保険料の保管に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

(生命保険募集人又は損害保険代理店の原簿)

第十三條 委託保険会社は、命令の定めるところにより、生命保険募集人又は損害保険代理店に關する原簿を、その本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所に備え置かなければならない。

2 利害関係人は、必要があるときは、委託保険会社に対して、前項の原簿の縦覧を求めることができる。

(募集文書図画)

第十四條 保険会社の役員、使用人又は生命保険募集人若しくは損害保険代理店が使用する募集文書図画には、それらの者の所屬する保険会社若しくは委託保険会社の商号若しくは名称又は生命保険募集人若しくは損害保険代理店の氏名、商号若しくは名称を記載しなければならない。

(募集文書図画の記載禁止事項)

第十五條 募集文書図面に保険会社の資産及び負債に関する事項を記載する場合には、保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第八十二條第一項の規定により大蔵大臣に提出した書類に記載された事項と異なる内容のものを記載してはならない。

2 募集文書図面には、保険会社の将来における利益の配当又は剰余金の分配についての予想に関する事項を記載してはならない。

3 前二項の規定は、放送、映画、演説その他の方法により、募集のため又は募集を容易ならしめるため、保険会社の資産及び負債に関する事項並びに将来の利益の配当又は剰余金の分配についての予想に関する事項を、不特定の者に知らせる場合にこれを準用する。

（締結又は募集に関する禁止行為）

第十六條 保険会社の役員、使用人又は生命保険募集人若しくは損害保険代理店は、保険契約の締結又は募集に関して、左に掲げる行為をなしてはならない。

一 保険契約者又は被保険者に対して不実のことを告げ、若しくは保険契約の契約條項の一部につき比較した事項を告げ、又は保険契約の契約條項のうち重要な事項を告

被保険者とする保険契約を募集することをその主たる目的としたものとみなす。

（手数料の支拂禁止）

第十八條 保険会社は、その役員及び使用人又は第四條の規定により登録された生命保険募集人若しくは損害保険代理店に対する場合を除く外、募集の委託をなし、又は募集に關して手数料、報酬その他の対價を支拂つてはならない。

2 第十六條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

3 生命保険募集人又は損害保険代理店は、第八條の規定により届け出た役員若しくは使用人又は第四條の規定により登録された生命保険募集人若しくは損害保険代理店に対する場合を除く外、募集を行わせ、若しくはその委託をなし、又は募集に關して手数料、報酬その他の対價を支拂つてはならない。

（報告及び検査）

第十九條 大蔵大臣は、生命保険募集人又は損害保険代理店に對して、その使用する文書図面の呈示を命じ、その業務に關する報告書の提出を命じ、若しくはその文書図面の使用に關し必要な命令をなし、又はその職員をしてその帳簿

保険募集の取締に関する法律

げない行為

二 保険契約者又は被保険者が保険会社に對して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことをすすめる行為

三 保険契約者又は被保険者が保険会社に對して重要な事項につき不実のことを告げることをする行為

四 保険契約者又は被保険者に對して特別の利益の提供を約し、又は保険料の割引、割戻その他の特別の利益を提供する行為

2 前項第四号の規定は、保険会社が保険業法第一條第二項に掲げる書類に基いて行う場合は、これを適用しない。

（自己代理店の禁止）

第十七條 損害保険代理店は、その主たる目的として、自己又は自己が雇傭せられている者を保険契約者又は被保険者とする保険契約を募集してはならない。

2 損害保険代理店の募集した自己又は自己が雇傭せられている者を保険契約者又は被保険者とする保険契約の保険料の累計額が、当該損害保険代理店の募集した保険契約の保険料の累計額の百分の五十をこえることとなつたときは、当該損害保険代理店は、前項の規定の適用については、これを自己又は自己が雇傭せられている者を保険契約者又は

書類その他の物件を検査させることができる。この場合において、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

（違法行為に對する措置）

第二十條 大蔵大臣は、生命保険募集人又は損害保険代理店が左の各号の一に該当すると認めたる時は、期間を指定してその業務の停止を命じ、又はその登録の取消の処分をなすことができる。

一 この法律又は他の法令に基いて発する大蔵大臣の命令に違反したとき。

二 その他募集に關して著しく不適当な行為をなしたと認められるとき。

2 前項の規定により業務の停止を命じ、又は登録の取消の処分をなそうとするときは、大蔵大臣は、当該生命保険募集人又は損害保険代理店にあらかじめその旨を通知し、それらの者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を與えるため大蔵大臣の指定する職員をして聽聞をさせなければならない。

3 大蔵大臣は、第五條第一項第六号に規定する事実を調査

するため通知をなし、又は前項の規定による通知をなしてから二月を経過してもその者から答弁がないときは、登録を拒否し、期間を指定してその業務の停止を命じ、又はその登録の取消の処分をなすことができる。

第五條第二項の規定は、第一項又は第三項の規定による業務の停止、登録の取消又は登録の拒否について、これを準用する。

大藏大臣は、生命保險募集人又は損害保險代理店が第五條第一号、第二号、第四号若しくは第五号の規定の一に該当するに至つたとき又は第一号若しくは第二項の規定により登録の取消の処分をなしたときは、直ちに、その登録を抹消しなければならない。

(募集を行う役員又は使用人の登録)

第二十一條 第三條から第八條までの規定並びに第十九條及び前條の規定は、生命保險会社の役員又は使用人で当該会社のために募集を行う者について、これを準用する。この場合において、これらの規定中「生命保險募集人」とあるのは「募集を行う役員又は使用人」と、第四條第一項中「生命保險募集人登録簿」とあるのは「役員使用人登録簿」と読み替へるものとする。

第十二條第二項の規定による命令に違反した者
第二十五條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

- 一 第十四條の規定に違反した者
- 二 第十九條(第二十一條において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による命令に違反した者
- 三 第十九條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十六條 第二十一條において準用する第三條第一項の規定による登録を受けることを怠つた者は、これを五千円以下の過料に処する。

第二十七條 法人(法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関して第二十二條から第二十五條までの違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

前項の規定により法人でない社團又は財團を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社團又は財團を代表する外、法人を被告人とする場

漁船保險法の一部を改正する法律

第二十二條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 第九條の規定に違反した者
- 二 第十條第二項の規定に違反した者
- 三 第十五條の規定に違反した者
- 四 第十六條の規定に違反した者
- 五 第十八條第三項の規定に違反して募集を行わせ、又はその委託をなした者
- 六 第二十條の規定による業務の停止の命令に違反して保險契約の募集を行つた者

前項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第二十三條 第十條第一項の違反があつたとき又は第十八條第一項の規定に違反して募集の委託をなしたときは、その違反行為をなした生命保險会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者を一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。
一 第十二條第一項の規定に違反した者

合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第三條(第二十一條において準用する場合を含む。)の規定は、この法律施行の日から三月を経過した日から、第九條及び第十八條の規定は、この法律施行の日から六月を経過した日から、これを施行する。
- 2 この法律施行の際、生命保險募集人若しくは損害保險代理店である者又は生命保險会社のために募集を行う役員若しくは使用人である者は、この法律施行の日から六月以内に、第三條(第二十一條において準用する場合を含む。)の規定による登録の申請をなさなければならぬ。

漁船保險法の一部を改正する法律

(昭和二十三年七月九日法律第百十四号)

漁船保險法(昭和十二年法律二十三号)の一部を次のように改正する。

第二條ノ二 組合ニハ所得税及法人税ヲ課セズ

第四條ノ二 組合ガ本法ニ基キテ爲ス登記ニ付テハ登録稅ヲ課セズ

第五條に左の二項を加ふる。

組合ハ前項ノ認可ヲ受ケタル時成立ス

第十九條ノ三ノ規定ハ創立總會ニ於ケル決議ニ之ヲ準用ス

第七條ノ二 組合ハ組合員ニ對シ正當ノ事由ナクシテ保險ノ引受ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十九條ノ二 理事又ハ監事ハ何時ニテモ總會ノ議決ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

第十九條ノ三 理事及監事ノ選任及解任ハ總會組合員ノ半数以上出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ決ス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條ノ四 理事ハ定款及總會ノ決議錄ヲ各事務所ニ備ヘ置キ且命令ノ定ムル所ニ依リ組合員名簿ヲ主タル事務所ニ備ヘ置クベシ第十三條中「日ノ翌日」を「時」に改める。

第十九條ノ五 理事ハ通常總會ノ会日ヨリ一週間前ニ財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及剰余金処分案又ハ不足金填補案ヲ監事ニ提出シ且之ヲ主タル事務所ニ備フベシ

第十九條ノ六 組合員及組合ノ債權者ハ前二條ノ書類ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第十九條ノ七 理事ハ第十九條ノ五ノ書類及監事ノ意見書ヲ通常總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第十九條ノ八 監事ハ理事又ハ事務員ト兼ムルコトヲ得ズ

第十九條ノ九 組合ト理事トノ利益相反スル事項ニ付テハ監事組合ヲ代表ス

理事缺ケタルトキハ監事其ノ職務ヲ行フ但シ其ノ期間ハ三月ヲ超ユルコトヲ得ズ

理事ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ都道府縣知事ハ仮理事ヲ選任シ理事ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十二條ノ二 總會ノ招集ノ手續又ハ決議ノ方法ガ法令又ハ定款ノ規定ニ違反スルトキハ組合員ハ決議ノ日ヨリ一月以内ニ其ノ決議ノ無効ノ宣告ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

組合員ハ總會ニ於テ決議ニ對シ異議ヲ述べタルトキ若ハ正當ノ理由ナクシテ總會ニ出席スルコトヲ拒マレタルトキニ限リ又ハ組合員ガ總會ニ出席セザル場合ニ於テハ自己ニ對スル總會招集ノ手續ガ法令若ハ定款ノ規定ニ違反スルコトヲ理由トスルトキニ限り前項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

第二十四條ノ二 除名ノ事由ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ除名ハ總會ノ決議ニ依ルベシ但シ除名シタル組合員ニ其ノ旨ヲ通知スルニ非ザレベ之ヲ以テ其ノ組合員ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十九條ノ三ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二十五條ノ二 組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 定款ニ定メタル事由ノ發生

二 總會ノ決議

三 組合ノ合併

四 組合ノ破産

五 第二十七條ノ規定ニ基ク主務大臣ノ解散命令

第十九條ノ三ノ規定ハ前項第二号ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二十五條ノ三 組合ノ合併ハ總會ノ決議ニ依ルベシ

第十九條ノ三ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

前二項ニ規定スルモノノ外合併ノ決議ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條ノ四 組合ガ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間以内ニ財産目録及貸借対照表ヲ作ルベシ

組合ハ前項ノ期間ニ其ノ債權者ニ對シ異議アラバ一定ノ期

シ

商法第八十八條、第五百條第三項、第九百九條及第二百五十條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條ノ三 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ定款ヲ以テ總會ニ代ハルベキ總會ヲ設クルコトヲ得

總會ニ關スル規定ハ前項ノ總會ニ之ヲ準用ス但シ總會ニ於テ解散及合併ノ決議ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十二條ノ四 定款ノ變更ハ總會ノ決議ニ依ルベシ

第十九條ノ三ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

定款ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレベ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二十二條ノ五 組合ノ事業年度ハ一年トス

第二十二條ノ六 組合ハ毎事業年度ノ終ニ於テ存スル漁船保險ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ責任準備金ヲ積立ツベシ

第二十二條ノ七 組合ハ不足金ノ填補ニ備フル爲毎事業年度ノ剰余金中ヨリ命令ノ定ムル所ニ準備金ヲ積立ツベシ

第二十二條ノ八 組合ガ剰余金ノ分配ヲ爲ス場合ニハ其ノ分配ハ命令ノ定ムル所ニ依リ釀出シタル保險料ノ額ニ比例シテ之ヲ爲スベシ

第二十二條ノ九 組合ハ組合員タルベキ資格ヲ有スル者ニ對シ正當ノ事由ナクシテ組合員ト爲ルコトヲ拒ムコトヲ得ズ

漁船保險法の一部を改正する法律

五七一

間内ニ之ヲ述ブキ旨ヲ公告シ且知レタル債権者ニ各別ニ之ヲ催告スベシ但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

第二十五條ノ五 債権者が前條第二項ノ期間内ニ合併ニ對シテ異議ヲ述ベザリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス債権者が異議ヲ述ベタルトキハ組合ハ合併前之ニ對シ弁済ヲ爲シ又ハ相当ノ担保ヲ供スベシ

第二十五條ノ六 第二十五條ノ四第二項又ハ前條第二項ノ規定ニ違反シテ爲シタル組合ノ合併ハ之ヲ無効トス

第二十五條ノ七 總會ノ決議ニ因ル解散又ハ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二十五條ノ八 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承継ス

第二十五條ノ九 組合ガ解散シタルトキハ合併ノ場合ヲ除クノ外保險關係ハ終了ス

前項ノ場合ニ於テハ組合ハ未ダ經過セザル期間ニ對スル保險料ヲ拂戻スベシ

第二十五條ノ十 組合ガ解散シタルトキハ合併及破産ニ因ル場合ヲ除クノ外清算人ノ氏名、住所及解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ爲スベシ但シ主務大臣ノ命令ニ因リ解散シタルト

スベキ金額ノ支拂
ニ 残余財産ノ処分
前項第三号ノ残余財産ノ処分ニ付テハ都道府縣知事ノ認可ヲ受クベシ

第二十五條ノ十六 清算事務ガ終リタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算報告書ヲ作り之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第二十五條ノ十七 清算終了シタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十八 組合ニ関スル登記ハ其ノ事務所所在地ノ司法事務局又ハ其ノ出張所ノ管轄トス

第二十五條ノ十九 各登記所ニ漁船保險組合登記簿ヲ備フ

第二十五條ノ二十 設立ノ登記バ理事及監事ノ全員ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ定款並ニ理事及監事ノ資格ヲ証スル書面ヲ添付スベシ

合併ニ因ル設立ノ登記ニハ前項ノ書面ノ外合併ニ関スル總會ノ決議録ヲ添付スベシ

第二十五條ノ二十一 事務所ノ新設、移轉其ノ他登記事項ノ變更ノ登記ハ理事、其ノ職務ヲ行フ監事若ハ仮理事又ハ清

漁船保險法の一部を改正する法律

キハ解散ノ原因及其ノ年月日ノ登記ヲ爲スコトヲ要セズ
前項ノ規定ニ依リ登記シタル事項中變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十一 主務大臣組合ノ解散ヲ命ジタルトキハ解散ノ原因及其ノ年月日ノ登記ヲ囑託スベシ

登記所ハ前項ノ囑託ニ因リテ其ノ登記ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十二 組合ガ合併ヲ爲シタルトキハ合併後存続スル組合ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ消滅シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十三 清算人ハ其ノ職務ノ範圍内ニ於テ理事ト同一ノ權利義務ヲ有ス

第二十五條ノ十四 清算人ハ就職後遲滞ナク組合財産ノ現況ヲ調査シ財産目録及貸借対照表ヲ作り之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第二十五條ノ十五 清算人ハ左ノ順序ニ從ヒテ組合財産ヲ処分スベシ

一 一般債務ノ弁済
二 解散ノ日ノ属スル事業年度ニ於テ支拂ノ原因ノ生ジタル保險金額及第二十五條ノ九第二項ノ規定ニ依リテ拂戻

算人ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ但シ組合ノ合併ニ依ル變更ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ申請人ノ資格ヲ証スル書面及登記事項ノ變更ヲ証スル書面ヲ添付スベシ但シ前ニ登記ノ申請ヲ爲シタル申請人ガ同一登記所ニ前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ資格ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要セズ

第二十五條ノ二十二 合併ニ因ル解散ノ登記ハ解散シタル時ノ理事及監事ノ全員ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ總會ノ決議録並ニ第二十五條ノ四第二項及第二十五條ノ五第二項ノ手續ヲ爲シタルコトヲ証スル書面ヲ添付スベシ

第二十五條ノ二十三 本法ニ依リ登記シタル事項ハ司法事務局選定ナク之ヲ公告スベシ

第二十七條中「行政官廳命令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル虞アルトキ」を「此ノ法律ニ基キテ爲ス行政官廳ノ命令ニ違反シタルトキ」に改める。

第二十八條中「第七十三條乃至第八十三條」を「第七十三條乃至第八十三條並ニ」に改め、「並ニ家畜保險法第八條乃至第十條、第十二條第二項、第十四條、第十八條第二項、第三十五條乃至第四十條、第四十二條、第四十四條、第四十七

條、第五十一條乃至第五十七條、第六十條、第六十二條乃至第七十二條、第七十四條、第七十九條及第八十一條乃至第八十六條を削り、「二週間トシ」を「二週間トス」に改め、「家畜保険法第六十二條乃至第七十條、第七十二條及第八十三條乃至第八十五條ノ規定中組合ノ分割ニ關スル規定ヲ除ク」を削る。

第二十八條ノ二 本法ニ依ル漁船保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ

第三十五條中「農林保險審査會」を「漁船再保險審査會」に改める。

第三十六條中「竝ニ家畜保險法第九十九條」を削る。

第三十六條ノ二 本法ニ依ル漁船再保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ

第三十七條第九号を次のように改める。

九 第二十二條ノ六、第二十五條ノ四又ハ第二十五條ノ五

第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

附則

1 この法律は、公布の日から、これを施行する。

2 森林火災國營保險法(昭和十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「農林保險審査會」を「森林火災國營保險審査會」に改める。

第五條 組合と組合員との保險關係で、この法律施行の日までに保險期間が満了していないものは、同日をもつて保險期間が満了したものとみなす。

2 前項の場合においては、組合は、政令の定めるところにより、保險料を組合員に返還しなければならない。

第六條 清算人は、就職後遅滞なく、組合財産の現況を調査し、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作り、これを運輸大臣に提出してその承認を求めなければならない。

第七條 清算人は、第十三條の規定により準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十九條第一項に規定する債権申出の期間内は、債権者に対して弁済をすることができない。

2 運輸大臣は、必要があると認めるときは、期間を限り、前項の債権を弁済することのできない期間を延長することができる。

第八條 組合は、欠損を生ずる場合は、その欠損の額を限度として、政令の定めるところにより、保險金の額を削減してその責を免れることができる。

第九條 運輸大臣は、組合の清算の監督上必要があると認めるときは、清算人から清算事務若しくは財産の状況に関する

本船保險組合の解散に関する法律

本船保險組合の解散に関する法律

(昭和二十三年七月六日法律第百六号)

第一條 本船保險組合(以下組合という。)は、これを解散する。

第二條 組合の清算は、破産の場合を除く外、運輸大臣の監督に属する。

第三條 組合の清算については、理事長及び理事が清算人となる。

2 前項の規定により清算人となる者がないとき又は清算人が欠けたときは、運輸大臣が清算人を選任する。

3 運輸大臣は、必要があると認めるときは、清算人を解任することができる。

第四條 清算人は、清算及び財産処分の方法について、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算及び財産処分の方法について、監督上必要な事項を命ずることができる。

て報告を徴し、又は当該官吏に組合の事務所、事業場その他の場所に臨み、清算事務若しくは財産の状況を検査させることができる。

2 当該官吏が、前項の規定により検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第十條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを運輸大臣に提出してその承認を求めなければならない。

第十一條 清算人は、政令の定めるところにより、解散及び清算について必要な登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、その登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第十二條 組合が前條の規定によりなす登記については、登録税を課さない。

第十三條 民法第七十三條及び第七十八條から第八十一條までの規定は、組合の清算にこれを準用する。

第十四條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

- 一 第四條第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第七條第一項の規定に違反した者
- 三 第十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌し避た者

第十五條 清算人が第十二條第一項の規定による登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

附則

この法律施行の期日は、公布の日から三十日をこえない期間内において、政令で、これを定める。

自轉車競技法 (昭和二十三年八月一日 法律第二百九号)

第一條 都道府縣及び人口、財政等を勘案して主務大臣が指定する市(以下指定市という。)は、自轉車の改良、増産、輸出の増加、國內需要の充足に寄與するとともに、地方財政の増収を図るため、この法律により、自轉車競走を行うことができる。

場料を取らなくてもよい。

第七條 自轉車競走施行者は、一口金二十円以下の勝者投票券を、額面金額で賣出すことができる。

第八條 自轉車振興会の役員、選手その他自轉車競走の事務に従う者に対して、勝者投票券を賣出すことはできない。

第九條 自轉車競走施行者は、勝者投票の的中者に対して、命令の定めるところにより、その競走についての勝者投票券の賣上金の額を越えない範囲内において、拂戻金を交付する。

勝者投票の的中者のない場合における賣上金は、命令の定めるところにより、これを勝者投票券を買つた者に拂戻しする。

前二項の拂戻金の債権は、一年間これを行わなければ、時効によつて消滅する。

第十條 自轉車競走施行者は、命令の定めるところにより、勝者投票券の賣上金額の百分の二十五以内の金額を自己の収入とすることができる。

自轉車振興会に、自轉車競走を委任したるときは、自轉車競走施行者は、勝者投票券の賣上金額の百分の三以内の金額を、自己の収入とすべき金額内より、自轉車振興会に

前項に掲げる者(以下自轉車競走施行者という)は、命令の定めるところにより、自轉車競走の実施を、当該都道府縣毎に設立する、自轉車振興会に、委任することができる。

第二條 自轉車競走施行者が、この法律により、自轉車競走を開催しようとするときは、命令の定めるところにより、都道府縣知事を經由して、主務大臣に届け出なければならぬ。

第三條 第一條の自轉車競走は、第四條に定める、自轉車競走場で行わなければならない。但し、主務大臣の許可を受けて、道路を利用する、長距離競走を、行うことができる。

第四條 第一條の自轉車競走を行う競走場の数は、都道府縣は各二箇所以内、特定の市は各一箇所である。

第五條 前條の自轉車競走場並びに第一條の自轉車競走に出場する選手及び使用自轉車の種類、規格は、命令の定めるところにより、自轉車振興会連合会に、登録されたものでなければならない。

第六條 自轉車競走場で自轉車競走を開催するときは、入場者から入場料を取らなければならない。但し、都道府縣知事又は指定市の市長が、無料入場者と定めた者からは、入

交付しなければならない。

自轉車競走施行者は、第一項の金額より、第二項の金額及び所要の経費を差引いた残額の、二分の一に相当する金額を國庫に納付しなければならない。

主務大臣は、前項の規定により、納付された金額に相当する金額を、自轉車の改良、増産、輸出の増加、國內需要の充足に必要な経費に支出しなければならない。

前項の金額の支出については、命令で定める。

第十一條 自轉車振興会は、自轉車競走の実施並びに自轉車に関する事項の振興を目的とする法人であつて、都道府縣ごとに設立する。

各都道府縣の自轉車振興会は、命令の定めるところにより、競走場、出場選手及び使用自轉車の種類、規格の登録並びに検定、その他自轉車競走の実施及び効果を統制するため、連合会を設置することができる。

第十二條 自轉車振興会及びその連合会の設立は、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

第十三條 主務大臣は、自轉車競走施行者の行爲がこの法律に違反すると認めるときは、自轉車競走施行者に対し、勝

自轉車競技法

者投票券の發賣の停止その他必要な措置を命ずることができ
る。

第十四條 左の各号の一に該当するものは、三年以下の懲役
若しくは五万円以下の罰金に処し、又はその刑を併せ科す
る。

- 一 第七條の規定に違反して、勝者投票券を發賣したり、
又はこれに類似の行爲をなした者
- 二 この法律による自轉車競走に関し、職業として、多数
の者に対して財物を以てかけごとをなした者
- 三 第八條に掲げる者にして、前号に規定する行爲の相手
方となつた者

第十五條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金
に処する。

- 一 第八條に掲げる者に対して、同條に掲げる者なること
を知つて、勝者投票券を賣出した者
- 二 第八條に掲げる者にして、勝者投票券を買入れ又は譲
り受けた者
- 三 第十四條第一号、第二号に規定する行爲の相手方とな
つた者

第十六條 自轉車振興会の役員又はこの法律により、自轉車

競走の職務を執行する役員若しくは選手が、その職務又は
競走に関して、賄賂をとり、又はこれを要求若しくは約束
したときは三年以下の懲役に処する。因つて不正の行爲を
なし、又はなすべき行爲をなさなるときは五年以下の懲役
に処する。

前項の場合において、受け取つた賄賂はこれを沒收する。
若しその全部又は一部を沒收することができない場合に
は、その價額を追徴する。

第十七條 前條第一項に掲げる者に対して賄賂を支拂い、提
供し又は約束した者は三年以下の懲役に処する。

前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を輕減し
又は免除することができる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

交通、通信關係

郵便法等の一部を改正する

法律

(昭和二十三年七月六日
法律 第四百四号)

第一條 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次
のように改正する。

- 第二十一條第二項中「一円二十錢」を「五円」に改める。
- 第二十二條第二項中「五十錢」を「二円」に、「一円」を「四
円」に改める。
- 第二十三條第四項中「五十錢」を「二円」に、「十五錢」を「五
十錢」に、同條第五項中「二百円」を「八百円」に改める。
- 第二十五條第二項中「百円」を「四百円」に、「百五十円」を
「六百円」に改める。
- 第二十六條第二項中「二円二十錢」を「四円」に、「十五錢」
を「五十錢」に改める。
- 第二十七條第二項中「十五錢」を「五十錢」に改める。
- 第三十一條第一項中「五円」を「二十円」に、「三元」を「十二
円」に改める。

郵便法等の一部を改正する法律

円」に改める。

- 第三十四條第三項中「百円」を「四百円」に改める。
- 第四十三條第二項中「二円五十錢」を「十円」に、「五円」を
「二十円」に、「四十円」を「百六十円」に、「三十円」を「百二
十円」に改める。
- 第四十八條第一項中「三百六十円」を「千四百四十円」に、
「三百円」を「千二百円」に、「二百四十円」を「九百六十円」に、
「二十円」を「九十円」に改める。
- 第五十條第二項中「二百円」を「七百二十円」に、「百二十
円」を「四百八十円」に、「八十円」を「三百円」に、同條第三
項中「二十円」を「七十二円」に改める。
- 第五十八條第三項中「五円」を「二十円」に改める。
- 第五十九條第四項中「十五円」を「六十円」に、「十円」を「四
十円」に改める。
- 第六十條第三項中「四円」を「十五円」に改める。
- 第六十一條第三項中「十円」を「三十円」に改める。
- 第六十二條第四項を次のように改める。
配達証明料は、三十円とし、前項の規定による取扱をす
るときは、十五円を増す。
- 第六十三條第三項中「十円」を「三十円」に、「五円」を「十
円」に改める。

郵便法等の一部を改正する法律

五円」に改める。

第六十四條第四項及び第六十六條第三項中「十円」を「三十円」に改める。

第六十八條第二項中「百円」を「四百円」に改める。

第二條 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第十八條第二項及び第三十九條第二項中「一円」を「四円」に改める。

第六十七條第一項中「千分の二」を「百分の一」に、同條第二項中「一銭」を「五銭」に改める。

第三條 郵便爲替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「五千円以下」を「一万円以下」に、「千円以下」を「二千円以下」に改める。

第十七條第一項第一号から第三号までを次のように改める。

一 通常爲替	
爲替金額千円以下の場合	四十円
同 三千円以下の場合	六十円
同 五千円以下の場合	八十円

同 一万円以下の場合 百二十円

二 電信爲替

爲替金額五百円以下の場合 百円

同 千円以下の場合 百二十円

同 三千円以下の場合 百五十円

同 五千円以下の場合 二百円

同 一万円以下の場合 二百五十円

三 小爲替

爲替金額百円以下の場合 十円

同 五百円以下の場合 十五円

同 千円以下の場合 二十五円

同 二千円以下の場合 三十五円

第二十一條第二項、第三十二條第三項及び第三十三條第二項中「一円」を「四円」に改める。

第二十六條第二項中「千円以下」を「二千円以下」に改める。

第四條 郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項第一号から第三号までを次のように改める。

一 拂込	
拂出金額百円以下の場合	十円
同 五百円以下の場合	十五円
同 千円以下の場合	二十円
同 五千円以下の場合	二十五円
同 一万円以下の場合	三十円
同 一万円を超える場合	一万円を超える五千円又はその端數ごとに十円を三十円に加えた額

小切手拂

拂出金額五百円以下の場合 十円

同 一万円以下の場合 二十円

同 一万円を超える場合 一万円を超える五千円又はその端數

ごとに十円を二十円に加えた額

電信現金拂

拂出金額五百円以下の場合 七十円

同 千円以下の場合 九十円

同 五千円以下の場合 百二十円

郵便法等の一部を改正する法律

五円」に改める。

第六十四條第四項及び第六十六條第三項中「十円」を「三十円」に改める。

第六十八條第二項中「百円」を「四百円」に改める。

第二條 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第十八條第二項及び第三十九條第二項中「一円」を「四円」に改める。

第六十七條第一項中「千分の二」を「百分の一」に、同條第二項中「一銭」を「五銭」に改める。

第三條 郵便爲替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「五千円以下」を「一万円以下」に、「千円以下」を「二千円以下」に改める。

第十七條第一項第一号から第三号までを次のように改める。

一 通常爲替	
爲替金額千円以下の場合	四十円
同 三千円以下の場合	六十円
同 五千円以下の場合	八十円

通常拂込

拂込金額五百円以下の場合 十円

同 五百円を超える場合 二十円

電信拂込

拂込金額五百円以下の場合 七十円

同 千円以下の場合 九十円

同 五千円以下の場合 百二十円

同 一万円以下の場合 百五十円

同 一万円を超える場合 一万円を超える一

万円又はその端數ごとに七十円を百五十円に加えた額

二 振替

通常振替 四円

電信振替

同一口座所管廳に属する口座間の振替の場合 七十円

異なる口座所管廳に属する口座間の振替の場合 百円

三 拂出

通常現金拂

郵便法等の一部を改正する法律

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律

五八二

時措置に関する法律

(昭和二十三年六月二十五日)
法律 第五十七号

同 一万円以下の場合 百五十円
第十九條第一項但書中「十円」を「七十円」に、同條第三項中「二円」を「八円」に改める。
第二十七條第四項、第三十五條第六項、第四十六條第二項及び第四十九條第二項中「一円」を「四円」に改める。
第六十二條第一項中「一円五十銭」を「二円」に、「二円」を「八円」に改める。

第五條 金融緊急措置令に基く封鎖支拂の取扱に関する件
(昭和二十一年閣令第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「千円」を「二千円」に、「五百円」を「千円」に、「二円」を「十円」に、同條第二号中「五千円」を「一万円」に、「三千円」を「五千円」に、「二十五円」を「百円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十三年七月十日から、これを施行する。

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律

電話の加入者がある期間内に同條に規定する公債を引き受けない場合においてその期間経過後に同條に規定する公債の引受を申し出て当該電話の復旧を申請することを妨げない。

前項に規定する届出のない電話で通話休止の取扱を受けているもの(戦時に際し官廳等の用に供するため設備を轉用されたために、又は電話機械の移轉の請求に應じられなかつたために通話休止の取扱を受けている電話。この法律施行後譲渡のあつた電話に限る。)についても、同項と同様とする。

第五條 第二條乃至前條の規定は、電話を國又は地方公共團體の用に供する場合、通話休止の取扱を受けている電話(戦時に際し官廳等の用に供するため設備を轉用されたために、又は電話機械の移轉の請求に應じられなかつたために通話休止の取扱を受けている電話。この法律施行後譲渡のあつた電話を除く。)、この法律施行の際現に利用者たる加入者が引き続き利用する電話及び三十日以内の期間を加入期間とする電話については、これを適用しない。

第六條 第二條乃至第四條の規定により引き受けるべき公債の額は、資料を存する最近六箇月間において加入電話の設

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律

五八三

備の増加に要した費用の額をその期間内に開通し、又は復旧した電話及び譲渡のあつた電話の総数を以て除して得た額を基準とし、將來における費用の額の変動を考慮して、会計年度ごとに、政令でこれを定める。

前項の規定により公債の額を定めた後、予見されなかつた費用の額の変動があつたときは、政令で同項の公債の額を変更することができる。

第七條 政令で定める増設機械の装置の請求については、第二條及び第五條の規定を準用する。

前項において準用する第二條の規定により引き受けるべき公債の額は、同項の増設機械の装置に要する費用の額を基準として、政令でこれを定める。

第八條 第二條(前條第一項において準用する場合を含む。)、第三條又は第四條の規定により引き受けらるべき公債の発行価格は、額面百円につき百円、その償還期限は、十五年以内、その利率は、年四分、利息支拂の方法は、毎年一回支拂とする。

第九條 第二條(第七條第一項において準用する場合を含む。)、第三條若しくは第四條の規定により引き受けられた公債又はこれを担保とする貸付金は、日本銀行法第三十二

郵便法の一部を改正する法律

條第二項の規定にかかわらず、これを同條第一項の保証に充てることができない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十四年四月一日から、その効力を失う。昭和二十二年四月一日以後電話の加入申込を受理され、この法律施行の際現に開通していない電話については、その加入申込者がこの法律施行後一箇月以内に第二條に規定する公債を引き受けないときは、電話官署は、その開通を繰り延べらる。但し、当該電話が第五條に規定する電話である場合及びその加入申込者が電話の開通の用に充てるための資材等であるの価額が省令の定める金額以上であるものをこの法律施行の時までに電話官署に無償で提供している場合は、この限りでない。

前項の規定により引き受けらるべき公債の額は、第六條第一項の規定に準じて、政令でこれを定める。

第三項の規定により引き受けらるべき公債については、第八條の規定を準用する。

第三項の規定により引き受けられた公債又はこれを担保とする貸付金には、第九條の規定を準用する。

電信電話料金法

(昭和二十三年七月六日 法律 第百五号)

第一條 公衆通信の用に供する電信(無線電信を含む。以下同じ。)及び電話(無線電話を含む。以下同じ。)に関する料金は、この法律の定めるところによる。

第二條 電信に関する料金は、別表一の通りとし、電話に関する料金は、別表二の通りとする。

第三條 逓信大臣は、船舶の遭難及び航行の安全に関する通報、火災報知その他公益上特に必要がある場合は、省令の定めるところにより、この法律に定める料金を減免することができらる。

第四條 國際電信及び國際電話の料金は、この法律に定める

別表一 電信に関する料金

第一類 電報に関する料金

料 金 種 別

單

位

料

金

額

第一 電報料

一 普通電報

(一) 市内電報

電信電話料金法

電話の加入者がその電話の復旧の用に充てるための資材等とその価額が省令の定める金額以上であるものをこの法律施行の時までに電話官署に無償で提供している場合には、当該電話の復旧については、第四條の規定は、これを適用しない。

郵便法の一部を改正する法律

(昭和二十三年七月二日 法律 第八十五号)

郵便法の一部を次のように改正する。

第十三條に次の一項を加える。

外國郵便に関する料金及び損害賠償金額は、條約に規定する料金及び損害賠償金額を超えない範囲において、内閣総理大臣及び逓信大臣が、命令でこれを定める。

附則

この法律は、その公布の日から起算し、十日を経過した日から、これを施行する。

場合を除く外、條約又は協定の定めるところによる。

2 條約において、最高限を定め又は主管廳の決定にゆだねた料金については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定にかかわらず、内閣総理大臣及び逓信大臣が、命令で、これを定める。

附則

第五條 この法律は、昭和二十三年七月十日から、これを施行する。

第六條 電信法(明治三十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「電信又ハ電話ニ關スル料金及」を削る。

電信電話料金法

- 基本料 和文十字 以内 二十円
- 累加料 和文五字以内 七円
- 名あて料 和文五字以内 七円
- 市外電報 追加一名あてごとに 七円
- 基本料 和文十字 以内 三十円
- 累加料 和文五字以内 十円
- 名あて料 追加一名あてごとに 十円
- 翌日配達電報 和文十字 以内 二十円
- 基本料 和文五語 以内 二十円
- 累加料 和文五字以内 七円
- 名あて料 追加一名あてごとに 七円
- 無線電報 和文十字 以内 六十円
- 船舶又は航空機発着無線電報 和文五語 以内 六十円
- 基本料 和文五字以内 二十円
- 累加料 和文一字以内 二十円

追加一名あてごとに

普通電報料と同額

- 名あて料 和文十字 以内 二十円
- 陸地間無線電報 和文五語 以内 三十円
- 基本料 和文五字以内 十円
- 累加料 和文五字以内 七円
- 新聞電報 和文五十字 以内 七円
- 基本料 和文十語 以内 七円
- 累加料 和文五十字 以内 五円
- 新聞無線電報 和文五十字 以内 十五円
- 船舶又は航空機発着新聞無線電報 和文五十字 以内 十二円
- 基本料 和文十語 以内 十二円
- 累加料 和文十語 以内 十二円
- 陸地間新聞無線電報 新聞電報料と同額
- 予約新聞電報 (年額) 一万二千円
- 予約字語数に対する料金 新聞電報の料金と同額
- 超過字語数に対する料金 新聞電報の料金と同額

電信電話料金法

八 放送無線電報

一月放送字語数〔和文一千字、欧文二百語〕以内ごとに

(月額) 三千二百円

九 同報無線電報

(一) 予約字数に対する

送信料 一日予約総字数一千字以内ごとに
受信料 一日受信人につき一日予約総字数一千字以内ごとに

(月額) 三千二百円
(月額) 百円
但し受信人が受信施設の設備及び運用をするときは、受信料は課さない。

(二) 超過字数に対する

送信料 一日超過字数一千字以内ごとに
受信料 一日超過字数一千字以内、一日受信人につき一日超過字数一千字以内

(日額) 二百円
(日額) 五十円
但し受信人が受信施設の設備及び運用をするときは、受信料は課さない。

十 氣象通知電報

- (一) 全般天氣予報 (符号) 訳文
- (二) 全般氣象特報 (符号) 訳文
- (三) 全國暴風警報 (符号) 訳文

(月額) 二百円
(月額) 二百六十円
(月額) 八十円
(月額) 七十円

(四) 地方天氣予報 (符号) 訳文

(五) 地方氣象特報 (符号) 訳文

(六) 地方暴風警報 (符号) 訳文

符号
訳文
訳文

二百五十円
二百円
八十円
五十円

十一 写真電報

甲号

乙号

丙号

十二 模写電報

十三 慶弔電報

(一) 例文電報

(二) 任意文電報

八百円
五百二十円
四百円
二百円

普通電報、翌日配達電報又は船舶若しくは航空機発着無線電報の基
本料及び名あて料と同額
普通電報料、翌日配達電報料又は船舶若しくは航空機発着無線電報料と同額

十四 船舶通報

(一) 通過報料

(二) 信号報料

電報料又は郵便料

電信電話料金法

登記料を納付した場合は、臨時請求の場合

一通ごとに
一通ごとに
一通ごとに

二十円
三十円
七十五円
実費

電信電話料金法

第二 特殊取扱の料金

一 至急料

一通ごとに

普通電報料と同額

五九〇

(二) 海難報料

- 二 照校料
- 三 電報受信報知料
- 四 郵便受信報知料

- 五 追尾電報の追送に関する料金 追送一回ごとに
- 六 再送電報の再送に関する料金 再送一回ごとに 原信を除き一通ごとに
- 七 同文料
- 八 別使配達料

- (一) 島しよあて以外の場合 十六キロメートル以内 四キロメートルをこえるときは
- (二) 島しよあての場合

九 はしけ配達料

八十円
 二十円
 八十円
 但し配達実費がこれをこえるときはその実費
 八十円
 但し配達実費がこれをこえるときはその実費

第三 その他の料金

- 一 受取証書料
- 二 送信前返還料
- 三 電線託送料
- 四 略号登記料
- 五 配達先登記料
- 六 閲覽料
- 七 正写料
- 八 尋問、改正又は停止に関する料金
- 九 船舶通報に関する料金

- (一) 登記料 各種別ごとに
- (二) 電報による通過報請求通知料

第二類 電信回線専用に関する料金

- 第一 電信回線専用料
- 一 長期専用の場合

電信電話料金法

料 金 種 別 單 位 料

金 額

下記以外の場合 (年額)

新聞社又は通信社の専用する場合 (年額)

五九一

和文二百字以内ごとに

欧文二十五語

(年額) 百円 実費

普通電報又は無線電報の料金と同額

八円

(年額) 九百六十円

(年額) 二百四十円

四円

四円

八十円

電信電話料金法

(一) 線路専用料

陸上線路

一キロメートル

千八百三十円

千二百円

海底線路

一キロメートル

一万二千九百六十円

八千四百円

(二) 機械専用料

音響単信機

一座ごとに

一万六千三百二十円

八千六十円

音響二重機

一座ごとに

三万七千二百円

一万五千三百六十円

印刷単信機

一座ごとに

十一万二千八百円

五万六千四百円

印刷二重機

一座ごとに

二十二万五千六百円

十一万二千八百円

(三) 移轉料

二 設備費負担長期専用の場合

(一) 線路専用料

陸上線路

一キロメートル

七百七十円

(二) 機械専用料

調音単信機

一座ごとに

一万四千四百円

調音集信機

一座ごとに

二万六千四百円

印刷単信機

一座ごとに

六万七千二百円

印刷二重機

一座ごとに

十三万四千四百円

電話機

一座ごとに

六千二百四十円

実費

三 短期専用の場合

(一) 線路専用料

陸上線路

一キロメートル

六円

海底線路

一キロメートル

四十三円

(二) 機械専用料

音響単信機

一座ごとに

五十円

音響二重機

一座ごとに

百円

印刷単信機

一座ごとに

三百七十五円

印刷二重機

一座ごとに

七百五十円

(三) 機械設備料及び移轉料

第二 写真電信回線専用料及び模写

電信回線専用料

一 長期専用又は短期専用の場合

(一) 線路専用料

市外線専用料

市外専用電話回線の市外線専用料と同額

市内線専用料

市内専用電話の回線設備料及び回線維持料と同額

(二) 機械専用料、機械設備料(短期専用に限る)及び移轉料

実費

二 臨時専用の場合

線路専用料

電信電話料金法

電信電話料金法

五九四

市外線専用料

専用区間及び専用時間に相当する至急通話料と同額

市内線専用料

市内専用電話の回線設備料及び回線維持料と同額

常時使用する場合

専用の都度作成する場合

(月額)
二百四十円

第三 無線電信設備専用料及び特殊装置専用料

実費

第三類 外国電報に関する料金

料 金

種

別

料金額

国際放送電報料

一 対外放送電報

(一) 一箇の周波数による放送の場合

一日総放送時間三十分以内

一日総放送時間一時間以内

一日総放送時間一時間をこえるときは一時間以内を増すことに

(二) 二箇の周波数による放送の場合

一日総放送時間三十分以内

一日総放送時間一時間以内

一日総放送時間一時間をこえるときは一時間以内を増すことに

二 外国放送電報

(月額)

四千二百円

六千三百円

三千五百円

八千円

一万二千元

六千七百元

一日総放送時間三十分以内

一日総放送時間一時間以内

一日総放送時間一時間をこえるときは一時間以内を増すことに

(月額)

一千二百円

一千八百円

一千円

別表二 電話に関する料金

第一類 加入電話に関する料金

料 金 種 別 単 位 料

金 額

第一 加入料

三百円

第二 電話使用料

一 度数料金制施行局

(一) 基本料

単独加入

住宅用
(月額)

三百円

事務用
(月額)

二百六十円

二百二十円

百八十円

四百八十円

四百円

三百四十円

二百八十円

一級局

二級局

三級局

四級局

共同加入

一級局

二級局

三級局

共同加入

一級局

二級局

三級局

電信電話料金法

五九五

電信電話料金法

四級局

市内通話一
度数ごとに

百二十円

二百円

二 均一料金制施行局

単独加入

三級局

四級局

五級局

六級局

七級局

共同加入

三級局

四級局

五級局

六級局

七級局

(月額) 住宅用
五百八十円

五百円

四百四十円

三百六十円

三百円

(月額) 事務用
九百六十円

八百四十円

七百二十円

六百円

五百円

三 加入区域の設定のない局

基本
加算額

普通加入区

(月額) 住宅用
四十八円

(月額) 事務用
八十円

域とみなさ
る区域内
の区域電
路に
ト
ル
ま
で
ご
と
に

(月額) 電話使用料(度数料を除く。)の二分の一

第三 附加使用料

一 普通加入区域外加入

(一) 特別加入区域内

(二) 加入区域外

関係電話線
路に
ト
ル
ま
で
ご
と
に

(月額) 住宅用
十八円

(月額) 事務用
三十円

二十四円

四十円

他局の加入区域内にあるも
のに対する加算額

(月額) 電話使用料(度数料金制を施行する自動式局においては自
動接続市外通話方式による市外通話料を含む。)と同額

二 増設機械

(一) 電話機

局設備維持

加入者設備維持

(二) 受話機

電信電話料金法

住宅用

(月額)
九十六円

四十八円

事務用

(月額)
百六十円

八十円

電信電話料金法

局設備維持

加入者設備維持

(三) 電鈴

局設備維持

加入者設備維持

(四) 附属交換機

局設備維持

(五) 加入者以外の者の使用する増設電話機に対する加算額

増設電話機に対する加算額

(六) 二箇の加入回線に共通に接続する乙種増設電話機に対する加算額

増設電話機に対する加算額

局設備維持

三 接続電話機

一箇ごとに

四十八円

住宅用

(月額)

四十八円

住宅用

(月額)

十八円

千円

実費

四十八円

実費

八十円

八十円

事務用

(月額)

八十円

事務用

(月額)

三十円

千円

第四 電話線設備料

一 特別加入区域内

関係電話線

千四百四十円

千九百二十円

二 加入区域外

関係電話線

千四百四十円

九百六十円

第五 直通連絡回線の料金

一回線設備料

関係電話線

千四百四十円

九百六十円

創設

移轉

関係電話線

千四百四十円

九百六十円

二 回線使用料

関係電話線

十二円

(月額)

三 附加専用料

(一) 加入区域内

度敷料金制施行局

均一料金制施行局

(二) 加入区域外

装置料

電信電話料金法

九百円

三百六十円

千八百円

電信電話料金法

- 一 加入申込受理の場合
 - 一加入ごとに 千五百円
- 二 増設電話機装置の場合
 - 一箇ごとに 実費
- 三 構内移轉又は一時撤去の場合
 - (一) 電話機 七百元
 - (二) 増設電鈴 四百円
 - (三) 附属物品 四百円
- (四) 電話機、電鈴、附属交換機の移轉又は一時撤去の場合を除く。
- (四) 附属交換機及びその附属物品 実費
- 四 構外移轉の場合
 - (一) 電話機 一箇ごとに 千五百円
 - 同一建造物内の移轉で加入者が電話線を建設供給する場合 七百元
 - (二) 増設機材 三と同額
- 五 加入の所属変更の場合 千五百円
- 六 災害電話の復旧の場合 一箇ごとに 四と同額
- 第七 名義変更料 三百円
- 第八 電話番号簿掲載料 一掲載ごとに 二百四十円

第九 臨時電話に関する料金

- 一 装置料
 - (一) 加入申込受理の場合 千二百円
 - (二) 電話機移轉の場合 第六の三及び四と同じ
- 二 電話使用料
 - (一) 度数料金制施行局
 - 基本料 (月額) 百四十円
 - 度数料 二円
 - (二) 均一料金制施行局 (月額) 二百円
- 三 附加使用料
 - 乙種増設電話機 一箇ごとに 四百八十円
- 第二類 電話に関する料金

料 金 種 別	單 位	料 率
第一 市内通話料	一箇ごとに	一円
第二 市外通話料	一通話時	四円
一 普通通話料	一通話時	四円
市外通話区域	八キロメートル以内	

電信電話料金法

十二キロメートル以内	六円	七十四円
四十キロメートル以内	十二円	八十六円
八十キロメートル以内	二十円	百四円
百二十キロメートル以内	三十四円	百二十八円
百六十キロメートル以内	四十二円	百五十二円
二百キロメートル以内	五十円	百七十六円
二百四十キロメートル以内	五十八円	二百円
二百八十キロメートル以内	六十六円	二百三十円
三百二十キロメートル以内		二百六十円
三百六十キロメートル以内		二百八十八円
四百キロメートル以内		三百三十円
四百四十キロメートル以内		三百七十二円
四百八十キロメートル以内		
五百二十キロメートル以内		
五百六十キロメートル以内		
六百キロメートル以内		
六百四十キロメートル以内		
六百八十キロメートル以内		
七百二十キロメートル以内		
七百六十キロメートル以内		
八百キロメートル以内		
八百四十キロメートル以内		
八百八十キロメートル以内		
九百二十キロメートル以内		
九百六十キロメートル以内		
千キロメートル以内		
千二百五十キロメートル以内		
千五百キロメートル以内		
千八百キロメートル以内		
二千キロメートル以内		

- 二 至急通話料
- 三 特別至急通話料
- 四 定時通話料
- 第三 通話取消料
- 一 定時通話以外の通話

一回の料	四百十四円
	四百五十六円
	普通通話料の二倍
	普通通話料の三倍
	普通通話料の四倍

- 市外通話区域
- 八十キロメートル以内
- 二百四十キロメートル以内
- 五百九十キロメートル以内
- 千五百キロメートル以内
- 千五百キロメートルをこえるもの
- 二 定時通話

- 第四 予約通話料
- 第五 予約新聞電話料
- 第三類 岸壁電話に関する料金

一回の料	二円
	十円
	二十円
	三十円
	四十円
	一の三倍
	普通通話料の九十倍と同額
	普通通話料の百八十倍と同額

- 一 使用料

電信電話料金法

局設備維持の場合の加算額

二 市外通話料

三 通話取消料

第四類 専用電話に関する料金

料 金 種 別

第一 市内専用電話料

一 設備料

(一) 電話機

槽外よりの引込線不要のもの
に対する料金減額

(二) 増設受話器

(三) 増設電鈴

(四) 交換機又は轉換器

(五) 回線

單 位

料

金

額

七十二円

第二類第二と同じ

第二類第三と同じ

一箇ごとに

三千六百元

出願者が物件を寄附し
ない場合
九百六十円

一箇ごとに

六百円

出願者が物件を寄附する場
合
二百二十円

一箇ごとに

九百六十円
実費

四百八十円
実費

二 維持料

(一) 電話機

(二) 増設受話器

一箇ごとに

(年額)
五百八十円

一箇ごとに

(年額)
百四十四円

(三) 増設電鈴

接続五回線をこえるときの回線累増
に対する加算額

(四) 轉換器

(五) 回線

一箇ごとに

(年額)
百四十四円

一回線ごと

(日額)
二百四十円

(七) 臨時中継放送のため市内電話線を
短期専用させる場合

三 附加専用料

同時通報用電話機

四 移轉料

(一) 電話機

構内移轉の場合

構外移轉の場合

引込線不要のものに対する減額

(二) 増設電鈴

(三) 交換機又は轉換器

(四) 附属物品

一箇ごとに

二百四十円
実費

一箇ごとに

四百二十円

一箇ごとに

六百円

一箇ごとに

百八十円

一箇ごとに

二百四十円

電信電話料金法

電信電話料金法

(電話機、交換機若しくは轉換器の移轉又は一時撤去に伴う場合は除く。)

(四) 回線

(單に短縮する場合を除く。)

五 機械種類変更料

交換機又は轉換器

第二 市外専用電話料

一 市外線専用料

(一) 長期専用の場合

(1) 一般専用

(2) 官廳専用

(警察事務、刑事訴訟事務及
鐵道事業の用に供するも
のに限る。)

専用区間

市外通話区域

八十キロメートル以内

二百キロメートル以内

四百七十キロメートル以内
四百七十キロメートルをこえるもの

(3) 新聞社、通信社及び日本放送協
会の専用

(4) 一般

基本

搬送電話式を採用しうる
市外線を専用させる場合
において専用周波帯域四
千サイクル(一方方向につ
き)をこえるときその超
過周波帯域に対する加算
額

(四) その他

専用線建設のための所要
物品労力経費を専用者が
提供したものに対するも
の

(二) 短期専用の場合

(1) 一般専用

(2) 官廳専用

(警察事務、刑事訴訟事務及
鐵道事業の用に供するも
のに限る。)

電信電話料金法

一箇ごとに 二百四十円

関係電話線
路百メートル
にルまでごと
九百六十円

実費

(年額)

当該専用区間の一通話時の普通通話料の二百倍の三百六十
倍

一通話時の普通通話料の二十倍の三百六十倍
一通話時の普通通話料の二十四倍の三百六十倍

一通話時の普通通話料の三十倍の三百六十倍
一通話時の普通通話料の四十二倍の三百六十倍

当該専用区間の一通話時の普通通話料の五十三倍の三百六
十倍

当該専用区間の一通話時の普通通話料の二十六倍の三百六
十倍

千二百円

(日額)

当該専用区間の一通話時の普通通話料の二百四十倍

電信電話料金法

専用区間

市外通話区域

八十キロメートル以内

二百キロメートル以内

四百七十キロメートル以内

四百七十キロメートルをこえるもの

(3) 新聞社、通信社及び日本放送協会の専用

(4) 新聞社、通信社及び日本放送協会の時間専用

二分岐引込料

(一) 同一加入区域内に専用電話機設置場所二箇以上ある場合

(二) 市外通話区域四十キロメートル以内の区間を専用区間とする場合

(三) 市外通話区域二百キロメートル以内の区間を専用区間とする場合

(四) 市外通話区域二百キロメートルをこえる区間を専用区間とする場合

(年額)

一箇所を除く他の一箇所に

七千二百円

一箇所に

七千二百円

一箇所に

三万三千六百円

一箇所に

八万六千四百円

三 端末設備料
(一) 新聞社、通信社及び日本放送協会の短期時間専用の場合を除く。

(二) 専用者が専用電話機器の設備をなす場合

(三) 電話官署が専用機器の設備をなす場合

四 端末維持料

(一) (二)及び(三)以外の場合

(1) 専用者が専用電話機器の維持をなすとき

(2) 電話官署が専用電話機器の維持をなすとき

(二) 電話官署から専用電話機設置場所までの市内線路を専用者の提供した線路によらせる場合

(三) 新聞社、通信社及び日本放送協会の短期時間専用の場合

五 市外専用電話回線に轉換器により市内専用電話機を随時接続するものに対する接続料

六 移轉料

七 特殊装置料

電信電話料金法

(年額)

一箇ごとに

四千八百円

七千二百円

関係電話線路百メートルまで

(年額)
百二十円

一回線ごと

(日額)
二百四十円

一回線ごと

(年額)
七千二百円

市内専用電話の移轉料に同じ
実費

港則法

第三 無線電話設備専用料及び特
殊貨費装置専用料

第五類 鉱業特設電話に関する料金

料 金 種 別	單 位	料 金 額
電話専用料	一箇ごとに	(月額) 四十八円

港則法

(昭和二十三年七月十五日
法律第七十四号)

第一章 総則

(法律の目的)

第一條 この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

(港域)

第二條 港の区域は、別に法律でこれを定める。

(定義)

第三條 この法律において「雑種船」とは、汽艇、はしけ及び艀舟その他ろかいのみをもつて運轉し、又は主としてろかいをもつて運轉する船舶をいう。
2 この法律において「特定港」とは、きつ水の深い船舶が出

一定の区域内においてびよう地を指定しなければならない。
い。

3 前項に規定する特定港以外の特定港でも、港長は、特に必要があると認めるときは、入港船舶に対しびよう地を指定することができる。

4 前二項の規定により、びよう地の指定を受けた船舶は、第一項の規定にかかわらず、当該びよう地に停泊しなければならない。

5 港長は、びよう地を指定するに当つては、けい船浮標、さん橋その他の施設で当該指定に係るものの管理者の意見を聴かなければならない。

(夜間入港の制限)

第六條 前條第二項の規定によりびよう地の指定を受けなければならぬ船舶は、港長の許可のある場合又は海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合を除いて、日没から日出までの間は、同項に規定する港に入港してはならない。

(移動の制限)

第七條 雑種船以外の船舶は、第四條、第八條第一項、第十條及び第二十三條の場合を除いて、港長の許可を受けなければ

電信電話料金法

入できる港又は外國船舶が常時出入する港であつて、別表に掲げるものをいう。

第二章 入出港及び停泊

(入出港の届出)

第四條 船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、命令の定めるところにより、港長に届け出なければならない。

(びよう地)

第五條 特定港内に停泊する船舶は、命令の定めるところにより、各々そのトン数又は積載物の種類に従い、当該特定港内の一定の区域内に停泊しなければならない。

2 命令の定める船舶は、命令の定める特定港に入港する際、港長からびよう地の指定を受けなければならない。この場合には、港長は、特別の事情がない限り、前項に規定する

れば、第五條第一項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項但書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならない。

(修繕及びけい船)

第八條 特定港内においては、雑種船以外の船舶を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2 修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3 港長は、危険を防止するため必要があるときは、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(けい留等の制限)

第九條 雑種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶にけい留し、又は他の船舶の交通の妨となる虞のある場所に停泊させ、若しくは停留させてはならない。

(移動命令)

第十條 港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができ。

(停泊の制限)

第十一條 特定港内における船舶の停泊及び停泊を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章 航路及び航法

(航路)

第十二條 雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、命令の定める航路(以下單に航路といふ)によらなければならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

第十三條 船舶は、航路内においては、左の各号の場合を除いては、投じようし、又はえい航している船舶を放してはならない。

- 一 海難を避けようとするとき。
- 二 運轉の自由を失つたとき。
- 三 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。

ない。

帆船は、港内では、帆を減じ又は引船を用いて航行しなければならない。

第十七條 船舶は、港内においては、防波堤、ふとうその他の工作物の突端又は停泊船舶を右げんに見て航行するときは、できるだけこれに近寄り、左げんに見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかつて航行しなければならない。

第十八條 雑種船は、港内においては、汽船及び帆船の進路を避けなければならない。

第十九條 前五條に定めるものの外、運輸大臣は、命令で一定の特定港における航法に関して特別の定をすることができる。

第二十條 この章並びに第十四條第五項及び前條の命令に定めるものの外、港内における航法については、海上衝突予防法(明治二十五年法律第五号)の定めるところによる。

第四章 危険物

第二十一條 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ)を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けな

電信電話料金法

き。

四 第三十一條の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

(航法)

第十四條 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない。

第十五條 船舶は、航路内においては、並列して航行してはならない。

第十六條 船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければならない。

第十七條 船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはならない。

第十八條 命令で一定の特定港につき特別の定をした場合には、前二項の規定を適用しない。

第十九條 汽船が港の防波堤の入口又は入口附近で他の汽船と出会う虞のあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない。

第二十條 船舶は、港内及び港の境界附近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。

なければならない。

第二十一條 前項の危険物の種類は、命令でこれを定める。

第二十二條 危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停泊してはならない。但し港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、數量及保管方法に鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない。

第二十三條 船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

第二十四條 港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることが不適當であると認めるときは、港の境界外において適當の場所を指定して前項の許可をすることができる。

第二十五條 前項の規定により指定された場所に停泊し、又は停留する船舶は、これを港の境界内にある船舶とみなす。

第二十六條 船舶は、特定港内又は特定港の境界附近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

第五章 水路の保全

第二十七條 港内その他日本國の水域における水質の汚濁防

止については、別に法律でこれを定める。

第二十五條 港内又は港の境界附近において発生した海難に因り他の船舶交通を阻害する状態が生じたときは、当海難に係る船舶の船長は、遅滞なく標識の設定その他危険予防のため必要な措置をし、且つ、特定港にあつては、その旨を港長に報告しなければならない。

第二十六條 特定港内又は特定港の境界附近における漂流物、沈没物その他の物件が船舶交通を阻害する虞のあるときは港長は、当該物件の所有者又は占有者に対しその除去を命ずることができる。

第六章 船燈及び信号

第二十七條 海上衝突予防法第七條第一項第三号及び第四号に規定する船舶は、夜間航行中それぞれ同項第三号又は第四号に規定する船燈を掲揚しなければならない。

第二十八條 船舶は、港内においては、みだりに汽笛又は汽角を吹き鳴らしてはならない。

第二十九條 特定港内において使用すべき私設信号を定めようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

第三十條 雑種船以外の船舶で信号符字を有するものは、入港しようとするときは、港の境界附近でこれを掲げなければ

必要な措置を命ずることができる。

(漁ろうの制限)

第三十五條 船舶交通の妨となる虞のある特定港内の場所においては、みだりに漁ろうをしてはならない。

(燈火の制限)

第三十六條 何人も、港内又は港の境界附近における船舶交通の妨となる虞のある強力な燈火をみだりに使用してはならない。

2 港長は、特定港の境界附近における船舶交通の妨となる虞のある強力な燈火を使用している者に対し、その燈火の滅光又は被覆を命ずることができる。

(船舶交通の制限)

第三十七條 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。

2 前項の規定により指定した航路又は区域及び同項の規定による制限又は禁止の期間は、港長がこれを公示する。

第八章 罰則

第三十八條 第二十二條又は第二十三條第一項若しくは第四項の規定に違反したときは、その行爲をした者は、これを

ばならない。港を通過しようとするときも同様である。

2 前項の船舶は、港内を航行するときは、信号符字を掲揚しなければならない。

第七章 雜則

(工事等の許可及び進水等の届出)

第三十一條 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

第三十二條 特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

第三十三條 特定港内において船舶を進水させ、又はドックに入らせようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

第三十四條 特定港内において竹木材を船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内においていかだをけい留し、又は運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項の許可をするに当り船舶交通安全のために

六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十九條 左の場合にはその行爲をした者は、これを三箇月以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項の規定に違反したとき。

二 第五條第二項の規定による指定を受けずに停泊したとき又は同條第四項のびよう地以外の場所に停泊したとき。

三 第七條第一項、第十二條又は第十三條の規定に違反したとき。

四 第八條第三項、第十條又は第三十七條第一項の規定による処分に違反したとき。

第四十條 第二十五條の規定に違反した者は、これを三箇月以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

第四十一條 左の各号の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

一 第二十六條、第三十一條第二項又は第三十六條第二項の規定による処分に違反した者

二 第三十一條第一項の規定に違反した者

第四十二條 第四條、第六條、第八條第二項、第二十一條、第三十條又は第三十五條の規定に違反したときは、その行

水先法の一部を改正する法律

爲をした者は、これを千円以下の罰金又は科料に処する。

第四十三條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は科料に処する。

一 第八條第一項、第二十九條、第三十二條、第三十三條又は第三十四條第一項の規定に違反した者

二 第三十四條第二項の規定による処分違反した者

第四十四條 第十一條の規定による命令の規定に違反したときは、その行爲をした者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料にする。

第四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第四十一條又は第四十三條の違反をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金を科する。

附則

1 この法律施行の期日は、公布の日から六十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。

2 開港港則(明治三十一年勅令第百三十九号)は、これを廢止する。

別表

雜内 留萌 根室 釧路 小樽 室蘭 函館 青森

水先法の一部を改正する法

律

(昭和二十三年七月二十七日法律第百八十九号)

水先法(明治三十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三條中第一号を削り、第二号を第一号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

- 八戸 船川 釜石 酒田 塩釜 新潟 夷 京濱 横須賀
- 清水 伏木東岩瀬 七尾 名古屋 武豊 敦賀 四日市
- 宮津 舞鶴 和歌山下津 田邊 大阪 神戸 小松島
- 坂田 高知 新居濱 今治 境 宇野 濱田 尾道糸崎
- 吳 廣島 岩國 徳山下松 宇部 萩 關門 博多
- 三池 唐津 住ノ江 佐世保 長崎 口之津 嚴原
- 三角 鹿兒島

第三條ノ二 主務大臣ハ少クトモ毎年一回水先入ガ前條第三号ニ該当セザルヤ否ヤヲ確ムルタメ其ノ体格検査ヲ執行スベシ

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

1 この法律は、港則法施行の日から、これを施行する。
2 運輸大臣は政令の定めるところにより、船員法(昭和二十二年法律第百号)第一條第二項第二号の適用について、当分の間特に港を指定し、この法律の定める港の異なる区域を定めることができる。

項の港と河川との境界及び港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)第二條の港の区域は、この法律の定めるところによる。

附則

1 この法律は、港則法施行の日から、これを施行する。
2 運輸大臣は政令の定めるところにより、船員法(昭和二十二年法律第百号)第一條第二項第二号の適用について、当分の間特に港を指定し、この法律の定める港の異なる区域を定めることができる。

港域法

(昭和二十三年七月十五日法律第百七十五号)

1 港の区域を別表の通り定める。
2 海上保安廳法(昭和二十三年法律第二十八号)第一條第二

別表

都、道、府、縣	港名	港の区域
北海道	紋別	弁天神岬から九十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

港域法

網走 根室 厚岸 釧路 廣尾 浦河 室蘭

天測点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び網走川網走橋下流の河川水面
 根室弁天島燈台(北緯四十三度二十分二十九秒東径百四十五度三十四分五十六秒)を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
 アイカツプ埼からピンナイ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 釧路埼燈台(北緯四十二度五十八分二秒東径百四十四度二十二分三十八秒)から二百七十度三千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに釧路川の別保川流入口下流の河川水面
 廣尾港燈台(北緯四十二度十六分五十九秒東径百四十三度十九分二十八秒)を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
 浦河燈台(北緯四十二度九分三十六秒東径百四十二度四十六分五十四秒)を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
 エンルム埼から大黒島を経てホテイシ埼まで引き線及び陸岸により囲まれた海面

函館 江差 壽都 岩内 余市 小樽 増毛 留萌 稚内 天賣 沓形

穴淵岬から百八十度九百五十メートルの地点から六十九度に引いた線、同地点から有川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 南防波堤東端を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
 岩埼を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
 天測点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
 尻場岬から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 増毛燈台(北緯四十三度五十一分七秒東径百一十一度三十一分五十八秒)を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
 留萌埼から三百三十度二千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 野寒岬から声間埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 太郎兵衛埼を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面
 クツカンタ埼から二十三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

青森

深浦
鯉ヶ沢

青森

小湊

野辺地

大湊

大間

大畑

八戸

入前崎から行合崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 弁天崎を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び中村
 川最下流道路橋下流の河川水面
 鼻繰崎から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに
 堤川最下流鉄橋下流の河川水面
 安井崎から金附崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 野辺地町と東平内村の境界海岸から九十度に引いた線及び陸岸により
 囲まれた海面並びに野辺地川最下流道路橋下流の河川水面
 芦崎を中心として三千六百メートルの半径を有する円内の海面
 細間崎を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
 大畑港南防波堤燈柱（北緯四十一度二十四分三十分東経百四十一度十
 分十六秒）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及
 び大畑川最下流鉄橋下流の河川水面
 日出岩（三・三メートル）から百八十度及び二百七十度に引いた線及
 び陸岸により囲まれた海面並びに新井田川及び馬淵川各最下流鉄橋下
 流の河川水面

岩手

久慈

八木

宮古

山田

大槌

釜石

大船渡

牛島三角点（六三・三メートル）から三百十五度に引いた線、同三角
 点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに久慈川
 最下流道路橋下流の河川水面
 坂下三角点（六六・五メートル）から十度五百メートルの地点を中心
 として九百メートルの半径を有する円内の海面
 測候所暴風標（北緯三十九度三十八分十五秒東経百四十一度五十八分
 十三秒）を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面及び
 閉伊川最下流道路橋下流の河川水面
 小島東端から傳作鼻及び熊ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた
 海面並びに大沢川及び関口川各最下流道路橋下流の河川水面
 七辰崎から雀島外端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに
 大槌川及び小槌川各最下流道路橋下流の河川水面
 鷲ノ巣崎から鎌ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに
 大渡川最下流道路橋下流の河川水面
 珊瑚島北端から九十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲ま
 れた海面並びに盛川最下流道路橋下流の河川水面

廣田

大森山三角点(一四七・二メートル)を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面

宮城

氣仙沼

鹿折村南端海岸から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

志津川

弁天崎から荒島南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水尻川水尻橋、八幡川汐見橋及び新井田川本浜橋各下流の河川水面

女川

赤根崎から大貝崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

鮎川

清崎から黒崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

萩浜

狐穴崎から割石崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

渡波

尾崎から石巻市と渡波町の境界海岸まで引いた線、万石橋及び陸岸により囲まれた海面

石巻

石巻港東防波堤燈台(北緯三十八度二十四分二十一秒東經百四十一度十九分)を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び

塩釜

北上川開北橋下流の河川水面

塩釜

花淵崎から唐戸島南端まで引いた線、同島三角点(三六メートル)か

象潟

小淵崎を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び象潟川最下流道路橋下流の河川水面

金浦

暴風信号標(北緯三十九度十五分十三秒東經百三十九年五十四分五十八秒)を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面

平沢

芹田岬から二十三度三千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

本莊

野尻田三角点(一五・二メートル)から二百三十度千五百十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び子吉川由利橋下流の河川水面

秋田

秋田港燈台(北緯三十九度四十五分二十九秒東經百四十度三分十七秒)を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び雄物川放水路水門下流の河川水面

船川

根ノ崎三角点(四〇メートル)から二十五度千三百メートルの地点を

	北浦 能代	中心として四千四百メートルの半径を有する円内の海面、 八斗埼から九十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに賀茂川最下流道路橋下流の河川水面 天測点を中心として二千七百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
山形	酒田	酒田燈台（北緯三十八度五十五分二十八秒東經百三十九度四十八分五十五秒）を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面及び同燈台を中心として四千メートルの半径を有する円内の最上川の河川水面 トヤ埼からカノ島北端を経て沖平島北端まで引いた線、同地点から九十度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鼠ヶ関川蓬萊橋下流の河川水面 立岩埼を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 鶴ノ尾岬を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
福島	松川浦	

茨城	四倉 江名 小名浜	水準標（三・四二メートル）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 折戸山三角点（八三・四メートル）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 三埼から八埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	平潟 大津 日立 久慈 磯崎	鷗子岬を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 大津三角点（五五メートル）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 三角点（二九・八メートル）から二百六度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面 久慈港北防波堤燈柱（北緯三十六度二十九分三十四秒東經百四十度三十七分三十秒）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の久慈川の河川水面 三角点（二五・八メートル）から零度千七百メートルの地点を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面

千葉	那珂湊	磯浜	波崎	銚子	勝浦 白浜
<p>大名鼻から百八十度に引いた線、祝町三角点(七一メートル)から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに東経百四十度二十五分十秒の子午線以東の那珂川及び沼沼川の河川水面</p> <p>三角点(二九・一メートル)から百八十度八百メートルの地点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面</p> <p>銚子港導燈の低燈(北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度五十一分十七秒)を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び海上村三角点(五七メートル)から十二度に引いた線以東の利根川の河川水面中千葉縣地先部分</p> <p>銚子港導燈の低燈(北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度五十一分十七秒)を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び海上村三角点(五七メートル)から十二度に引いた線以東の利根川の河川水面中千葉縣地先部分</p> <p>黒鼻から八幡岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>西防波堤突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面</p>					

東京	館山	木更津	千葉	船橋	岡田	波浮
<p>暴風信号標(北緯三十四度五十九分十四秒東経百三十九度五十一分三十八秒)を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び矢那川最下流道路橋下流の河川水面</p> <p>善光寺三角点(四九・二メートル)から二百六十度二千二百五十メートルの地点を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面</p> <p>登戸三角点(二二メートル)から百八十度四千二百メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに都川最下流道路橋下流の河川水面</p> <p>船橋市と行徳町の境界海岸から百七十度四千メートルの地点まで引いた線、船橋市と津田沼町の境界海岸から百八十度三千メートルの地点まで引いた線、同地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに海老川海老川橋下流の河川水面</p> <p>勝崎から零度三百メートルの地点まで引いた線、同地点から小口岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>赤八ッ崎から龍王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p>						

東京 神奈川	元村 新島 大久保 神湊 八重根	元村三角点(一三・三メートル)から百八十度五百五十メートルの地点を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面 新島三角点(四二八・五メートル)からナダラネ東端を見透した線、鳥ヶ島西端から鶴ノ根を見透した線及び陸岸により囲まれた海面 北風平三角点(一一・九・二メートル)を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面 横石鼻から零度三百メートルの地点まで引いた線、同地点から垂戸鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 前崎ヶ鼻を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 荒川放水路口右岸突端から百九十三度に引いた線、本牧鼻から四十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに隅田川永代橋及びその他各河川最下流鉄橋各下流の河川水面
神奈川	横須賀	小柴崎、同地点から九十度三千メートルの地点、観音崎燈台(北緯三十五度十五分十二秒東経百三十九度四十四分四十八秒)から九十度千メートルの地点、同地点から海額島燈標(北緯三十五度十二分三十秒

新潟	能生 三崎 眞鶴	東経百三十九度四十四分十八秒)を見透し七千メートルの地点を順次連結した線、同地点から二百九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 歌舞島ノ鼻から城ヶ島西北端まで引いた線、同島東端から同線に平行に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 磯崎鼻から眞鶴崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 鱗崎三魚点(七二・三メートル)から五十四度千八百五十メートルの地点を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面 直江津港第五号導燈(北緯三十七度十分四十九秒東経百三十八度十五分十二秒)を中心として千六百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の荒川の河川水面 勝願寺三角点(四二・一メートル)から九十度四百メートルの地点を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面 寺泊海水浴場東方三角点(一四九・五メートル)から零度二千メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
	直江津 柏崎 寺泊	

新潟	岩船	夷(両津)	羽茂	小木	魚津	伏木東岩瀬
新潟港防波堤燈台(北緯三十七度五十七分十九秒東經百三十九度四十分十八秒)から二百五度二千百メートルの地点を中心として四千五百メートルの半径を有する円内の海面及び信濃川万代橋下流の河川水面 諸上寺山三角点(七三・四メートル)から九十度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び石川明神橋下流の河川水面 金剛山三角点(九六五メートル)から百四十九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 市振埼から五十度二千五百メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面及び羽茂川羽茂川橋下流の河川水面 城山山頂を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面	魚津燈台(北緯三十六度四十八分四十二秒東經百三十七度二十三分四十八秒)を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面 岩崎三角点(六一メートル)から百二度に引いた線、大村三角点(六・八メートル)から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに	小矢部川城光寺橋、庄川新庄川橋、内川東橋、法土寺橋、神通川荻浦橋及び富岩運河荻浦小橋各下流の河川水面 唐島三角点(一二メートル)を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面及び余川川、土庄川及び新川各最下流道路橋下流の河川水面	須曾ノ屏風南端から石崎ノ屏風西北端まで引いた線、能登島松ヶ埼(宮崎)から久木まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 イナヘヅミ鼻からタケガ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 並びに小又川城山橋下流の河川水面 エビス埼から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 直村三角点(五八・五メートル)から二百十度六百五十一メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び若山川吾妻橋下流の河川水面 龍ヶ埼からヒカタ山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに輪島川最下流道路橋下流の河川水面			

富山

石川

氷見	七尾	穴水	宇出津	飯田	輪島
----	----	----	-----	----	----

	福浦 滝	藻ノ崎を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 滝港第二防波堤燈台（北緯三十六度五十五分二十三秒東径百三十六度四十五分二十五秒）を中心として八百メートルの半径を有する円内の海面 金石燈台（北緯三十六度三十六分東径百三十六度三十五分三十六秒）を中心として二千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに犀川及び大野川各最下流道路橋下流の河川水面
福井	和田 小浜 敦賀 三國	赤崎から九十度に引いた線、宮ヶ崎から城山まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 二兒島崎（辰ノ口鼻）から波懸鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 赤崎から蛭子崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに旧笹ノ川壱ノ橋下流の河川水面 三國港防波堤燈台（北緯三十六度十三分十七秒東径百三十六度七分四十五秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び九頭

龍川新保橋下流の河川水面

静岡	網代 伊東	赤根崎から立岩まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 伊東港第二防波堤燈台（北緯三十四度五十八分二十秒東径百三十九度六分三十六秒）から二百七十度千五百メートルの地点を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面 稲取岬から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 赤根崎から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに稻生沢川最下流道路橋下流の河川水面
港域法	松崎 宇久須 土肥 沼津	アジホガ鼻から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 小峯三角点（一四九・八メートル）から百七十四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 通崎から二十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 牛臥山三角点（六二メートル）を中心として千八百メートルの半径を有する円内、同三角点から二百七十度に引いた線及び陸岸に囲まれた海面並びに狩野川永代橋下流の河川水面

清水	焼津	根良	御前埼	舞阪	福江	泉
眞埼から零度に引いた線及び陸岸に囲まれた海面並びに巴川千歳橋下流の河川水面	浜当目三角点(一七二・九メートル)から百八十度に引いた線及び陸より岸に囲まれた海面	波津三角点(七二・二メートル)を中心として二千八百メートルの半径を有する円弧、同三角点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに萩間川新橋下流の河川水面	元根鼻三角点(七メートル)から零度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	弁天島駅を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに同円内の河川及び湖水面	向山三角点(六・四メートル)から百七十度千二百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面	西防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面

愛知

田原	豊橋	三谷	蒲郡	形原	西浦
船倉橋東橋台を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面及び汐川船倉橋下流の河川水面	十間川口右岸突端を中心として四千五百メートルの半径を有する円弧、梅田川右岸堤防突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに豊川最下流道路橋下流の河川水面	府相三角点(三五・六メートル)から竹島東南端まで引いた線、同島南端から三谷ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	蒲郡港防波堤燈台(北緯三十四度四十八分四十二秒東経百三十七度十三分三十秒)を中心として千メートルの半径を有する円弧、府相三角点(三五・六メートル)から竹島東南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	古城港東防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円弧、形原町と西蒲町の境界海岸から九十度に引いた線及び陸岸に囲まれた海面	東瀬防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円弧、西蒲村海岸北端から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

吉田 一色 武豊 師崎 篠島 豊浜 常滑

矢崎川口燈柱（北緯三十四度四十七分東經百三十七度四十分五十一秒）を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面及び矢崎川最下流道路橋下流の河川水面

一色燈台（北緯三十四度四十七分二十秒東經百三十七度一分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面

布土村元標から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小垣江港燈柱（北緯三十四度五十八分東經百三十六度五十九分五十四秒）から二百七十度に引いた線以南の河川水面

鷲ヶ崎から九十度に引いた線、羽豆岬から九十度五百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

東山鼻及び蛭子ヶ鼻からそれぞれ零度六百メートルの地点まで引いた線、同地点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面

豊浜港西防波堤燈台（北緯三十四度四十二分二秒東經百三十六度五十分六分二十秒）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面

常滑港南防波堤燈台（北緯三十四度五十二分三十二秒東經百三十六度

三重 桑名、四日市、千代崎、津

五十分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面

名古屋港西突堤燈台（北緯三十五度二分三秒東經百三十六度五十一分三十秒）を中心として七千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに荒子川橋門、山崎川忠治橋、大江川港東橋、天日川千鳥橋、堀川景雲橋及び新堀川記念橋各下流の河川水面及び中川運河水面

小貝須三角点（〇・〇メートル）から白鷺三角点（三・七メートル）まで引いた線と伊勢大橋との間の河川水面

朝明川口左岸突端から百三十五度二千メートルの地点まで引いた線、楠町と鈴鹿市の境界海岸から九十度三千メートルの地点まで引いた線、同地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに朝明川、海藏川、三龍川、鹿化川、内部川、鈴鹿川及び各その支流各最下流道路橋下流の河川水面

金沢川右岸堤防突端を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び金沢川最下流道路橋下流の河川水面

賢崎燈台（北緯三十四度四十二分五十六秒東經百三十六分三十一分三

松阪
宇治山田
鳥羽
波切
浜島
五箇所
長島

十六秒)を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面及び岩田川最下流道路橋下流の河川水面
 松阪港東防波堤燈柱(北緯三十四度三十六分五十秒東經百三十六度三十三分四十八秒)を中心として千二メートルの半径を有する円内の海面
 伊勢大湊西燈柱(北緯三十四度三十一分十八秒東經百三十六度四十五分四秒)から二百十五度千七百メートルの地点を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
 西崎、日向島北端、答志島鳥ヶ崎、阪手島丸山崎及び加布良古崎を順次連結した線並びに陸岸により囲まれた海面
 波切港防波堤燈台(北緯三十四度十六分四十八秒東經百三十六度五十四分十五秒)を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
 城山崎を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
 止崎から田曾崎(三崎)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 長島町南方三角点(一三七メートル)から大石を経て千島鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

引本
尾鷲
木本
久美浜
浅茂川
間人
中浜

尾南會鼻から佐波留島東端まで引いた線、同島北端から裸島(投石)を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに船津川左岸の船津村と相賀町の境界から三百十五度に引いた線以南の船津川及び銚子川銚子橋下流の河川及び湖水面
 モト山鼻から佐波留島南端まで引いた線、同島北端から裸島(投石)を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 鬼ヶ城三角点(一五九メートル)を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
 湊村三角点(一七三・五メートル)から零度千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 三角点(二八五・七メートル)から四十五度二百メートルの地点を中心として三百メートルの半径を有する円内の海面
 鷲口岬を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
 大呂岬から友ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

本庄	伊根	宮津	舞鶴	野原	田井	岸和田	堺
<p>林ノ下突端から甲崎龜礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 城山鼻から青島南端を経て鋤崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 片島鼻から日置崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大手橋下流の河川水面 金ヶ崎から零度引いた線、博奕岬から二百七十度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに高野川、伊佐津川、寺川、伊保良川、祖母谷川及び志樂川各最下流道路橋下流の河川水面 コットイ崎から三ツ礁鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 小崎から椎崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 市内城址三角点(二〇メートル)から三百三十九度千メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 石津川口右岸突端から大阪港南突堤燈台(北緯三十四度三十八分九秒東經百三十五度二十四分)を見透した線、大阪港南境界線及び陸岸により囲まれた海面</p>							

大阪	尼崎	西宮	神戸	明石	二見
<p>神崎川口左岸突端から二百十四度引いた線、大和川口左岸突端から二百七十度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに木津川大浪橋、尻無川岩崎橋、安治川船津橋及び新淀川最下流鉄橋各下流の河川水面及び船津橋南端と大浪橋東端を結んだ線以西の運河水面 武庫川口右岸突端から二百度千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度引いた線、大阪港北境界線及び陸岸により囲まれた海面並びに庄下川最下流道路橋下流の河川水面 夙川口右岸突端から百五十八度引いた線、申川口左岸突端から二百二十五度引いた線及び陸岸により囲まれた海面 妙法寺川口左岸突端から九十三度引いた線、芦屋川口左岸突端から二百二十七度三十分引いた線及び陸岸により囲まれた海面 明石港突堤燈台(北緯三十四度三十八分二十三秒東經百三十四度五十九分三十四秒)を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面 瀬戸川口左岸突端から二百四十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から零度引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p>					

別府

高砂

伊保

八木

飾磨

網干

別府港防波堤燈台（北緯三十四度四十二分四十二秒東經百三十四度五十分五十五秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
高砂港突堤燈台（北緯三十四度四十三分五十秒東經百三十四度四十七分五十二秒）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面

伊保港燈台（北緯三十四度四十五分二秒東經百三十四度四十六分十五秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び洗川千鳥橋下流の河川水面

木場三角点（一〇六・一メートル）から二百三十度千百メートルの地点を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び八家川三橋下流の河川水面

市川口右岸突端から百八十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度五千九百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに夢前川廣栄橋及び船場川思案橋各下流の河川水面

飾磨港西境界線、同線南端から二百七十度に引いた線、中川口右岸突

端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに中川、掛保川、大津茂川各最下流道身橋下流の河川水面

釜崎から金ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

岡山縣と兵庫縣の境界海岸から取揚島北端及び御前岩を経て御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大津川石ヶ崎橋、野々内灣樋門、千種川赤穂大橋及び御崎灣元録橋各下流の河川水面

津居山島猿ヶ城から赤島を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに羽子山三角点（七七メートル）から三百四十五度に引いた線以北の円山の河川水面

白石島北端からそれぞれ黒島北端及び弁天島北端を見透した線並びに陸岸により囲まれた海面

コヤガ谷鼻から白ヶ浦島南端まで引いた線、同島鷹ヶ鼻から大島北端まで引いた線、同島南端から大山山頂を見透した線及び陸岸により囲まれた海面

岩屋港東突堤燈柱（北緯三十四度三十五分十四秒東經百三十五度一分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面

相生

赤穂

津居山

香住

柴山

岩屋

洲本	福良	湊	都志	郡家	新居	勝浦	宇久井
洲本港燈台（北緯三十四度二十分三十八秒東經百三十四度五十四分三秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び洲本川最下流道路橋下流の河川水面	釣島鼻から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	北防波堤突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面	西防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び都志川大橋下流の河川水面	南防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び郡家川大川橋下流の河川水面	熊野川口両岸突端を結んだ線と熊野川鉄橋との間の河川水面中和歌山縣地先部分	大石原鼻からシケ島鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	宇久井鼻から駒崎まで引いた線、狐島東端から中山北端まで引いた線、同地点から百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに

三輪崎	浦神	古座	串本	箕島	日置	田辺	御坊
長野川最下流鉄橋下流の河川水面	磯崎から鈴島北端まで引いた線、同島東端から孔島東端まで引いた線	同島南端から二百八十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	懷山山頂から耳ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	狼烟山山頂から二百三十五度四百五十メートルの地点を中心として七百メートルの半径を有する円内の海面並びに古座川大橋及び小橋各下流の河川水面	橋杭水準点（二・四四メートル）から百九十二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	宮崎鼻から苅藻島西端まで引いた線、同島東端から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに有田川安謐橋下流の河川水面	日置川口両岸突端を結んだ線と日置川鉄橋との間の河川水面

番所鼻から齋田崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに会津川会津橋下流の河川水面

権現崎から二百九十五度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から三十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに日高川天田

由良	湯淺廣	和歌山下津
----	-----	-------

橋、西川大橋及び小橋各下流の河川水面
 神谷崎から蟻島北端まで引いた線、同島南端から長崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに由良川由良橋下流の河川水面
 タタキノ鼻から天王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに廣川廣橋及び山田川栖川橋各下流の河川水面
 地ノ島鹿ノ首から田倉崎及び目取鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに紀ノ川北島橋、加茂川硯橋及び女良川旭橋各下流の河川水面

境

米子
赤碕

外ノ江西端から金毘羅山山頂まで引いた線、同線に接続する同線以東の陸岸及び境港導燈の前燈（北緯三十五度三十三分四十秒東経百三十三度十四分三十秒）を中心として四千メートルの半径を有する円弧により囲まれた海面
 八尋鼻から三百十五度及び二百二十五度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
 西防波堤電燈（北緯三十五度三十分三十四秒東経百三十三度三十九分

石見	浜田	江津
網代	鳥取	

吉田町と高津町の境界海岸を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び高津川高角橋下流の河川水面
 黒埼から馬島水島鼻まで引いた線、同島千疊敷鼻から入道鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浜田川最下流道路橋下流の河川水面
 渡津村三角点（一三八・八メートル）から二百七十度千四百メートルの地点を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び江川江川橋下流の河川水面

仁万
久手
大社
七類
恵雲
美保関
松江
安來

荒布場鼻から麦島西端まで引いた線、同島東端から廣出鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 久手町と鳥井村の境界海岸を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
 神戸川口右岸突端から笹子島北西端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
 尾戸(猿渡)東端から九島西端まで引いた線、同島東端から青木島北端まで引いた線、同島南端から鈴原まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 生洲鼻から男島北端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
 石燈籠を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面
 大海崎鼻から意字川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに末次鼻から嫁ヶ島西端を見透した線以東の安道湖及び大橋川の河川水面
 油壺鼻から龜山北端まで引いた線、同地点から伯太川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

西郷
浦郷

高瀬崎から鳥貝崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 白崎鼻からニガ鼻まで引いた線、獅子鼻から島根鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

岡山

日生
片上
鶴海
牛窓
西大寺
小串
岡山

松ヶ鼻からツアロ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに中州川新橋下流の河川水面
 伊里川口右岸突端から前島東端まで引いた線、同島北端から生崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 躰尾鼻から高目鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 馬立鼻かな前島荒崎まで引いた線、同島城ヶ崎から大鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 九幡西突堤突端から外波崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに吉井川永安橋下流の河川水面
 東山東端から外波崎まで引いた線、九幡西突堤基点から大浦礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面中小串村地先部分
 高島北端から零度に引いた線、同島南端から百八十度に引いた線、松

宇野 日比 琴浦 味野 下津井 水島

尾鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに旭川京橋、中橋及び小橋各下流の河川水面
 高辺岬から下島島西端及び飛州を経て蛸崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
 貝掛鼻から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 和井田三角点(九一・九メートル)から四十度千二百メートルの地点から鶴石鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 和井田三角点(九一・九メートル)から五十度千メートルの地点から百八十度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川大正橋下流の河川水面
 基本水準標から祇園鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 玉島山三角点(九三・七メートル)から二百七十度千九百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに龜島三角点(九一・一メートル)から九十度に引いた線以南の旧東高梁川の河川水面

福山 鞆 尾道糸崎 忠海 竹原 吳

玉島 笠岡

端山三角点(三〇・六メートル)から九十度六百メートルの地点を中心として五百メートル半径を有する円内の海面
 古山城三角点(六八・八メートル)を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
 釈迦ヶ端から牛ノ首まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 要害鼻から玉津島防波堤突端まで引いた線、同島南端から二百七十度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 犬吠山山頂から岩子島三角点(一一三メートル)まで引いた線、同島鷄小島から向島布疋鼻まで引いた線、同島大磯鼻から戸崎まで引いた線、向島松ヶ鼻を中心として千五百メートルの半径を有する円弧及び陸岸により囲まれた海面
 宮床ノ鼻から冠ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 月見鼻からの場ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 豆倉鼻から小麗女島西南端を経て鍋舞々尻鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

廣島	甘日市	鮎崎	木ノ江	御手洗	嚴島	山口	
<p>観音崎、峠島南端、以島東南端、同島地獄鼻、大カクマ島南端、津々根島南端及び八幡川口左岸突端を順次連結した線並びに陸岸により囲まれた海面</p> <p>住吉新開南東端を中心として七百メートルの半径を有する円内の海面</p> <p>鮎崎鼻から佐組島東端まで引いた線、同島西端から生野島馬取鼻まで引いた線、同島榎迫鼻から小琴ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>高山鼻から宝崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>馬目ノ鼻から小島南東端を見透した線、蒲野鼻から観音崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>水晶山東突端から小名切岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p>	岩國	久賀	<p>阿多田島長浦鼻から今津川口右岸突端及び小瀬川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに今津川最下流道路橋下流の河川水面</p> <p>久賀町と蒲野村の境界海岸から大崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲</p>	安下庄	小松	柳井	室津
<p>まれた海面</p>	<p>安下崎から龍崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>津長鼻から十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに屋代川屋代川橋下流の河川水面</p> <p>柳井町地先三角点(一・七メートル)から百三十度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに片野川最下流鉄橋下流の河川水面</p>	上関	室積	徳山下松	<p>尾國南西端三角点(一八・七メートル)から奈古屋崎まで引いた線、赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中上関港に属さない部分</p> <p>尾國南西端三角点(一八・七メートル)から奈古屋崎まで引いた線、赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中上関村の地先部分</p> <p>鼓ヶ浦鼻から赤岩まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>茶白山山頂から笠戸島鎌石岬まで引いた線、同島龜岩から大馬島金崎まで引いた線、大津島丸山崎から四十鼻まで引いた線及び陸岸により</p>	港域法	

三田尻 中関 秋穂 宇部 小野田 厚狭 小串

囲まれた海面
龍宮岬から翁崎まで引いた線、同島郷ヶ崎から問屋口突堤基点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
中関港燈柱(北緯三十三度五十九分四十五秒東経百三十一度三十二分四十秒)から牛ヶ頸まで引いた線、向島郷ヶ崎から問屋口突堤基点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
千石岩から岩屋ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宇部岬から二百六十度引いた線、本山鼻から百十度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに眞諦川(新川)最下流鉄橋及び厚東川大橋各下流の河川水面
小野田港防波堤燈台(北緯三十三度五十八分十二秒東経百三十一度十分二秒)を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面及び有穂川最下流道路橋下流の河川水面
宮崎から繩地ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに厚狭川下津橋下流の河川水面
湯玉村と小串町の境界海岸から龍宮島北端まで引いた線、同島南端か

山口 徳島 仙崎 特牛 萩 須佐 江崎 関門 撫養

ら松谷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
ヤカッ鼻から青海島千貫鼻まで引いた線、暴風標から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに三隅川最下流道路橋下流の河川水面
特牛燈台(北緯三十四度十八分五十四秒東経百三十度五十三分三十六秒)から百八十度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大瀬鼻から笠山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松本川最下流道路橋下流の河川水面
海苔石から天神島三角点(四六・一メートル)を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
宇生ヶ崎から布鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鷲ヶ巢山山頂から三百二十度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島山頂まで引いた線、同島頂から二百三十度に引いた線、根嶽山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
妙見山三角点(六四・二メートル)を中心として二千三百メートルの半

徳島	小松島	富岡	橋	由岐	日和佐
----	-----	----	---	----	-----

徑を有する円内の海面及び撫養川最下流道路橋下流の河川水面
 徳島港防波導水堤燈台（北緯三十四度二分五十一秒東經百三十四度三十五分五十九秒）から三百一度千五百メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに新町川、園瀬川及び各その支流各最下流道路橋下流の河川水面
 和田ノ鼻から大崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに神代瀬川最下流鉄橋及び立江川最下流道路橋各下流の河川水面
 畷三角点（六六・一メートル）三十度千六百メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面並びに岡川富岡橋、那賀川及び旧那賀川各最下流道路橋各下流の河川水面
 龍王崎を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
 蹠踏崎から籠野島東北端を経て東由岐浦南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 前寺三角点（八八・九メートル）から七十五度千三百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面

面

小張岬から佛崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに牟岐川最下流道路橋下流の河川水面
 網代崎から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

香川	豊浜	浅川	牟岐	仁尾	観音寺	多度津
----	----	----	----	----	-----	-----

水準点（四・五七メートル）から三百五十五度七百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
 古江岬から大葛島北東端まで引いた線、同島南端から小葛島北西端まで引いた線、同島南端から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 観音寺港南防波堤燈台（北緯三十四度七分二十六秒東經百三十三度八分六秒）から七十二度四百四十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに財田川及び一ノ谷川各最下流道路橋下流の河川水面
 多度津港燈柱（北緯三十四度十六分七秒東經百三十三度四十四分四十三秒）から三十度二百六十メートルの地点を中心として千三百メートル

丸龜 坂出 高松 志度 三本松 引田 坂手

ルの半径を有する円内の海面
 土器川口左岸突端、上眞島三角点(三六・六メートル)下眞島三角点(三一・七メートル)及び金倉川口右岸突端を順次連結した線並びに陸岸により囲まれた海面
 蛸埼から沙彌島マモコ鼻まで引いた線、同鼻から総社川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 高松港西防波堤燈台(北緯三十四度二十一分七秒東經百三十四度三分九秒)から二番三十度四百メートルの地点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
 房前鼻から九十度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 寺町三角点(三・八メートル)から二百七十度千二百メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
 城山東端から馬宿川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小海川御幸橋下流の河川水面
 碁石山三角点(四三四・七メートル)から二百四十七度千八百五十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面

草壁 土庄 深浦 宇和島 吉田 三瓶 八浜 川之石 三崎 三机 長浜

赤埼から三百十五度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 宮ノ鼻から百八十度引いた線、永代橋及び陸岸により囲まれた海面
 荷碇石鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 戎鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 君ヶ浦水準点(三・五九メートル)から二百七十度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 御手洗鼻から龍王碇まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 浜城ヶ浦から三百四十度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 松ヶ鼻から丸岩鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 オミ岬から大鳥井碇を経て大鳥井まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 襖〇から走手〇まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 長浜港防波堤燈台(北緯三十三度三十六分五十一秒東經百三十二度二十九分十二秒)から二百四十九度四百メートルの地点を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面

郡中 松山 北條 今治 菊間 壬生川 西條

柴町水準点(二・八八メートル)から零度三百五十メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
大可賀新田西北端から興居島黒埼まで引いた線、同島神埼から白石鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
北條港燈柱(北緯三十三度五十八分二十一秒東経百三十二度四十六分二十四秒)を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
着社川口右岸突端から零度に引いた線、大浜燈台(北緯三十四度五十二秒東経百三十二度五十九分四十八秒)から百二十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
菊間港防波堤突端燈台(北緯三十四度二分東経百三十二度五十分二十秒)を中心として七百メートルの半径を有する円内の海面及び菊間川予讃本線鉄橋下流の河川水面
大明神川口三角点(四・七メートル)を中心として四千メートルの半径を有する円弧、同三角点から六十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
三角点(四・四メートル)を中心として二千メートルの半径を有する

新居浜 三島 川之江 岡村 宮浦 甲浦 室戸岬 室津

円内の海面
御代島三角点(七五メートル)から百三十五度千メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
三島港防波堤燈台(北緯三十三度五十九分東経百三十三度三十二分四十二秒)から二百三十三度三百五十五メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
城山三角点(六二・二メートル)から三十一度六百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
観音埼から龍神岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
御串山泊ヶ鼻から道明ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
唐人ヶ鼻から葛島西端まで引いた線、同島東端から零度に引いた線、高知縣と徳島縣の境界沿岸から二子島南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
手斧碇南端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
馬碇南西端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び室

高知
 宇佐
 須崎
 久礼
 上ノ加江
 上川口
 奈半利
 下田

津川最下流道路橋下流の河川水面
 龍頭埼燈台（北緯三十三度二十九分三十七秒東經百三十三度三十四分三十秒）から九十度千八百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 白ノ鼻（龍埼）から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 角谷ノ岬からコイギノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに櫻川最下流道路橋下流の河川水面
 小草鼻から雙名南島南端まで引いた線、同地点から雙名北島南端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
 加江埼から押岡埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 三角点（四七・五メートル）を中心として千百メートルの半径を有する円内の海面及び蟻川最下流道路橋下流の河川水面
 羽根岬から二百七十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに奈半利川最下流道路橋下流の河川水面
 道崎三角点（五五メートル）を中心として三千メートルの半径を有す

加布里
 博多
 芦屋
 苅田
 宇島

清水
 片島

る円内の海面並びに四万十川山路渡船場から零度に引いた線以東の後、川及び四万十川の河川水面
 大浦鼻から遠見埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 大島東端及び西端からそれぞれ零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 鷺ノ首から配埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 満切から残島北端まで引いた線、同島浜埼から妙見岬（小戸鼻）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに石堂川及び那珂川各最下流道路橋下流の河川水面
 魚見山三角点（四三・五メートル）を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
 神島三角点（五六・九メートル）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面
 八幡町三角点（一三・三メートル）から三十度九百メートルの地点を中心として二千五百メートルの半径を有する円内の海面及び桂齋川最下

佐賀	東吉富	流道路橋下流の河川水面 中津市大江新開三角点(四・三メートル)を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び山口山國橋下流の河川水面
伊万里	三池	三池港燈台(北緯三十三度六秒東經百三十度二十三分四十二秒)を中心として二千七百メートルの半径を有する円内の海面(船きよを含む)四ツ山山頂から八度千九百メートルの地点を中心として四千五百メートルの半径を有する円弧、三池港境界線及び陸岸により囲まれた海面並びに諏訪川最下流鉄橋下流の河川水面
呼子	大牟田	浜武村三角点(七・一メートル)を中心として二千七百メートルの半径を有する円内の海面及び筑後川大中島北東端から百三十五度に引いた線以南の筑後川の河川水面中福岡縣地先部分
佐賀	若津	佐賀縣と長崎縣の境界海岸から福島右岩鼻まで引いた線、煤屋崎から三百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに伊万里川最下流道路橋下流の河川水面
呼子	伊万里	友崎から加部島東端まで引いた線、同島北西端から波戸岬まで引いた

長崎	唐津	線及び陸岸により囲まれた海面 高島北端から二百九十三度に引いた線、同島南東端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松浦川松浦橋下流の河川水面
島原	住ノ江	船津川口右岸突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに住ノ江川の牛津川流入口下流の河川水面
口ノ津	諸富	搦三角点(四・八メートル)から百八十度に引いた線、大中島南西端から百三十五度に引いた線、大堂川口左岸突端から百三十五度に引いた線及び同地点から三百十五度に引いた線により囲まれた河川水面中佐賀縣地先部分
長崎	島原	梶掛瀬から二百七十度に引いた線、同地点から上島嶺子瀬、子持島及び鷹島を経て龍宮島東端まで引いた線、同島北端から三百三十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
口ノ津	島原	宮崎鼻から百八十度に引いた線、白間崎から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

小浜 高石から小田鼻石まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 汐見埼を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
 茂木 小瀬戸浦南東端から鼠島外端を経て藤ノ尾島長刀埼まで引いた線、同
 長崎 島三角点(四六・二メートル)から百八十度に香焼島まで引いた線、同
 島石燈籠ノ鼻から堂ノ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 式見 並びに浦上川及び中島川各最下流道路橋下流の河川水面
 瀬戸 端埼から神樂島立標まで引いた線、同標から四十五度に引いた線及び
 大村 陸岸により囲まれた海面
 崎戸 結補北西端から鎌埼西端まで引いた線、同地点から福島西端まで引い
 佐世保 た線、同島南端から唐芋埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 鶴埼から崎戸島北西端まで引いた線、同島南端から芋島北端まで引い
 た線、同地点から折瀬ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 向後埼から水尻鼻まで引いた線、猪首ノ鼻から朽木埼まで引いた線及
 び陸岸により囲まれた海面

相浦 大埼から三百四十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 白浦 魚見埼からコゴ瀬まで引いた線、同瀬から黒島を見透した線及び陸岸
 江迎 により囲まれた海面
 田平 銭立鼻から高樺島西端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並び
 福江 に江迎川江迎橋下流の河川水面
 富江 波戸埼から南龍埼まで引いた線、同埼から九十度に引いた線及び陸岸
 今福 により囲まれた海面
 玉の浦 天神埼から三十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から石切鼻
 岐宿 まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 野埼から雇尾鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
 小浦北端から島山島西端まで引いた線、同島黒瀬崎から九十度に引い
 た線及び陸岸により囲まれた海面
 埼埼から首曲鼻まで引いた線、三角から白浜まで引いた線及び陸岸に
 より囲まれた海面

奈留島
奈良尾
有川
笛吹
平戸
生月
津吉
大島

掛り先鼻から末津島西端まで引いた線、同島南端から鳴神鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
丸瀬鼻から福見埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
野首埼から榎津三角点(一二二・六メートル)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
一本松鼻からエビス鼻まで引いた線、穴ノ口から内ノ雷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
山姥埼から黒子島東端を経て坊主瀬の鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
島瀬埼から九十度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度引いた線、呼埼から潮見埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
坊山埼から待鹿埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
曲鼻から百八十度六百メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度引いた線、ツルノサガリ鼻から百八十度引いた線及び陸岸により囲まれた海面

熊本

芦辺
郷浦
勝本
比田勝
佐須奈
嚴原
豆酸
水俣
佐敷

若宮埼から龍神岬(龍神鼻)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
細埼から烏帽子埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
勝本北東端から名島(名島鼻)北東端まで引いた線、同島北端から若宮島北東端まで引いた線、同島西端から鳥屋鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
尉殿埼から礪ノ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
立場埼からトロク埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浦之浜川及び大戸川各最下流道路橋下流の河川水面
虎埼から耶良埼(麩積迦鼻)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
豆酸埼から小母埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
明神埼を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面
鶴木山番所の鼻恵比須岩から唐船岩を経て京泊鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに湯浦川右岸の湯浦村と佐敷町の境界から

八代	三角	百貫	長洲	本渡
二百二十五度に引いた線以北の湯浦川及び佐敷川最下流鉄橋下流の河川水面 加賀島三角点(二八・七メートル)を中心として五千メートルの半径を有する円内の海面並びに前川及び球磨川各最下流道路橋下流の河川水面 瀬戸ノ鼻から大矢野島金比羅鼻まで引いた線、同島塔ヶ崎から千束島六四郎鼻まで引いた線、黒崎から百八十度に引いた線、戸馳島燈台(北緯三十二度三十四分二十四秒東経百三十度二十九分二十七秒)から二百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 白川口左岸突端から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに権現山三角点(二七三・二メートル)から百八十度に引いた線以西の白川及び坪井川の河川水面 暴風信号標を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面 茂木根崎から百三十五度に引いた線、五色島三角点(一七・八メートル)から九十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに廣瀬川今釜橋、舟橋川小松原橋、町山口川昭和橋、南川昭和				

大分	中津	竹田津	守江	別府
牛深	富岡	鬼池		
橋及び龜川明龜橋各下流の河川水面 宮崎三角点(五二メートル)を中心として二千二百メートルの半径を有する円弧、下龜須島天附三角点(四三メートル)から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 巴崎から志岐村と富岡町の境界海岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 鬼池港防波堤燈台(北緯三十二度三十二分三十八秒東経百三十度一分三十一秒)を中心として八百メートルの半径を有する円内の海面 大江新開三角点(四・三メートル)を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び山國川最下流鉄橋下流の河川水面 琵琶崎から太郎岩を経て龜崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 権現鼻(崩レ鼻)から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八坂川錦江橋及び高山川永代橋各下流の河川水面 高崎山山頂から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面				

宮崎	大分	鶴崎	佐賀関	白杵	津久見	佐伯	蒲江	延岡
<p>大分港北突堤燈台（北緯三十三度十四分五十四秒東經百三十一度三十五分二十四秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面</p> <p>水準点（三・三四メートル）を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面並びに大野川及び乙津川各最下流鉄橋下流の河川水面</p> <p>流泉鼻から馬ノ礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>天神ヶ鼻から三百三十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>千怒崎から横浦崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに青江川最下流鉄橋下流の河川水面</p> <p>番匠川口右岸突端から東島東端まで引いた線、下り松鼻から大入島守後鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長島川海運橋、中江川及び審匠川各最下流道路橋各下流の河川水面</p> <p>米搗鼻から雀ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>九ヶ島三角点（二・八メートル）から四十度千八百五十メートルの地点を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面</p> <p>ヨボ埼から鯛名岬前面岩礁を経て同岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>細崎から松島ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>今村三角点（二・一メートル）を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面及び大澁川高松橋下流の河川水面</p> <p>内海港防波堤燈台（北緯三十一度四十五分七秒東經百三十一度二十八分三十八秒）を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面及び内海川最下流道路橋下流の河川水面</p> <p>尾伏鼻から長崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに堀川最下流道路橋下流の河川水面</p> <p>観音崎から祇園崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>隠現鼻を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面</p>								

鹿兒島	土々呂	細島	宮崎	内海	油津	外浦	福島	志布志
<p>志布志港導燈の低燈（北緯三十一度二十八分十二秒東經百三十一度六</p>								

内之浦
大泊
大根占
垂水
鹿屋
鹿兒島
山川
枕崎
野間池

分四十一秒)を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面
火ノ埼から高埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに廣瀬
川内之浦橋下流の河川水面
波山鼻を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
城ヶ崎突端を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
垂水三角点(八三・八メートル)から三百四十度五百メートルの地点を
中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び本城川垂水橋
下流の河川水面
北防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
鹿兒島新波止場北燈柱(北緯三十一度三十五分四十一秒東経百三十度
三十四分三秒)を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海
面
大山埼から金比羅ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
赤崩鼻から山立神鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
山神鼻を中心として千メートルの半径を有する円内の海面

串木野
川内
阿久根
米ノ津
西之表
中甕
一湊

串木野港北防波堤燈台(北緯三十一度四十二分二十五秒東経百三十度
十五分四十秒)を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海
面及び五反田川最下流道路橋下流の河川水面
黒瀬岩北端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面並びに
川内川鹿兒島本線鉄橋下流の河川水面
阿久根港防波堤燈台(北緯三十二度五十二秒東経百三十度十一分四十
二秒)を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び高松
川最下流道路橋下流の河川水面
米ノ津港北防波堤燈台(北緯三十二度七分三十六秒東経百三十度二十
分三十六秒)を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面
及び米ノ津川最下流道路橋下流の河川水面
洲ノ埼から箱崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
倉妻埼から串崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
平松山三角(一六四メートル)を中心として千八百メートルの半径を有
する円内の海面及び一湊川最下流道路橋下流の河川水面

郵便振替貯金法

(昭和二十三年六月二十六日
法律第六十号)

郵便振替貯金法目次

- 第一章 総則
- 第二章 加入
- 第三章 拂込、振替及び拂出
 - 第一節 通則
 - 第二節 拂込
 - 第三節 振替
 - 第四節 拂出
 - 第五節 特殊受拂
- 第四章 脱退及び除名
- 第五章 特殊郵便振替貯金
 - 第一節 公金に関する郵便振替貯金
 - 第二節 債券に関する郵便振替貯金
 - 第三節 在外加入者の郵便振替貯金

附則
郵便振替貯金法
第一章 総則

第一條(この法律の目的) この法律は、郵便振替貯金を簡易で確実な送金及び債権債務の決済の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、國民の円滑な経済活動に資することを目的とする。

第二條(郵便振替貯金の國營及び逓信大臣の職責) 郵便振替貯金は、國の行う事業であつて、逓信大臣が、これを管理する。

逓信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

- 一 郵便振替貯金に関する條約及び法律に従い、省令を發すること。
- 二 法律に触れない範囲において、郵便振替貯金の取扱をする郵便局を指定し、郵便局における郵便振替貯金事務の窓口取扱時間を定めること。
- 三 法律に触れない範囲において、口座所管廳を設置し、又は廃止すること。
- 四 郵便振替貯金の業務に従事する者をその職務につき指揮監督すること。
- 五 法律に融れない範囲において、郵便振替貯金の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ郵便振替貯金の業務に従事する者の訓練を行うこと。

六 郵便振替貯金事業を行うため、財政及び會計に関する法令の定めるところに従い、必要な契約をすること。

七 前各号に掲げるものを除いて、郵便振替貯金に關し逓信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條(逓信大臣の職權の委任) 逓信大臣は、この法律に定める職權で細目の事項に關するものを、條件を定めて、逓信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條(郵便振替貯金の業務に従事する官吏) 郵便振替貯金の業務に従事する官吏の身分、給與及び服務に關する事項は、別に法律でこれを定める。

第五條(印紙税の免除) 郵便振替貯金に關する書類には、印紙税を課さない。

第六條(郵便振替貯金に關する條約) 郵便振替貯金に關し條約に別段の定めがある場合には、その規定による。

第七條(業務の態様) 郵便振替貯金においては、加入者のため口座を設けて、左の取扱をする。

- 一 加入者又は加入者でない者の拂い込む金額を口座に受け入れること。

二 加入者の口座から加入者の指定する他の口座へ貯金の振替をすること。

三 加入者の口座の貯金を拂い出して、その加入者又はその他の者に拂出金を拂い渡すこと。

第八條(口座の名称) 口座は、加入者の氏名(法人の場合にはその名称。以下本條において同じ)を以てその名称とする。

加入者の商号、屋号その他氏名以外の名称は、逓信官署の承認を受けなければ、これを口座の名称として使用することができない。

前項の名称は、当該口座につき、一に限る。

第二項の承認を受けたときは、加入者は、その料金として五円を納付しなければならない。

第九條(印章) 加入者又は代理署名人は、郵便振替貯金に關する手続をする場合には、逓信官署に届け出た印章を押さなければならぬ。

前項の場合において、加入者の指定した参加署名人があるときは、参加署名人も、逓信官署に届け出た印章をともに押さなければならない。

前二項の印章は、各々当該口座につき一に限る。

郵便振替貯金法

第十條(代理署名人) 加入者の指定する代理署名人は、加入者に代つて、振替及び拂出を請求することができる。

代理署名人は、一人に限る。

第十一條(参加署名人) 参加署名人は、一人に限る。

第十二條(法人でない団体の代表者) 法人でない団体の郵便振替貯金においては、その団体の代表者一人を定めなければならぬ。

前項の郵便振替貯金に関する権利義務については、その代表者を加入者とみなす。

第十三條(郵便振替貯金に関する加入者の権利の譲渡) 郵便振替貯金に関する加入者の権利は、通信大臣の承認を受けて、これを譲り渡すことができる。

前項の規定による譲渡があつたときは、譲受人は、譲渡人が当該口座に關し通信官署に対して負う義務を承継する。

第一項の承認があつたときは、口座所管廳において、その料金として二十円を当該口座の貯金から控除して徴収する。

第十四條(証明) 通信官署は、加入者、代理署名人、参加署名人、拂出金若しくは貯金残額の受取人又は拂込金の還付

を受けるべき者の眞偽を調査するため必要な証明を求めることができる。

第十五條(正当の振替等) この法律又はこの法律に基く省令に規定する手続を経て、貯金を振り替え、貯金を拂い出し、拂出金若しくは貯金残額を拂い渡し、又は拂込金を還付したときは、正当の振替、拂出、拂渡又は還付をしたものとみなす。

第十六條(免責) 通信官署は、左の場合において、郵便振替貯金の取扱の遅延があつたときは、これに因り生じた損害を賠償しない。

一 拂込、振替又は拂出に關する書類の送達が遅延したとき。

二 拂込、振替又は拂出に關する書類が不完全であつたとき。

三 拂出金、貯金残額又は拂込金を拂い渡し、又は還付すべき郵便局において現金に余裕のないため又は不可抗力に因つて拂い渡し、又は還付することができなかつたとき。

第十七條(利子) 郵便振替貯金には、月の初日から末日までの各日の口座の現在高(一日のうち二以上の現在高のある

ときは、その最後の現在高。以下本條において同じ。)のうち最低のものに円位以上の額につき、年二分三厘八毛の利率により利子を附ける。但し、口座の現在高のない日のある月及び口座の現在高が十万円を超える場合におけるその超過額については、利子を附けない。

前項の規定により附けた利子は、毎年三月末日を以てこれを口座の現在高に組み入れる。但し、第五十五條又は第五十六條第二項の規定により口座を閉鎖する場合には、その際これを口座の現在高に組み入れる。

第十八條(拂込、振替及び拂出の料金) 拂込、振替及び拂出の料金は、左の通りとする。

一 拂込

通常拂込	拂込金額五百円以下の場合	一円五十銭
同	同 五百円を超える場合	三円
電信拂込	同	同
同	拂込金額百円以下の場合	十円
同	同 三百円以下の場合	二十円
同	同 千円以下の場合	三十円
同	同 三千円以下の場合	四十円

郵便振替貯金法

同	同 五千円以下の場合	四十五円
同	同 一万円以下の場合	五十円
同	同 一万円を超える場合	一万円を超えるその端数ごとに十円を五十円に加えた額

二 振替

通常振替	通常現金拂及び小切手拂	一円
電信振替	同	同
同	同一口座所管廳に属する口座間の振替の場合	五円
同	異なる口座所管廳に属する口座の振替の場合	十円

三 拂出

通常現金拂及び小切手拂	同	同
同	拂出金額五十円以下の場合	二円
同	同 五百円以下の場合	四円
同	同 千円以下の場合	六円
同	同 一万円以下の場合	八円
同	同 一万円を超える場合	一万円を超え

る五千円又はその端数ごとに二円を八円に加えた額

電信現金拂

拂出金額百円以下の場合	十五円
同 三百円以下の場合	二十五円
同 千円以下の場合	三十五円
同 三千円以下の場合	四十五円
同 五千円以下の場合	五十円
同 一万円以下の場合	五十五円

電信拂込、電信振替又は電信現金拂に関する通知を至急電報でする場合における電信拂込、電信振替又は電信現金拂の料金は、前項に規定する料金の倍額とする。

小切手拂に関する照会を電信でする場合における小切手拂の料金は、第一項に規定する料金の額（至急電報でする場合には同項に規定する料金の倍額）と電信に関する料金を基準として省令の定める金額との合計額とする。

第十九條（拂込及び拂出の料金の免除及び低減） 加入者が自己の口座に拂込をし、自己を受取人に指定して通常現金拂

る場合における小切手拂の料金は、口座の現在高の不足その他の事由に因り当該請求に係る貯金の拂出がされなかつた場合には、前條の規定にかかわらず、電信に関する料金を基準として省令の定める金額とする。

第二十條（料金徴収方法） 拂込の料金は、拂込の際、拂込入からこれを徴収し、振替及び拂出の料金は、口座から貯金を拂い出す際、当該口座の貯金から控除してこれを徴収する。但し、前條第五項に規定する拂出の料金は、口座所管廳において第三十八條第二項の規定による通知又は同條第三項の規定による照会を受けた際、当該加入者の口座の貯金から控除してこれを徴収する。

拂込の料金をその拂込金を受け入れる口座の加入者が負担する旨を表示した拂込書によりする通常拂込の料金は、当該口座の貯金から控除してこれを徴収する。

拂込、振替及び拂出の料金以外の郵便振替貯金に関する料金又は代金は、加入者から徴収する場合には加入者の口座の貯金から控除してこれを徴収することができる。

代金引換の取扱において郵便物の差出人の指定に従い遞信官署において引換金を当該差出人の口座に拂い込んだ場合における拂込の料金は、当該口座の貯金から控除してこ

の請求をし、又は自己指図で振り出した小切手による小切手拂いの請求をする場合には、前條の料金を免除する。但し、自己の口座に電信拂込をする場合には、十円を、自己指図で振り出した小切手による小切手拂に関する照会を電信でする場合には、前條第三項に規定する小切手拂の料金から同條第一項に規定する小切手拂の料金を控除した金額をその加入者から徴収する。

前項の場合において、当該加入者が拂出金に関する受取人の権利を譲り渡したときは、前條に規定する拂出の料金をその加入者から徴収する。

手形交換所の所在地に在る口座所管廳に属する口座を有する加入者が、銀行を受取人に指定して振出した小切手で、当該手形交換所において交換決済されるものによる拂出の料金は、前條の規定にかかわらず、二円とする。

加入者たる銀行が通信大臣の指定する銀行において有する当座預金の口座に拂出金を預入するため省令の定める簡易な取扱による通常現金拂を請求する場合における拂出の料金は、前條の規定にかかわらず、通常振替の料金と同額とする。

電信現金拂の料金及び小切手拂に関する照会を電信です

れを徴収する。

第二十一條（料金の還付） 郵便振替貯金に関する既納の料金は、左のものに限り、これを納付した者の請求に因り還付する。

- 一 過納又は誤納の料金
- 二 電信拂込、電信振替又は電信現金拂の取扱において、郵便振替貯金に関する業務に従事する者の過失に因つて通常拂込、通常振替又は通常現金拂の取扱をするのと同様の結果を生じた場合における電信拂込、電信振替又は電信現金拂の料金と通常拂込、通常振替又は通常現金拂の料金との差額
- 三 前号に掲げるものを除いて、郵便振替貯金に関する業務に従事する者の過失に因つて請求に係る取扱をしなかつた場合におけるその取扱の料金

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第二十二條（利用の制限及び業務の停止） 通信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、口座所管廳又は郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便振替貯金の利

用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第二十三條(非常取扱) 逓信大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた加入者又は受取人の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定め、郵便振替貯金に關し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることが出来る。

第二章 加入

第二十四條(口座の開設) 逓信大臣は、郵便振替貯金の加入の申込があつた場合においてこれを承諾したときは、口座を開設する。

前項の申込をした者は、口座の開設があつたときは、その料金として二十円を納付しなければならない。

第二十五條(加入の制限) 前條第一項の申込をした者が第五十六條第一項第一号又は第二号の事由に因り除名された者であるときは、逓信大臣は、口座を開設しないことができる。

第三章 拂込、振替及び拂出

第一節 通則

第二十六條(拂込、振替及び拂出の種類) この法律に特別の

常振替をする場合における前項の通信文の通知については、電信に關する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならない。

第二十九條(現在高を超える振替等の禁止) 加入者は、口座の現在高を超えて、振替若しくは拂出を請求し、又は小切手を振り出すことができない。

第三十條(受拂通知) 口座に拂込金若しくは振替金を受け入れ、又は口座から貯金を拂い出したときは、口座所管廳において、その受拂高及び口座の現在高をその加入者に通知する。

第三十一條(特殊取扱) 逓信官署は、省令の定めるところにより、拂込、振替若しくは拂出に關する書類の送達又は拂込若しくは振替に關する通知を、特別に速やかに到達させる方法によりする取扱をする。

前項の取扱については、郵便又は電信に關する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならない。

第二節 拂込

第三十二條(拂込) 拂込は、拂込金を郵便局に差し出してこれをする。

拂込金を受領したときは、郵便局において、通常拂込に

定のあるものの外、拂込は、通常拂込及び電信拂込とし、振替は、通常振替及び電信振替とし、拂出は、通常現金拂、電信現金拂及び小切手拂とする。

第二十七條(拂込、振替及び拂出に使用する書類) 拂込は、拂込書を以て、振替の請求は、拂出書を以て、拂出の請求は、拂出書又は小切手を以てこれをしなければならない。

拂込書、拂出書及び小切手には逓信大臣の発行する用紙を使用しなければならない。但し、拂込書の用紙及び省令の定める拂出書の用紙は、省令の定める様式に従い、これを私製することが出来る。

拂込書の用紙は、これを無償で拂込入に交付する。但し、第二十条第二項に規定する拂込書の用紙は、これを拂込入に交付しない。

第二項の用紙で拂込書の用紙以外のものは、五十枚つづり一冊につき一円で、これを加入者に賣り渡す。

第二十八條(通信文) 拂込又は振替若しくは拂出の請求をするときは、拂込書又は拂出書に通信文を記載することが出来る。

電信拂込、電信振替若しくは電信現金拂又は第三十一条第一項の規定による通知を電信でする通常拂込若しくは通

あつては、拂込書を郵便で口座所管廳に送付し、電信拂込にあつては、拂込の事実を電信で口座所管廳に通知する。

第三十三條(小切手を以てする拂込) 小切手は、省令の定めるところにより、小切手金額で、これを通常拂込の拂込金に充てることが出来る。但し、当該小切手を呈示期間(支出官の振り出した小切手については會計法第二十八條第一項に規定する一年の期間)内に呈示した場合において支拂拒絕があつたときは、その拂込は、初からなかつたものとみなす。

前項本文の規定による拂込に係る郵便振替貯金については、当該小切手が決済された後でなければ、口座の現在高がその小切手による拂込の金額を下るような振替又は拂出の取扱をしない。

第三十四條(証書を以てする拂込) 第三十八條第一項、第二項、第五十五條及び第五十六條第二項の拂出証書並びに郵便爲替証書は、その表示する金額でこれを通常拂込の拂込金に充てることが出来る。但し、当該証書による拂出金、貯金残額又は爲替金が拂渡の停止その他の事由に因つて拂い渡すことができないものであつたときは、その拂込は、初からなかつたものとみなす。

前項本文の規定による拂込に係る郵便振替貯金については、同項但書に規定する事由がなくなつた後でなければ、口座の現在高がその証書による拂込の金額を下るような振替又は拂出の取扱をしない。

第三十五條(拂込の取消) 拂込の取消の申出は、拂込人が、拂込をした口座の属する口座所管廳又は郵便局に対しこれをする。

前項の申出があつたときは、郵便局において、拂込人の指定に従い郵便又は電信で、その旨をその同項の口座所管廳に通知する。

前項の規定による取扱については、第三十一條第二項の規定を準用する。

第一項の申出又は第二項の通知を受けたときは、口座所管廳において、拂込金を拂込人の指定する郵便局を経て拂込人に還付する。但し、渡込金を既に口座に受け入れた後であるときは、拂込金を還付することなくその旨を拂込人に通知するに止める。

前項の郵便局は、省令の定めるところにより、拂込人の請求があるときは、これを変更することができる。

前項の規定による取扱については、拂込人は、その料金

をした者の指定に従い郵便又は電信で、その旨をその申出をした者の口座の属する口座所管廳に通知する。

前二項の場合において、貯金を拂い出す口座の属する口座所管廳と貯金を受け入れる口座の属する口座所管廳とが異なるときは、口座所管廳相互間における必要な通知は、第一項の申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、これをする。

前二項の規定による取扱については、第三十一條第二項の規定を準用する。

第一項の申出又は第二項の通知を受けた場合において、まだ貯金を拂い出していないときは、拂い出さず、既に貯金を拂い出した後であるときは、口座所管廳において、振替金をその口座にもどし入れる。但し、振替金を既に他の口座に受け入れた後であるときは、その旨を第一項の申出をした者に通知するに止める。

第四節 拂出

第三十八條(拂出) 通常現金拂においては、加入者の請求に因り、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を拂い出してその拂出金額を表示する拂出証書を発行し、当該加入者の指定する郵便局において、その拂出証書と引き

として一円を納付しなければならない。

第三節 振替

第三十六條(振替) 通常振替においては、加入者の請求に因り、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を拂い出して、これを加入者の指定する他の口座に受け入れる。

電信振替においては、加入者の請求に因り、省令の定める郵便局において、その請求に係る事項を電信で、口座所管廳に通知し、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を拂い出して、これを加入者の指定する他の口座に受け入れる。

前二項の場合において、貯金を拂い出す口座の属する口座所管廳と貯金を受け入れる口座の属する口座所管廳と異なるときは、口座所管廳相互間における必要な通知は、通常振替にあつては郵便で、電信振替にあつては電信でこれをする。

第三十七條(振替の請求の取消) 振替の請求の取消の申出は、振替を請求した加入者が、その口座の属する口座所管廳又は郵便局に対しこれをする。

前項の申出があつたときは、郵便局において、その申出

換えにこれに表示された金額の現金を当該加入者の指定する受取人に拂い渡す。

電信現金拂においては、加入者の請求に因り、省令の定める郵便局において、その請求に係る事項を電信で口座所管廳に通知し、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を拂い出してその旨を電信で省令の定める郵便局に通知し、その郵便局において、その拂出金額を表示する拂出証書を発行し、当該加入者の指定する郵便局(当該加入者の指定のないときは、拂出証書を発行する郵便局の指定する郵便局)において、拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を当該加入者の指定する受取人に拂い渡す。

小切手拂においては、加入者が省令の定めるところにより、逓信官署に宛てて振り出した小切手の呈示があつた場合において、当該加入者の指定する郵便局又は逓信大臣の指定する郵便局において、その小切手金額の支拂に充てる貯金の有無をその小切手を振り出した加入者の口座に属する口座所管廳に照会し、その貯金があるときは、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を拂い出し、その旨をその郵便局に通知し、その郵便局において、その小切

手と引き換えに小切手金額の現金を拂い渡す。

前三項の規定は、拂出金を手形交換所における交換決済により拂い渡すことを妨げない。

第三十九條(拂出金額の制限) 通常現金拂又は電信現金拂における拂出の請求の金額は、加入者が自己を受取人に指定してする通常現金拂の請求又は第十九條第四項に規定する通常現金拂の請求をする場合を除いて、拂出書一枚につき一万円を超えてはならない。但し、加入者の請求がある場合において、逓信大臣が特に必要と認めて通常現金拂の制限額を引き上げたときは、この限りでない。

第四十條(拂出金の拂渡停止) 通常現金拂の拂出金の拂渡の停止の申出は、拂出を請求した加入者が、その口座の属する口座所管廳又は郵便局に対しこれをする。

前項の申出があつたときは、郵便局において、その申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、その旨をその申出をした者の口座の属する口座所管廳に通知する。

前二項の場合において、口座所管廳は、必要な事項を第一項の申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、その拂出金を拂い渡すべき郵便局に通知する。

前條の場合において、受取人が当該証書の発行の日から七日以内に店頭しないときは、口座所管廳において、その拂出金を口座にもどし入れる。

第四十四條(返れい受拂) 逓信官署は、拂出を請求した加入者の請求があるときは、当該加入者が他人を受取人に指定して拂出を請求した場合における拂出証書で当該受取人から交付されたものによつて、当該加入者に拂出金を拂い渡し、又はその口座に拂出金をもどし入れる。

第四十五條(拂出金に関する権利の譲渡) 拂出金に関する受取人の権利は、銀行以外の者にこれを譲り渡すことができない。

拂出金に関する受取人の権利の銀行への譲渡は、当該拂出証書を銀行に引き渡さなければ、これを以て逓信官署その他の第三者に対抗することができない。

前項の譲渡には、民法第四百六十七條及び第四百六十八條の規定を適用しない。

第四十六條(拂渡郵便局の変更) 第三十八條第一項乃至第三項の規定により拂出金を拂い渡すべき郵便局は、省令の定めるところにより、拂出を請求した加入者又は受取人の請求があるときは、これを変更することができる。

きは、拂い渡さず、既に拂出金を拂い渡した後であるときは、その旨を第一項の申出をした者に通知するに止める。

第二項及び第三項に規定する取扱については、第三十一條第二項の規定を準用する。

拂出金の拂渡停止の解除については、第一項乃至第三項及び第三十一條第二項の規定を準用する。

第四十一條(拂出の請求の取消) 通常現金拂の拂出の請求の取消については、前條第一項乃至第三項及び第三十一條第二項の規定を準用する。

前項の場合において、また貯金を拂い出していないときは、拂い出さず、既に貯金を拂い出した後であつて、また拂出金を拂い渡していないときは、拂出金を口座にもどし入れ、拂出金を拂い渡した後であるときは、その旨を拂出の請求の取消を申し出た者に通知するに止める。

第四十二條(拂出証書の留置) 拂出証書は、電信現金拂の請求の際加入者が請求したときは、これを当該加入者の指定する郵便局に留め置き、受取人の出頭をまつてその者に交付する。

第四十三條(拂出金のもどし入れ) 受取人の所在不明その他の事由に因り拂出金を拂い渡すことができないとき、又は

前項の規定による取扱については、加入者又は受取人は、その料金として一円を納付しなければならぬ。

第四十七條(便宜拂) 銀行に拂出金を拂い渡す場合において、銀行の請求があるときは、第三十八條第一項乃至第三項の規定により拂出金を拂い渡すべき郵便局以外の郵便局において、拂出金を拂い渡すことができる。

前項の規定により拂出金を拂い渡すことのできる郵便局は、銀行の申出に因り、逓信官署において承認した郵便局に限る。

第一項の規定により拂出金を拂い渡した場合において、その拂出金が拂渡の停止その他の事由に因り拂い渡すことができないものであつたときは、逓信官署は、その拂い渡した金額を返還させる。

第四十八條(拂出証書の有効期間) 拂出証書の有効期間は、その発行の日から二箇月とする。

逓信大臣は、必要と認めるときは、離島その他交通不便の地域につき、前項の有効期間を延長することができる。

郵便局において拂出金の拂渡を遅延したため経過した日数は、これを第一項の有効期間に算入しない。

第四十九條(拂出証書の再交付) 逓信官署は、左の場合にお

いて、拂出を請求した加入者又は受取人の請求があるときは、拂出証書を再交付する。

- 一 拂出証書が亡失されたとき。
- 二 拂出証書が汚染され、又はき損されたため記載事項がわからなくなつたとき。
- 三 拂出証書の有効期間が経過したとき。

加入者又は受取人は、前項の規定による再交付を受けるときは、その料金として証書一枚につき一円を納付しなければならぬ。

第五十條(拂出金等に関する権利の消滅) 拂出証書の有効期間の経過後三年間、拂出証書の再交付又は拂出の請求の取消がないときは、その拂出証書に表示された金額に関する加入者及び受取人の権利は消滅する。

第五節 特殊受拂

第五十一條(保険料及び掛金の拂出) 郵便振替貯金の加入者たる簡易生命保険又は郵便年金の契約者が当該保険契約又は年金契約に係る保険料又は掛金をその口座の貯金を以て支拂うべき旨を口座所管廳に申し出たときは、口座所管廳において、簡易保険局からの保険料又は掛金の拂込の催告に應じて、保険料又は掛金の額に相当する金額をその口座

第一項の規定による受入の料金及び前項の規定による拂出の料金は、通常振替の料金と同額とし、簡易保険局において、これを納付する。

第五十三條(恩給及び年金の給與金の受入) 恩給若しくは年金の受給者に対する恩給金庫の貸付金の弁済のため又は受給者の恩給金庫への預金の預入のため恩給金庫の請求があるときは、逓信官署において当該受給者の恩給又は年金の給與金を拂い渡すべきときに、口座所管廳において、恩給金庫を加入者とする口座に給與金の額に相当する金額を受け入れる。この場合には、その受け入れた金額は、逓信大臣の定めるところにより、これを一般会計から逓信事業特別会計に移し換える。

第四章 脱退及び除名

第五十四條(脱退の申出) 加入者は、郵便振替貯金を脱退しようとするときは、口座所管廳にその旨を申し出なければならぬ。

加入者は、前項の規定により申し出た後は、振替若しくは拂出を請求し、又は小切手を振り出すことができない。

第五十五條(口座の閉鎖) 加入者から脱退の申出があつたときは、口座所管廳において、当該口座を閉鎖して、脱退を

の貯金から拂い出す、この場合には、その拂い出した金額は、逓信大臣の定めるところにより、これを逓信事業特別会計から簡易生命保険及び郵便年金特別会計に移し換える。

前項の規定による拂出の料金は、通常振替の料金と同額とする。

第五十二條(貸付金及び弁済金の受拂) 簡易生命保険法又は郵便年金法の規定による貸付金の交付のため簡易保険局の請求があるときは、口座所管廳において、簡易保険局の指定する加入者の口座に貸付金の額に相当する金額を受け入れる。この場合には、その受け入れた金額は、逓信大臣の定めるところにより、これを簡易生命保険及び郵便年金特別会計から逓信事業特別会計に移し換える。

簡易保険局を加入者とする口座に簡易生命保険法又は郵便年金法の規定による貸付金の弁済のための拂込があつた場合において、簡易保険局の請求があるときは、口座所管廳において、当該口座の貯金から弁済金の額に相当する金額を拂い出す。この場合には、その拂い出した金額は、逓信大臣の定めるところにより、これを逓信事業特別会計から簡易生命保険及び郵便年金特別会計に移し換える。

申し出た者の指定に従い、貯金残額を他の口座に振り替え、又はその者を貯金残額の受取人として貯金残額を表示する拂出証書を発行し、その者の指定する郵便局において、その拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を拂い渡す。

第五十六條(除名) 逓信大臣は、左の場合には、加入者を除名することができる。

- 一 加入者が現在高を超えて、振替若しくは拂出を請求し、又は小切手を振り出したとき。
- 二 加入者が料金の納付を怠り、又は不法に料金を免かれようとする行為をしたとき。
- 三 三年間当該口座への拂込及び当該口座からの拂出がなかつたとき。

前項の規定による除名があつたときは、口座所管廳において、当該口座を閉鎖して、除名された加入者を貯金残額の受取人として貯金残額を表示する拂出証書を発行し、口座所管廳の指定する郵便局において、その拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を拂い渡す。

第五十七條(準用規定) 第五十五條及び前條第二項に規定する貯金残額については、第四十五條乃至第四十七條の規定

を準用する。この場合において、第四十六條第一項及び第四十七條第一項中「第三十八條第一項乃至第三項」とあるのは、これを「第五十五條又は第五十六條第二項」と読み替へるものとする。

第五章 特殊郵便振替貯金

第一節 公金に関する郵便振替貯金

第五十八條(公金に関する郵便振替貯金) 通信官署は、公金に関する郵便振替貯金として、地方公共団体を加入者とし、当該加入者が拂い込み、又は振替を請求する場合を除いては、地方税、分担金、使用料その他当該地方公共団体の徴収金の納付のための拂込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱をする。

地方公共団体は公金に関する郵便振替貯金の取扱を受けるには、通信大臣の認可を受けなければならない。

第五十九條(小切手又は証書を以てする拂込) 公金に関する郵便振替貯金の口座には、当該地方公共団体において予め通信大臣に届け出なければ、第三十三條又は第三十四條の規定による拂込をすることができない。

第六十條(拂込及び振替) 公金に関する郵便振替貯金の口座への拂込は、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組

領証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を拂い渡し、口座所管廳において、その受領証書の送付を受けて、拂い渡した金額を当該加入者の口座の貯金から拂い出す。

第六十二條(取扱料金) 公金に関する郵便振替貯金の口座に当該口座の加入者並びにその組合以外の者が拂い込む場合における拂込の料金は、第十八條第一項の規定にかかわらず、一円五十銭、即時拂の料金は、二円とする。

前項の料金及び公金に関する郵便振替貯金の口座に当該口座の加入者並びに市町村及びその組合以外の者が振替を請求する場合における振替の料金は、当該地方公共団体の口座の貯金から控除してこれを徴収する。

第二節 債券に関する郵便振替貯金

第六十三條(債券に関する郵便振替貯金) 郵便官署は、債券に関する郵便振替貯金として、特別の法律により設立された金融機関を加入者とし、当該加入者が拂い込み、又は振替を請求する場合を除いては、通信官署が省令の定めるところにより取り扱う國債又は当該加入者の発行する債券の募集又は賣出しに係る保証金、應募拂込金、賣渡代金その他の収入金のみを当該口座に受け入れるための取扱をする。

合がする場合を除いては、第二十七條第一項の規定にかかわらず、徴税令書、賦課令書、納額告知書又は納付書を以てこれをしなければならぬ。この場合には、徴税令書、賦課令書、納額告知書及び納付書は、第三十二條第二項の規定の適用については、これを拂込書とみなす。

公金に関する郵便振替貯金の口座への振替を請求する場合には、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合が請求するときを除いては、拂出書に前項に規定する書類を添付しなければならない。

公金に関する郵便振替貯金においては、当該口座の加入者が拂い込み、又は振替を請求する場合を除いては、電信拂込及び電信振替の取扱をしない。

公金に関する郵便振替貯金においては、当該口座の加入者がする場合を除いては、拂込の取消及び振替の請求の取消をすることができない。

第六十一條(即時拂) 公金に関する郵便振替貯金においては、即時拂の取扱をする。

即時拂においては、加入者の請求に因り、その加入者が予め受領証書の様式及び印章を届け出た郵便局において、その届け出た様式に適合し、且つ届け出た印章を押した受

金融機関は、債券に関する郵便振替貯金の取扱を受けるには、通信大臣の認可を受けなければならない。

第六十四條(國債の買上代金の支拂等) 郵便局において、省令の定めるところにより、当該加入者のために國債を買い上げ、債券の元利金を支拂い、又は保証金を還付したときは、口座所管廳において、その買上代金若しくは債券の元利金の支拂又は保証金の還付に要した金額を当該加入者の口座の貯金から拂い出す。

第六十五條(取扱料金) 債券に関する郵便振替貯金に関する料金は、左の金額の範囲内において、通信大臣が、これを定める。

- 一 第六十三條第一項に規定する収入金の受入
 - 國債に係る場合 國債の額面金額の千分の三乃至千分の八に相当する金額
 - 國債以外の債券に係る場合 債券の額面金額の千分の四乃至千分の三十に相当する金額
- 二 前條の規定による拂出
 - 國債を買い上げた場合 國債の額面金額の千分の二乃至千分の十に相当する金額
 - 債券の元利金を支拂つた場合 支拂金額の千分の

四十に相当する金額

第六十三條第一項の規定による受入の料金は、当該収入金を受け入れる口座の貯金から控除してこれを徴収する。

第三節 在外加入者の郵便振替貯金

第六十六條(拂込及び拂出) 外國に居住する加入者は、自己の口座以外の口座に拂い込むことができず、又外國に居住する他人を受取人に指定して拂出を請求することができない。

第六十七條(拂込の方法) 外國に居住する加入者は、拂込をするには、第三十二條第一項の規定にかかわらず、拂込金を口座所管廳に送付しなければならない。

第六十八條(拂出金及び貯金残額の拂渡) 外國に居住する加入者が自己を受取人に指定してする通常現金拂の拂出金の拂渡及び外國に居住する者に対する貯金残額の拂渡は、第三十八條第一項、第五十五條及び第五十六條第二項の規定にかかわらず、口座所管廳において、拂出金又は貯金残額を郵便爲替でその者に送付してこれをする。

前項の郵便爲替の料金は、加入者の口座の貯金から控除してこれを徴収する。

第六十九條(拂込金等の送付) 外國に居住する加入者は、拂

郵便爲替法

(昭和二十三年六月二十六日法律第五十九号)

第一章 総則

第一條(この法律の目的) この法律は、郵便爲替を簡易で確實な送金の手段としてあまれく公平に利用させることによつて、國民の円滑な經濟活動に資することを目的とする。

第二條(郵便爲替の國營及び逓信大臣の職責) 郵便爲替は、國の行う事業であつて、逓信大臣が、これを管理する。逓信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

- 一 郵便爲替に関する條約及び法律に従い、省令を發すること。
- 二 法律に触れない範圍において、郵便爲替の取扱をする郵便局を指定し、郵便局における郵便爲替事務の窓口取扱時間を定めること。
- 三 法律に触れない範圍において、郵便爲替の總括計算の事務を取り扱う官署を設置し、又は廃止すること。
- 四 郵便爲替の業務に従事する者をその職務につき指揮監督すること。

これを当該口座の貯金の現在高に組み入れる。

第七十四條 この法律施行前にした振替計算のためにする郵便貯金の口座への拂込の料金の徴収については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第七十五條 明治三十八年法律第二十三号郵便貯金法の規定に基く局待拂については、この法律施行後でも、昭和二十三年九月三十日まで、なお従前の例による。

第七十六條 通信事業特別會計法の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「及び郵便貯金」を、「郵便貯金及び郵便振替貯金」に改める。

第七十七條 預金部預金法の一部を次のように改正する。

第二條中「郵便貯金」の下に「又ハ郵便振替貯金」を加える。

第七十八條 所得税法の一部を次のように改正する。

第六條第四号中「郵便貯金の利子」の下に「郵便振替貯金の利子」を加える。

五 法律に触れない範囲において、郵便爲替の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便爲替の業務に従事する者の訓練を行うこと。

六 郵便爲替事業を行うため、財政及び会計に関する法令の定めるところに従い、必要な契約をすること。

七 前各号に掲げるものを除いて、郵便爲替に関し逓信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條(逓信大臣の職権の委任) 逓信大臣は、この法律に定める職権で細目の事項に関するものを、條件を定めて、逓信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條(郵便爲替の業務に従事する官吏) 郵便爲替の業務に従事する官吏の身分、給與及び服務に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第五條(印紙税の免除) 郵便爲替に関する書類には、印紙税を課さない。

第六條(郵便爲替に関する條約) 郵便爲替に関し條約に別段の定のある場合には、その規定による。

第七條(郵便爲替の種類) 郵便爲替は、通常爲替、電信爲替及び小爲替とする。

に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金の額を表示する小爲替証書を発行してこれを差出人に交付し、差出人の指定する拂渡郵便局(差出人の指定のないときは、受取人の選択する拂渡郵便局)において、差出人が小爲替証書に記載した受取人に小爲替証書と引き換えに爲替金を拂い渡す。

第十一條(交換決済による拂渡) 前三條の規定は、爲替金を手形交換所における交換決済により拂い渡すことを妨げない。

第十二條(爲替金に関する権利の讓渡) 爲替金に関する受取人の権利は、銀行以外の者にこれを譲り渡すことができない。

爲替金に関する受取人の権利の銀行への讓渡は、当該郵便爲替証書を銀行に引き渡さなければ、これを以て逓信官署その他の第三者に対抗することができない。

前項の讓渡には、民法第四百六十七條及び第四百六十八條の規定を適用しない。

第十三條(証明) 逓信官署は、郵便爲替の差出人又は受取人の眞偽を調査するため必要な証明を求めることができる。

第十四條(正当の拂渡及び拂い渡し) この法律又はこの法律

第八條(通常爲替) 通常爲替においては、差出人が現金を振出請求書とともに郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金の額を表示する通常爲替証書を発行してこれを差出人に交付するとともに、振出請求書を差出人の指定する拂渡郵便局に送付し、その拂渡郵便局において、送付を受けた振出請求書と通常爲替証書とを対照した上通常爲替証書と引き換えに差出人の指定する受取人に爲替金を拂い渡す。

第九條(電信爲替) 電信爲替においては、差出人が現金を振出請求書とともに郵便局に差し出したときに、その郵便局において、その旨を省令の定める郵便局に電信で通知し、その通知を受けた郵便局において、差し出された現金の額を表示する電信爲替証書を発行してこれを差出人の指定する受取人に送達するとともに、その電報を差出人の指定する拂渡郵便局(差出人の指定のないときは、電信爲替証書を發行する郵便局の指定する拂渡郵便局)に送達し、その拂渡郵便局において、送達を受けた電報と電信爲替証書とを対照した上電信爲替証書と引き換えに受取人に爲替金を拂い渡す。

第十條(小爲替) 小爲替においては、差出人が現金を郵便局

に基く省令に規定する手続を経て、爲替金を拂い渡し、又は拂いもどしたときは、正当の拂渡又は拂いもどしをしたものとみなす。

第十五條(免責) 逓信官署は、左の場合において爲替金の拂渡又は拂いもどしを延期したときは、これに因り生じた損害を賠償しない。

一 爲替金を拂い渡し、又は拂いもどすべき郵便局において現金に余裕のないとき。

二 爲替金の拂渡又は拂いもどしに関する書類が整っていないとき。

三 不可抗力に因り拂い渡し、又は拂いもどすことができないとき。

第十六條(郵便爲替証書の金額の制限) 通常爲替証書、電信爲替証書及び小爲替証書(以上郵便爲替証書と総称する。)の金額は、一枚につき、通常爲替証書及び電信爲替証書にあつては五千円以下、小爲替証書にあつては千円以下とする。但し、郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務に関し逓信官署相互間又は逓信官署とこれらの業務に従事する者との間において、公金を郵便爲替によつて授受する場合における郵便爲替証書及び代金引換

の取扱において、郵便物の差出人の指定に従い通信官署において引換金を通常爲替によつて送金する場合における通常爲替証書については、通信大臣は、その制限額を引き上げることができない。

電信爲替証書の金額には、一円未満の端数をつけることができない。

第十七條(郵便爲替の料金) 郵便爲替の料金は、郵便爲替証書一枚につき左の通りとする。

- 一 通常爲替
 - 爲替金額千円以下の場合 十五円
 - 同 三千円以下の場合 二十円
 - 同 五千円以下の場合 二十五円
- 二 電信爲替
 - 爲替金額百円以下の場合 二十五円
 - 同 三百円以下の場合 五十円
 - 同 千円以下の場合 七十円
 - 同 三千円以下の場合 九十円
 - 同 五千円以下の場合 百円
- 三 小爲替
 - 爲替金額五十円以下の場合 二円

電信爲替に関する通知を至急電報でする場合における電信爲替の料金は、前項第二号に規定する料金の倍額とする。

前條第一項但書の規定により制限額を引き上げた場合における郵便爲替については、同項本文に規定する制限額又はその端数ごとに各別に郵便爲替証書を発行したものとみなして、前二項の例による。

郵便爲替の料金は、差出人が第八條乃至第十條の規定により現金を郵便局に差し出す際、これを納付しなければならぬ。

第十八條(郵便爲替の料金の免除及び低減) 郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務に關し通信官署相互間又は通信官署とこれらの業務に従事する者との間において公金を授受する場合における郵便爲替については、通信大臣は、その料金を免除し、又は低減することができぬ。

第十九條(料金の還付) 郵便爲替に關する既納の料金は、左のものに限り、これを納付した者の請求に因り還付する。

どしを延期した日数は、これを第一項の有効期間に算入しない。

第二十一條(郵便爲替証書の再交付) 通信官署は、左の場合において、郵便爲替の差出人又は受取人の請求があるときは、郵便爲替証書を再交付する。

- 一 小爲替証書が亡失された場合において、当該小爲替証書の有効期間が経過したとき、又は小爲替証書以外の郵便爲替証書が亡失されたとき。
- 二 郵便爲替証書が汚染され、又はき損されたため記載事項がわからなくなつたとき。
- 三 郵便爲替証書の有効期間が経過したとき。

差出人又は受取人は、前項の規定による再交付を受けるときは、その料金として郵便爲替証書一枚につき一円を納付しなければならない。

第二十二條(爲替金に關する権利の消滅) 郵便爲替証書の有効期間の経過後三年間、郵便爲替証書の再交付又は爲替金の拂もどしの請求がないときは、爲替金に關する差出人及び受取人の権利は、消滅する。

第二十三條(利用の制限及び業務の停止) 通信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務

一 過納又は誤納の料金

第二十五條第一項の規定により通常爲替証書を速達郵便物として送達する取扱において、郵便爲替に關する業務に従事する者の過失に因つて特殊取扱をしない郵便物として送達すると同様の結果を生じた場合における郵便物の速達料に相当する金額

電信爲替に關する業務に従事する者の過失に因つて通常爲替によつたのと同様の結果を生じた場合における当該爲替金額に対する電信爲替の料金と通常爲替の料金との差額

前二号に掲げるものを除いて、郵便爲替に關する業務に従事する者の過失に因つて請求に係る取扱をしなかつた場合におけるその取扱の料金

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これを行うことができない。

第二十條(郵便爲替証書の有効期間) 郵便爲替証書の有効期間は、その発行の日から二箇月とする。

通信大臣は、必要と認めるときは、離島その他交通不便の地域につき、前号の有効期間を延長することができる。

第十五條に規定する場合において爲替金の拂渡又は拂も

の遂行を確保するため必要があるときは、逓信官署を指定し、且つ、期間を定めて、郵便爲替の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第二十四條(非常取扱) 逓信大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた郵便爲替の差出人又は受取人の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便爲替に關し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることができる。

第二章 通常爲替

第二十五條(証書送達) 差出人が第八條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において、通常爲替証書を差出人の指定に従い特殊取扱をしない郵便物又は速達郵便物として、受取人に送達する。

前項の規定による取扱については、差出人は、郵便に關する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならぬ。

第二十六條(引換金の郵便爲替) 代金引換の取扱において郵便物の差出人の指定に従い逓信官署において引換金を通常爲替によつて送金する場合における郵便爲替の料金は、第

局以外の郵便局において、爲替金を拂い渡すことができる。

前項の規定により爲替金を拂い渡すことのできる郵便局は、銀行の申出に因り、逓信官署において承認した郵便局に限る。

第一項の規定により爲替金を拂い渡した場合において、その爲替金が拂渡の停止その他の事由に因り拂い渡すことができないものであつたときは、逓信官署は、その拂い渡した金額を返還させる。

第二十九條(拂渡の停止) 通常爲替の差出人が爲替金の拂渡の停止を請求したときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂渡郵便局に拂渡の停止の請求があつた旨を差出人の指定に従い郵便若しくは電信で通知する。

前項の通知があつたときは、拂渡郵便局において、爲替金を拂い渡さない。但し、既に爲替金を拂い渡した後であるときは、その旨を差出人に通知するに止める。

爲替金の拂渡の停止の解除の請求があつた場合において、その請求を受けた郵便局が拂渡郵便局でないときは、差出人の指定に従い郵便又は電信で拂渡郵便局に解除の請求のあつた旨を通知する。

十七條第四項の規定にかかわらず、爲替金の拂渡を受け、又は当該郵便爲替証書を郵便振替貯金の拂込金に充てる際、当該郵便爲替の受取人が、これを納付しなければならぬ。

前項の通常爲替の料金は、第十七條第一項の規定にかかわらず、爲替金額が千円以下の場合には、小爲替の料金と同額とする。

第二十七條(振出請求書の記載事項の訂正) 第八條の規定により差出人が現金を差し出した郵便局において、差出人の訂正の請求があるときは、振出請求書の記載事項を訂正し、又は拂渡郵便局に訂正の請求があつた旨を差出人の指定に従い郵便若しくは電信で通知する。

前項の通知があつたときは、拂渡郵便局において振出請求書を訂正する。但し、既に爲替金を拂い渡した後であるときは、その旨を差出人に通知するに止める。

第一項に規定する通知の取扱については、差出人は、郵便又は電信に關する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならない。

第二十八條(便宜拂) 銀行に爲替金を拂い渡す場合において、銀行の請求があるときは、第八條に規定する拂渡郵便

第一項及び前項に規定する通知の取扱については、第二十七條第三項の規定を準用する。

第三十條(拂渡済の通知) 差出人が第八條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、拂渡郵便局において、爲替金を拂い渡したときにその旨を差出人に通知する。

前項の規定による取扱については、第二十七條第三項の規定を準用する。

第三十一條(拂渡済否の調査) 通常爲替の差出人の請求があるときは、郵便局において、爲替金が拂渡済であるかどうかを調査してその結果を差出人に通知する。

前項の場合において、同項の請求を受けた郵便局が他の逓信官署に照会しなければならないときは、当該郵便局において、差出人の指定に従い郵便又は電信で照会する。

前項の規定による取扱については、第二十七條第三項の規定を準用する。

第三十二條(拂もどし) 差出人の請求があるときは、第八條の規定により差出人が現金を差し出した郵便局において、郵便爲替証書と引き換えに爲替金を当該差出人に拂いもどす。

郵便爲替証書が亡失され、若しくは汚染され、若しくは
損されたため記載事項がわからなくなった場合又は郵便
爲替証書の有効期間が経過した後において、爲替金がまだ
拂い渡されていないときは、前項の規定にかかわらず、同
項に規定する郵便局において、爲替金を拂いもどす。

前項の規定による取扱については、差出人は、その料金
として一円を納付しなければならない。

第三十三條（拂渡郵便局及び拂いもどし郵便局の変更） 爲替金
を拂い渡し、又は拂いもどすべき郵便局は、省令の定める
ところにより、通常爲替の差出人又は受取人の請求がある
ときは、これを変更することができる。

前項の規定による取扱については、差出人又は受取人
は、その料金として一円を納付しなければならない。

第三章 電信爲替

第三十四條（特殊取扱） 差出人が第九條の規定により郵便局
に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において、省
令の定めるところにより、電信爲替に関する書類を特別に
速かに到達させる方法により送達する。

前項の規定による取扱については、第二十七條第三項の
規定を準用する。

第三十五條（電信爲替証書の留置） 差出人が第九條の規定に
より郵便局に現金を差し出す際請求したときは、同條に規
定する省令の定める郵便局において、電信爲替証書を拂渡
郵便局に送付し、拂渡郵便局において、送付を受けた電信
爲替証書を留め置き、受取人の出頭をまつてその者に交付
する。

前項の場合において、当該電信爲替証書の発行の日から
七日以内に受取人が出頭しないときは、当該電信爲替証書
は、これを差出人に送付する。

第三十六條（準用規定） 電信爲替については、第二十七條乃
至第三十三條の規定を準用する。この場合において、第二
十七條第一項、第二十八條第一項、第三十條第一項及び第
三十二條第一項中「第八條」とあるのは、これを「第九條」と
読み替えるものとする。

第四章 小爲替

第三十七條（小爲替証書の記載事項の訂正等） 小爲替証書の
記載事項の訂正又は拂渡郵便局の指定の抹消は、郵便局に
おいて、差出人の請求に因りこれをする。

第三十八條（準用規定） 小爲替については、第二十八條、第
三十條乃至第三十二條及び第三十三條第一項の規定を準用

する。この場合において、第二十八條第一項、第三十條第
一項及び第三十二條第一項中「第八條」とあるのは、これを
「第十條」と読み替えるものとする。

前項において準用する第三十二條第二項の規定による拂
いもどしは、小爲替証書の亡失に係る場合には、当該小爲替
証書の有効期間内は、これをしない。

附則

第三十九條 この法律は、公布の日から起算し、二十日を経
過した日から、これを施行する。

第四十條 明治三十三年法律第五十五号郵便爲替法は、これ
を廃止する。

第四十一條 この法律施行前に差出人が現金を郵便局に差し
出した郵便爲替については、第三十一條の規定を除いて、
この法律を適用する。

第四十二條 金融緊急措置令の規定による封鎖支拂のための
郵便爲替については、同令施行中は、昭和二十一年閣令第
六十一号金融緊急措置令に基づく封鎖支拂の取扱に関する件
は、なおその効力を有する。

索引 (五十音順)

あ ん 摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法に関する特例……………昭和二三、七、一六法一七六号……………二〇八

あ

い

医師法……………昭和二三、七、三〇法二〇一号……………一七九
医療法……………昭和二三、七、三〇法二〇五号……………二〇八
印紙をもつてする歳入金納付に関する法律……………昭和二三、七、一二法一四二号……………四七六

う

運輸省官制の一部を改正する法律……………昭和二三、七、一〇法一一五号……………三五

お

大藏省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに
簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年
度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律の
一部を改正する法律……………昭和二三、一二、二〇法二一八号……………三五三

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律……………昭和二三、四、一法一八号……………三五六

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律……………昭和二三、五、一法三三三……………三六五

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一部会計からする繰入金に関する法律……………昭和二三、七、六法九八号……………三八一

恩給法の一部を改正する法律……………昭和二三、七、二二法一八五号……………三九五

恩給法臨時特例……………昭和二三、七、二九法一九〇号……………三八六

温泉法……………昭和二三、七、一〇法一二五号……………五五三

か

会計法の一部を改正する法律……………昭和二三、七、一法七九号……………三八〇

外国貿易特別円資金特別会計法……………昭和二三、八、三法二一三号……………四八二

海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律……………昭和二三、六、三法五二二号……………一四二

家畜傳染病予防法の一部を改正する法律……………昭和二三、七、二六法一八八号……………二〇三

学校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律……………昭和二三、七、一〇法一三三三号……………四七三

簡易生命保険事業における戦争危険に因る死亡に基く保険金の支拂による損失補てんに関する法律……………昭和二三、七、六法一〇〇号……………二九九

き

議院事務局法の一部を改正する法律……………昭和二三、七、五法九〇号……………七

議院法制局法……………昭和二三、七、五法九二号……………八

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律……………昭和二三、六、三〇法七四号……………三八六

教育委員会法……………昭和二三、七、一五法一七〇号……………一〇九

教科書の発行に関する臨時措置法……………昭和二三、七、一〇法一三二二号……………一三〇

行政管理廳設置法……………昭和二三、七、一法七七号……………二一

漁船保険法の一部を改正する法律……………昭和二三、七、九法一一四号……………五六九

金資金特別会計の一部を改正する法律……………昭和二三、四、一法一七号……………三五八

金資金特別会計法の一部を改正する法律……………昭和二三、五、一法三四号……………三五八

金融機關再建整備法の一部を改正する法律……………昭和二三、七、二一法一八四号……………五二一

け

警察法の一部を改正する法律……………昭和二三、四、一二法二三号……………九四

警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律……………昭和二三、三、六法一一号……………九三

減額社債に対する措置等に関する法律……………昭和二三、七、一法八〇号……………三八二

健康保険法の一部を改正する法律……………昭和二三、七、一〇法一二六号……………三〇〇

建設省設置法……………昭和二三、七、八法一一三号……………一七

こ

港域法……………昭和二三、七、一五法一七五号……………六一七

工業技術廳設置法……………昭和二三、八、一法二〇七号……………二八

興行場法……………昭和二三、七、一二法一三七号……………九九

皇室経済法施行法の一部を改正する法律……………昭和二三、七、六法九四号……………四七五

公衆浴場法……………昭和二三、七、一二法一三九号……………一〇一

厚生省官制の一部を改正する法律……………昭和二三、七、一五法一六一号……………六五

厚生年金保険法等の一部を改正する法律……………昭和二三、七、一〇法一二七号……………二二五

港則法……………昭和二三、七、一五法一七四号……………六一〇

高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法……………昭和二三、六、一一法五三三号……………三七

公認会計士法……………昭和二三、七、六法一〇三三号……………四九一

公立高等学校校定時制課程職員費國庫補助法……………昭和二三、七、一〇法一三四号……………四七五

國營競馬特別会計法……………昭和二三、七、一三法一五九号……………四八一

國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律……………昭和二三、七、五法八八号……………一一

國會議員法の一部を改正する法律……………昭和二三、七、五法九一号……………九

國會閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律……………昭和二三、七、五法八九号……………一二

國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律……………昭和二三、四、三〇法三〇号……………三六

國家公務共済組合法……………昭和二三、六、三〇法六九号……………三七

國民健康保険法の一部を改正する法律……………昭和二三、六、三〇法七〇号……………二八七

國民の祝日に関する法律……………昭和二三、七、二〇法一七八号……………七〇

國有財産法を改正する法律……………昭和二三、六、三〇法七三三号……………三七〇

國有鉄道運賃法……………昭和二三、七、七法一一二号……………三八九

國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外の行政

に要する経費の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律……………昭和二三、七、六法九九号……………三八二

國立光明療養設置法……………昭和二三、七、一五法一六二号……………三一九

國立國會図書館建築委員会法……………昭和二三、二、九法六号……………六

國立國會図書館法……………昭和二三、二、九法五号……………一

さ

財政法第三條の特例に関する法律……………昭和二三、四、一四法二七号……………三五九

し

齒科医師法……………昭和二三、七、三〇法二〇二号……………一九六

齒科衛生士法……………昭和二三、七、三〇法二〇四号……………一九四

市町村立学校職員給与負担法……………昭和二三、七、一〇法一三五号……………四七四

指定農林物資検査法……………昭和二三、八、二法二一〇号……………五四三

自轉車競技法……………昭和二三、八、一法二〇九号……………五七六

社会保険診療報酬支拂基金法……………昭和二三、七、一〇法一二九号……………三一五

獸医師会及装蹄師会の解散に関する法律……………昭和二三、七、一〇法一一六号……………二〇二

種畜法……………昭和二三、七、一二法一五五号……………五三四

小額紙幣整理法……………昭和二三、五、一三法四二号……………三六〇

商工省官制の一部を改正する法律……………昭和二三、七、一五法一六四号……………六六

消費生活協同組合法……………昭和二三、七、三〇法二〇〇号……………三二七

消防組織法の一部を改正する法律……………昭和二三、七、二四法一八七号……………三五

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に
関する法律..... 昭和三三、三、三一法一五号..... 三五四

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に
関する法律..... 昭和三三、五、一法三八号..... 三六四

昭和二十三年の所得税の豫定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の
一部を改正する法律..... 昭和三三、五、三一法五〇号..... 三六八

昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律..... 昭和三三、七、六法九五号..... 八四

昭和二十二年法律第七十号（大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別
会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘
定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般会計
からする繰入金に関する法律）の一部を改正する法律..... 昭和三三、二、二四法九号..... 三五四

職業安定法の一部を改正する法律..... 昭和三三、六、三〇法七二号..... 一四四

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律..... 昭和三三、五、三一法四七号..... 五一六

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律..... 昭和三三、七、一〇法一一七号..... 三六六

新炭需給調節特別会計法の一部を改正する法律..... 昭和三三、七、一二法一四一号..... 三六七

新聞出版用紙制当事務廳設置法..... 昭和三三、八、三法二一一号..... 二六

森林資源造成法の一部を改正する法律..... 昭和三三、七、一六法一七七号..... 五五三

水産廳設置法..... 昭和三三、七、一法七八号..... 二三

す

せ

製造たばこ「新生」の價格の改定に関する法律..... 昭和三三、五、一〇法四一号..... 三九四

製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律..... 昭和三三、七、二法八四号..... 三九四

政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に関する法
律..... 昭和三三、四、八法二二号..... 三五九

政府が発行する福引券の当せん金の支拂対に関する法律..... 昭和三三、五、一法三七号..... 三六五

政府職員の新給與實施に関する法律..... 昭和三三、五、三一法四六号..... 七五

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律..... 昭和三三、二、二〇法二一六号..... 七二

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律..... 昭和三三、二、二四法八号..... 七二

政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計
に対する一般会計の繰入金に関する法律..... 昭和三三、三、二〇法一三三号..... 七四

政府職員の俸給等に関する法律..... 昭和三三、三、二〇法一二号..... 七二

政務次官の臨時設置に関する法律..... 昭和三三、四、一四法二六号..... 一六

石炭鉱業権等臨時措置法..... 昭和三三、七、一二法一五四号..... 五〇六

石炭廳設置法..... 昭和三三、五、一〇法四〇号..... 一五

船員職業安定法..... 昭和三三、七、一〇法一三〇号..... 一四四

船員保険法の一部を改正する法律..... 昭和三三、七、一〇法一二八号..... 二四九

そ

造幣局官制の一部を改正する法律..... 昭和三三、七、一五法一六〇号..... 三五

損害保険料率算出團體に関する法律..... 昭和三三、七、二九法一九三号..... 四八五

ち

地方財政法……………昭和二三、七、七法一〇九号……………四一
 地方自治法の一部を改正する法律……………昭和二三、三、三一法一四号……………一三三
 地方自治法の一部を改正する法律……………昭和二三、五、一法三二号……………一三三
 地方自治法の一部を改正する法律……………昭和二三、七、二〇法一七九号……………一三三
 地方自治法の一部を改正する法律……………昭和二三、七、二〇法一八〇号……………一四一
 地方自治法の一部を改正する法律……………昭和二三、七、七法一一〇号……………四二一
 地方配付税法……………昭和二三、七、七法一一一號……………四六三
 中小企業廳設置法……………昭和二三、七、五法八三号……………三一

て

逓信職員訓練法……………昭和二三、八、一法二〇八号……………六八
 電信電話料金法……………昭和二三、七、六法一〇五号……………五八五
 電波物理研究所を電気試験所に統合する法律……………昭和二三、六、二六法五八号……………六六
 電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律……………昭和二三、六、二五法五七号……………五八二

な

内閣総理大臣等の俸給等に関する法律……………昭和二三、六、一九法五五号……………八二
 夏時刻法……………昭和二三、四、二八法二九号……………六九

に

日本学術会議法……………昭和二三、七、一〇法一二一號……………一二三

の

農業改良局設置法……………昭和二三、七、一五法一六三号……………三三
 農業改良助長法……………昭和二三、七、一五法一六五号……………五三七
 農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府縣農業会又は全国農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律……………昭和二三、六、二八法六二号……………四九〇
 農業災害補償法の一部を改正する法律……………昭和二三、七、二一法一八三号……………五一五
 農地開発営團の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律……………昭和二三、五、三一法四九号……………六七
 農薬取締法……………昭和二三、七、一法八二号……………五二八

は

賠償廳臨時設置法……………昭和二三、一、三一法三三号……………一三
 馬匹組合の整理等に関する法律……………昭和二三、七、一五法一六六号……………五五九

ひ

引揚同胞対策審議会設置法.....昭和二三、八、三法二二二号.....六七
肥料配給公團令の一部を改正する法律.....昭和二三、七、一三法一五七号.....五一六

ふ

復興金融庫法の一部を改正する法律.....昭和二三、二、九法七号.....三五三
復興金融庫法の一部を改正する法律.....昭和二三、四、一二法二四号.....三五六
復興金融庫法の一部を改正する法律.....昭和二三、七、一二法一五〇号.....三六七
不正保有物資等特別措置特別会計法.....昭和二三、五、一法三六号.....三六二
不正保有物資等の対価を登録國債で決済することに関する法律.....昭和二三、五、一法三五号.....三六一
物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律.....昭和二三、七、一二法一五二号.....四七七

へ

へい獣処理場等に関する法律.....昭和二三、七、一二法一四〇号.....一〇五

ほ

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律.....昭和二三、七、一〇法一一八号.....三六九
墓地、埋葬等に関する法律.....昭和二三、五、三一法四八号.....九五
保健婦助産婦看護法.....昭和二三、七、三〇法二〇三号.....一八五
保険募集の取締に関する法律.....昭和二三、七、一五法一七一号.....五六二

み

未復員者給與法の一部を改正する法律.....昭和二三、六、二八法六一号.....八三
民生委員法.....昭和二三、七、二九法一九八号.....一五八
水先法の一部を改正する法律.....昭和二三、七、二七法一八九号.....六一六

も

木船保険組合の解散に関する法律.....昭和二三、七、六法一〇六号.....五七四

や

薬事法.....昭和二三、七、二九法一九七号.....一六二

ゆ

有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律.....昭和二三、七、二九法一九二号.....三八八
優生保護法.....昭和二三、七、一三法一五六号.....三二〇
郵便爲替法.....昭和二三、六、二六法五九号.....六九三
郵便振替貯金法.....昭和二三、六、二六法六〇号.....六七六
郵便法の一部を改正する法律.....昭和二三、七、二法八五号.....五八四
郵便法等の一部を改正する法律.....昭和二三、七、六法一〇四号.....五七九
輸出入植物検疫法.....昭和二三、七、五法八六号.....五四八

輸出品取締法

昭和二三、七、一二法一五三号……………五一七

よ

予防接種法

昭和二三、六、三〇法六八号……………二一九

り

理容師法特例

昭和二三、六、三〇法六七号……………二〇六

理容師法の一部を改正する法律

昭和二三、七、二〇法一八一号……………二〇六

旅館業法

昭和二三、七、一二法一三八号……………一〇三

臨時資金調整法を廃止する法律

昭和二三、四、七法二〇号……………三五六

臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律

昭和二三、四、七法二一号……………三五七

臨時通貨法の一部を改正する法律

昭和二三、六、一九法五六号……………三六六

臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律

昭和二三、三、三一法一六号……………三五五

れ

連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の

連合國占領軍に対する引渡に関する法律

昭和二三、七、一〇法一一九号……………四七八

連絡調整事務局臨時設置法

昭和二三、一、三一法四号……………一三

ろ

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

昭和二三、六、三〇法七一号……………一四三

わ

割増金附貯蓄の取扱に関する法律

昭和二三、七、一二法一四三号……………四八四

第二回國會通過法律集統編正誤表

頁	段	行	誤	正
目次	九頁	六行目	國有財産法(大正十年法律第四十二號)を改正する法律	國有財産法
〃	一一頁	一六行目	森林資源造成法の一部を改正す法律	森林資源造成法の一部を改正する法律
本文	三頁	五行目	關係資料	關係資料
〃	〃	下段	機能	機能
〃	六頁	上段	三行目	調製
〃	八頁	下段	一行目	第四條を削り、第五條を第四條となし、以下順次繰上げる。
〃	二〇頁	下段	二行目	建設院設置法(昭和二十二年法律第二百三十七号)及び
〃	二一頁	上段	一三行目	昭和二十三年八月三十一日まで、
〃	二二頁	下段	一四行目	臨時内閣総理大臣
〃	二七頁	上段	一八行目	その候補者
〃	〃	下段	三行目	に下記を挿入する。

建設院設置法及び
昭和二十三年八月三十一日まで、
臨時内閣総理大臣
候補者
但し、この要求は各地位ごとに二回をこえてこれを行つてはならない。

本文

二七頁 下段 一六行目 定めなければならない。

〃 〃 一九行目 定めなければならない。

〃 二九頁 下段 三行目 事項を議決する外

〃 〃 〃 第六條第一項第二號の次に下記を挿入する。

〃 三七頁 上段 一七行目 第三條第三項の次に下記を第四項として挿入する。

〃 三八頁 下段 一七行目 造幣廳に属する職員

〃 四八頁 上段 一二行目 廢疾

〃 六五頁 上段 一七行目 第四條ノ中

〃 七〇頁 上段 一四行目 この法律の本則において

〃 七七頁 下段 二行目 勤勞の強庶

〃 〃 〃 一八行目 各省廳

〃 七八頁 下段 六行目 不可能か

〃 七九頁 下段 一四行目 地域給與審議會

〃 八六頁 下段 一〇行目 疾病て

〃 九〇頁 下段 七行目 それぞれ

〃 九七頁 下段 七行目 前月の

定めなければならない。

定めなければならない。

三 試験研究の成果の普及に関する事項

高等試験の予備試験に関する事務は、高等試験

委員会第三部においてこれを掌る。

造幣局に属する職員

疾病

第四條ノ二中

この法律の第一條及び第二條において

勤勞の強度

各省各廳

不可能であるか

地域給與審議會

疾病が

にそれぞれ

前月中の

命令

命令

旅館業

二字分下げ、明朝にすること

都の教育

在職期間

市町村の教育委員会、

明朝体

……市町村にあつては、これを市町村長とする。

管理会の

託兒所

議会の

規定による

他の普通地方公共団体

關係普通地方公共団体

労働者供給事業を行い、

あつせんすること。

九八頁 下段 一二行目 法令

九九頁 上段 四行目 法令

一〇五頁 上段 一行目 旅館營業

一〇八頁 上段 九行目 第十八條 削除

一一六頁 下段 二〇行目 都教育

一二二頁 下段 一四行目 在任期間

一二二頁 下段 二行目 市町村教育委員会、

〃 〃 〃 一五行目 第七條

〃 〃 〃 一六行目 ……町村にあつては、これを町村長とする。

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

本文	一四七頁	上段	一六行目	必要な事項は、
〃	〃	下段	一九行目	資料
〃	〃	〃	二〇行目	調査研究
〃	一四九頁	上段	一四行目	申立
〃	一五〇頁	上段	七行目	普通船員職業補導
〃	〃	下段	八行目	普通船員職業補導
〃	一五五頁	上段	一三行目	實施狀況を調査するため、當該官吏をして
〃	〃	〃	〃	以下
〃	一五六頁	下段	一行目	これは
〃	一六〇頁	下段	九行目	ベニシリン
〃	一六八頁	下段	一四行目	官吏又は吏員は、
〃	一七五頁	下段	一二行目	立入、検査
〃	〃	〃	〃	診療上
〃	一八二頁	下段	一〇行目	漏らし、
〃	一九一頁	上段	一六行目	義務
〃	一九二頁	上段	四行目	この法律
〃	一九三頁	上段	二行目	弁明の
〃	一九七頁	下段	一三行目	弁明と

必要な事項、
資料
調査研究
申立
属員職業補導
属員職業補導
實施狀況を調査するため、必要があると認めるときは、當該官吏をして
以下
これを
ベニシリン
官吏又は吏員は、
立入、検査
診療上
漏らし、
義務
この法律
弁明の

聽いた

在ルトキハ

「第五章審査ノ請求、訴願及訴訟」(第五章ノ文字ハ明朝体)

事業主ノ事業所

六〇

一部

「平均報酬月額」

被保險者又ハ被保險者タリシ者

職業紹介所

認定ヲ受ケタルコト

超エ

第六十六條

第十八級中

六・五

削除

これを第三十七條ノ二第一項の許可を受けたものとみなす。

〃	二一四頁	上段	二〇行目	聽いた
〃	二三三頁	下段	四行目	在ルトキハ
〃	二三八頁	上段	六行目	「第五章審査ノ請求、訴願及訴訟」を、
〃	〃	〃	〃	「平均標準月額」
〃	二四八頁	上段	二〇行目	「平均報酬月額」
〃	二四九頁	上段	一三行目	被保險者タリシ者
〃	二五五頁	上段	三行目	職業紹介所
〃	二五八頁	上段	一六行目	認定ヲ受ケタルコト
〃	二五九頁	上段	一五行目	超エ
〃	二六一頁	上段	一行目	第六十六條
〃	二六六頁	下段	九行目	第十八級中
〃	二六八頁	下段	一六行目	六・〇
〃	二八五頁	別表第八上段四年以上	十二	第十九條ノ二乃至第十九條ノ五を削
〃	二九一頁	上段	三行目	これを第三十七ものとみなす。
〃	二九八頁	下段	一四行目	これを第三十七ものとみなす。

本文 三〇三頁 下段 一七行目 次の一項

三一〇頁 下段 一行目 報酬月額

三二二頁 下段 一八行目 はてその

三三四頁 下段 二行目 届出禁止その他

三四六頁 下段 五行目 第 九 章

三四八頁 上段 一五行目 組合變更

三五〇頁 上段 五行目 処するため

三五四頁 下段 一行目 七十七億八千六百六十四万四千円

三五五頁 上段 一行目 同月三十日限り

三五六頁 下段 七行目 一般会計から同会計に…

三五八頁 下段 四行目 第一條ノ第一項中

三六三頁 上段 六行目 前年度剰余金

三六六頁 下段 一〇行目 大正十五年

三七〇頁 上段 九行目 國有財産法(大正十年法律第四十三號)を改正する法律

三七二頁 上段 一七行目 左に掲げる…

三七一頁 上段 九行目 特別調達院

三八一頁 上段 三行目 特別調達院と

次の二頁

標準報酬月額

はその

届出、禁止その他

第九章

組織變更

処理するため

七十七億八千六百六十四万四千円

同月三十一日限り

一般会計から、同会計に…

第二條ノ二第一項中

前年度剰余

大正十年

國有財産法

左に掲げる…

特別調達院

特別調達院の

三九五頁 下段 一八行目 社債登録法

三八九頁 上段 一六行目 協定

三九三頁 上から二七行目 以上100キロメートルまでを増すことに

三九六頁 下から三行目 「を」都道府縣にの次に下記が続く

三九六頁 下段 九行目 退職當時

三九九頁 上段 一行目 看做ササル者

四〇〇頁 上段 二行目 同條但書を

四〇一頁 下段 一行目 爲ササル

四〇二頁 上段 一〇行目 公務員若ハ

四一四頁 下段 四行目 産業の振興

四一八頁 上段 一五行目 都市計画事業に要する経費

四一八頁 上段 二〇行目 又は収入を放棄した場合、

四二一頁 下段 五行目 又は放棄した額を

四二五頁 上段 九行目 地方税

四二六頁 下段 六行目 市町村税独立税

四二六頁 下段 六行目 災害補償金

社債等登録法

規定

1783

以上100キロメートルまで増すことに

同條第四号中「都道府縣又ハ之ニ準ズベキ地方總濟」を「都道府縣又ハ市町村」に改める。

退職當時

看做ササル者

同項但書を

爲ササル

公務員若ハ

産業の振興

都市計画事業に要する経費

又は確保すべき収入徴収等を怠つた場合

又は徴収等を怠つた額を

「地方税」

市町村税独立税割

災害補償金